

二、貿易計畫と輸出の促進

本年四月までの輸出入実績は以上の如くであるが、日本經濟再建のために如何なる復興計畫が立てられねばならぬか、どのような姿になつたとき果してわが國經濟は安定しうるか。かゝる目途から經濟安定本部が本年五月策定した「經濟復興第一次試案」による貿易五カ年計畫は、一面からみれば經濟復興五カ年計畫のベースともなり見方によつてはまた總合的結實であるともいえる。この政府案に對し民間では經濟同友會が、可及的有利な條件と、反對に豫測される最大な悪條件という二つの尺度に基いて輸出入の上限と下限とを設けた二つの貿易計畫を策定これを公表し世に問うた。また一方米國陸軍省ドレ

(四) 國別輸出入比率(%) (東洋經濟調)

	輸 出				輸 入			
	1947年	48年 1月	2月	3月	1947年	48年 1月	2月	3月
米朝中香比馬佛蘭シ印濠英カ埃ソ	16.10	10.85	30.55	33.11	88.35	88.23	84.60	86.70
國 鮮	14.31	9.80	13.30	14.88	0.56	4.23	3.79	2.00
國 港	7.86	2.35	5.13	0.16	0.80	0.68	0.62	4.32
島 來	7.53	14.35	12.67	6.94	0.66	0.41	0.23	0.20
印 度	—	0.15	6.54	1.91	0.50	2.02	2.05	0.72
州 州	1.99	4.29	1.44	4.19	0.92	0.66	0.52	0.88
國 國	—	—	0.77	1.00	—	—	0.24	0.26
ダ 及	19.36	39.55	24.42	13.15	0.21	0.76	—	0.34
連 連	1.38	0.33	1.95	—	—	—	0.32	—
ナ	5.51	—	—	—	4.93	0.29	—	0.56
ナ	2.11	—	—	2.07	0.12	—	—	0.13
ナ	6.79	5.57	1.15	8.45	—	—	0.12	—
ナ	—	0.08	2.50	1.39	—	—	—	—
ナ	—	3.74	—	0.71	1.79	2.15	0.34	0.10
ナ	—	—	0.13	0.10	0.36	—	—	—

パー次官は、獨自の見地より貿易復興五カ年計畫を米國議會で論じている。これら三種類の計畫は、各自異なつたベースの上に立案されたものではあるが、いづれをとつても、計畫達成には次の如きネックが存在していることにはかわりがない。

(一) 日本の輸出品は加工貿易によるものがその中心をなしているが外貨の不足による原料輸入難から加工すべき原料が少いこと。最近問題になつてくるクレジットも、かゝる加工原料ならびに、復興資材を入手するためのものである。今年度(米會計年度七月一日より明年六月末)における、米陸軍省の對日救済援助費(ガリオア・ファンド)は議會において四億二千萬ドルの支出の協賛を得たがこれは専ら食糧その他の救済費にあてられる。そしてこゝにとりあげらるべき種類の復興あるいは原料購入の資金は同じく六月七日議會を通過した一億五千萬ドルの輸出入回轉基金、さらに昨年夏以來懸案になつていた民間棉花クレジット六千萬ドル(マ元師の承認は六月八日)、および議會において削減の運命におち入り、最初の陸軍省提案二億二千萬ドルから一億ドルまでに減額されしかもなお通過をみない日本朝鮮經濟復興費である。陸軍省提案の二億二千萬ドルの内譯は、工業用原料一億一千四百八十四萬ドル、工業機械修理および補充千九百五十二萬ドル、工業用半製品五百九十萬ドル、雜資材、サービスおよび電力三千七百萬ドル、モーター、車輛および部分品百九十八萬ドル、復興資材輸

送費三千八百九十九萬ドル、情報機關費百七十七萬ドルと成つており、この二億二千萬ドル中、日本に對し一億四千萬ドルを支出し、朝鮮、琉球には夫々六千萬ドル、千六百萬ドルを支出することになつていた。もしこの經濟復興費（イロア・ファンド）が承認され、日本に對し一億四千萬ドルの支出がなされたとすれば、ガリオア・ファンドを除いて約三億五千萬ドル、ガリオア・ファンドを含めて七億七千八百萬ドルが、わが國經濟復興に役立つ譯となり、前述三種の貿易計畫も、一應實現しうるといふ豫想のもとに構想がつくられている。したがつて輸出振興を阻害すべき外貨難による原料輸入の如何は、かゝる基金が多く得られるか少いかによつて左右されているのである。

(二) 第二には動力や輸送力の不足等の生産隘路が隨所に山積しており生産活動の上昇を阻害していること。

(三) 生産能力が不足し、特に輸出の大宗である繊維工業の設備能力は戦前に比べ著しく縮小したこと。

(四) 日本の主たる輸出市場である東亞諸國の經濟回復が遅々としており、このため東亞諸地域の購買力が非常に制限されていること。

(五) 輸出によつて受取らるべき外國諸通貨間の自由交換が制限さされているため、決済問題が極

(五) 安本27年度輸出計畫

	金額 百萬ドル	%
織	906	55.0
綿	485	—
人	213	—
生	64	—
毛	88	—
機	334	20.2
織	64	3.8
化	54	3.7
加	38	3.6
織	23	3.5
農	35	3.4
紙	46	2.7
陶	19	0.1
磁	37	0.2
器	23	0.1
其	67	3.7
計	1.646	100.0

めて困難で貿易はいきおいバーターないし清算協定にならざるを得ないこと。

(六) 現在のところ世界的な物資不足から高價格でもある程度輸出できるが、勞働生産が非常に低い状態がこのまゝ續けば、わが國の輸出品は國際價格に比べて非常に高値となる惧れが多いこと。

以上の如き諸問題を解決した上でなければ五カ年計畫の達成は困難であるが、今安本案、同友會案、

ドレーパー案の三案を比較するとき、各案とも若干の相異點がある。すなはちドレーパー案は、最も纖維輸出に重點を置き、全輸出の五八%をしめてに對し、安本案は五五%、同友會案は四二%しかみこんでいない。反對に同友會案は重工業に期待をかけ、機械金屬および化學製品の輸出にウエイトとを多く置いておることも注目されている。また安本案と同友會との差異は、安本案が五カ年後に國民が最低生活を営むに必要な輸入額を假定し、これに基いて貿易構成を算出しているに對し、同友會案は五カ年後の輸出の上限（最高限度の可能性ある見込額）と下限（確實性を見込み得る限度）と

(六) 經濟同友會二十七年輸出計畫 (その一)

▽第一類	昭和十二年	下限	上限
生絲、絹織物	三三(三三)	五七(五七)	七六(七六)
綿絲、綿織物	四四(一六五)	三〇(一〇)	三八(一七〇)
人絹スフ、同製品	一四(二九)	九一(八二)	一一(一〇三)
毛絲、毛織物	四六(四八)	四六(四四)	六九(三二)
その他纖維製品	一七(二九)	五二(四二)	六八(五四)
計	一〇五(七〇九)	四七五(三〇四)	七二四(四三三)
▽第二類			
機械類	一六三(三九)	一四七(二五)	三六(二七八)
金屬製品	七七(五八)	六一(四六)	九二(六九)
鑛、金屬	一〇三(七八)	三二(三三)	六二(四六)
鑛、同製品	三三(三三)	一五(一五)	二〇(一八)
計	三六(二九七)	二五四(二〇九)	五〇〇(四一一)
▽第三類			
ガラス、同製品	二六(二三)	二六(二三)	三九(三五)
紙パルプ製品	四四(三六)	三六(二九)	五五(三八)
薬材、化学薬	五〇(四八)	四六(三九)	七六(六六)
(備考) () 内は輸出純収入金額見込單位百萬ドル。			

▽第三類	昭和十二年	上限	下限
油脂、同製品	五〇(四〇)	三〇(一八)	五〇(三五)
染料、顔料	一四(一三)	三(一一)	一六(一五)
計	一八六(一六〇)	一五〇(一一一)	三三六(一八九)
▽第四類			
陶磁器	二九(二五)	二九(二六)	四三(三九)
皮毛、角	一三(一二)	七(七)	一三(一二)
同製品	三六(三三)	二八(二六)	四七(四二)
装身具類	一五九(一三七)	一九(九五)	二三八(一九〇)
その他雜貨類	二二七(一九六)	一八三(一五三)	三三二(二八三)
計	二二七(一九六)	一八三(一五三)	三三二(二八三)
▽第五類			
穀類、同粉等	四一(四一)	四(四)	八(八)
植物、動物	三〇(一九七)	七五(七一)	九六(九一)
計	三〇(一九七)	七五(七一)	九六(九一)
▽第六類			
穀類、同粉等	一六(一五)	六八(六四)	八五(八〇)
植物、動物	一〇(一〇)	四(四)	八(八)
計	一六(一五)	六八(六四)	八五(八〇)

同友會案(その二)

織維品類	四四・〇	下限	上限
機械金屬鑛山品類	六九・九	六九・九	一三三・四
化學工業關係品類	八〇・八	八〇・八	一三六・八
陶磁器、雜貨類	七三・五	七三・五	一四四・九
飲食物、農水産物	三六・五	三六・五	四六・八
合計	五五・五	五五・五	九三・二
(備考) 昭和十二年を一〇〇とする。			

(その三)

昭和十二年	昭和廿七年見込
織維品類	五二・五
機械金屬鑛山品類	一七・七
化學工業關係品類	八・九
陶磁器、雜貨類	二・五
飲食物、農水産物	一〇・四
合計	九二・〇

(その四)

輸出見込額	一、二七〇	下限	上限
貿易外受取超過見込額	一、二〇〇	一、八八七	
貿易との合計	一、二〇六	一、九〇九	
安本要輸入額との比較	七割三分	一、九九六	
(備考) 單位百萬ドル。			

(七) ドレーパー案 (その一) (6月9日AP電單位百萬ドル)

	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年
輸出	300	490	750	1,000	1,250	1,500
輸入	580	828	965	1,125	1,250	1,400
輸差	↔ 280	↔ 338	↔ 215	↔ 125	0	↔ 100

ドレーパー案 (その二) (1952年輸出目標) 6月3日UP電

	萬ドル	%
織維	90,000	58.0
生絲	7,000	—
絹織物	7,000	—
綿絲布	39,000	—
人絹絲布	14,000	—
羊毛絲布	4,000	—
衣類織物	19,000	—
機械及金屬製品	29,000	18.7
化學製品	7,000	4.5
紙と木製品	4,500	2.9
陶磁器・ガラス・セメント	6,000	3.8
玩具雜貨	4,000	2.5
食料品水産物	3,500	2.2
其他	11,000	7.4
計	155,000	100.0

を算出し、この中間に五カ年後の輸出額を豫想するものである。

同友會案の二つの限界中下限の條件としては（一）紡績四百萬鍾化學纖維十五萬トンなどを基礎とする中間復興目標を下限としてこゝに基準を置く（二）東亞市場の復興が問題となるが、五カ年後にはほぼ平常に復興するものと假定する（三）國內では集中排除法、勞働基準法などの特別な條件によつて制限されているが、このため下限程度の産業復興ができないことはないを假定する（四）インフレがこれ以上悪性化し、この面から産業の復興が阻害されるほどの致命的な状態はこないこと等の想定の上に立つている。これに對し上限の條件は（一）輸出産業に對しては各種の制限が除かれる（二）輸出市場は正常な状態に回復し、またドル對ポンドの交換も全く自由となる（三）原料、資材、燃料、動力などの困難が打開される（四）インフレはこれ以上破局化しない等の上に立つている。安本案が外國よりの援助ないしクレジットを基礎とし輸入を根本とし、これから輸出を豫想しているに對し、同友會案はわが國經濟の自立條件としては、わ國經濟の高度の貿易依存度の性格にかんがみ、貿易の依存部分が充されるかどうか日本經濟全體の問題がかゝつていゝるとし、この貿易の規模は輸出によつて決定されるから、結局輸出がどこまでのびうるかといふことに全てがかゝつていゝといふ見地をとる。

同友會案その二によつてみると、二十七年度輸出金額は下限、上限ともに昭和十二年のそれには及ばないが、第二類（機械、金屬、鑛山品類）第三類（化學工業關係）第四類（陶磁器、雜貨類）の上限は昭和十一年に比べていづれも三、四割の増加を示している。これに對し第一類の纖維品類と第五類の飲食物、農水産物は激減しており、戰爭によりわが國産業構成が重化學工業中心に切換えられたことを現わしている。食糧品關係の輸出能力の減少は、領土と北洋その他の漁場を失つたことによるものだ。また表その一を基礎とした輸出品の内容構成の變化は表その三の如くであり、さらに商品輸出、貿易外受取超過額と安本案の比較は表その四の通りである。なお別に朝日新聞記載より、本年度輸出入計畫を参考にまで掲載しておく。

三、圓、ポンド通貨協定成る

輸出入の實績の檢討において既に觸れた如く、戦後わが國の貿易は米國より原料を輸入し、綿製品を中心とした纖維品類を東亞地域（いわゆるポンド地域）に輸出することによつて成立している。ところが現在の最大の隘路は、ポンドとドルとの自由な交換が出来ないといふことにある。ドル地域より購入された棉花に對してはドル貨をもつて支拂わねばならないといふのが原則である。従つて米棉原

(八) 本年度輸出入計畫
(1948.7—49.6) (貿易廳調)

輸 出		百萬ドル
纖維類	451
機械および金屬類	78
陶磁器、セメント、雜貨類	51
化學工業品、農水産物	67
計	649
輸 入		百萬ドル
纖維原料	355
鐵産物および金屬類	121
燃料石油類	125
食糧、肥料	431
民生安定用食糧、勞務者 農民生用の特配物資原料	165
その他	114
計	1,321

(註) 朝日新聞7月2日及10日號参照。

料の綿糸布の代金がポンドで支拂われたのでは、米國に對してドルによる支拂いが出來ない。纖維貿易公團の調査に従れば、終戦後五月までの綿糸布輸出は、生地三億八千七百萬ヤード、加工綿布一億二千七百萬ヤード、合計五億一千四百萬ヤードであり一—四月の平均輸出實績は月二千五百萬ヤードとなる。ところが生産は月約五千萬ヤード、年間約六億ヤードというのが現状であり、こゝに毎月二千五百萬ヤードの滞貨が生じてくる譯である。勿論これらのうち若干が國內放出されるとしても月二千萬ヤード以上が滞貨とならざるを得ない。現に貿易資金特別會計において、同資金より纖維貿易公團への貸付金未償還額が、本年三月末(二十二年度末)には百四十二億圓にも達した。この大部分が輸出纖維の滞貨であるという事實は、結局わが東亞輸出が順調でないということ

を物語るものだ。
この綿製品の支拂方法の改善に關して特筆すべきことは、去る四月廿九日、總司令部ニューヨーク

貿易事務所の發表である。これは、

(一) 日本から輸入する綿製品の代金は少くとも半額を米國ドル貨で、残りは自由に他國通貨に交換できるポンド貨、あるいは受理しうる商品で支拂うことができる。このような支拂方法を認められる國のなかには濠州、ビルマ、セイロン、インド、ニュージーランド、パキスタン、南阿連邦、英國および英植民地、ベルギー、カナダ、中國、佛印、香港、蘭印、オランダ、比島、瑞典、エジプトおよびソ連が含まれる。

(二) 他國通貨と交換可能なポンド貨とは總司令部のポンド取引勘定に受理しうるものであり、パートナーの對象となる受理しうる商品中には棉花、羊毛、黃麻、ゴム、染料および木材パルプを含む。

(三) 日本との間に當座貸借取引を有する一部のポンド領域諸國との間に特別な形式のパートナー協定が結ばれるかもしれない。このような對手國のうちには、濠州、ビルマ、セイロン、インド、マレー、シンガポールおよび英國が含まれる。

(四) その他の諸國は日本綿製品に對する代金支拂をドル貨によつてのみ行わねばならない。右聲明は、残り半額はポンド貨、または棉花、羊毛等の商品で支拂つてもよいというのであり、更にポンド領域地區諸國とのパートナー協定の締結の可能性を示唆したことは注目に値する。かゝるパー

ター貿易の例としては五月十四日に成立した日濠通商協定で、日本繊維製品二百萬ポンド（英貨）と濠毛五萬俵とのバーター協定であり、またインドとの協定も近く期待されている。その他バーター協定の例としては綿製品の支拂とは違うが五月十六日日ソ貿易協定がある。これは價格四百萬ドルの車臺と軌道（狭軌）をソ連に供給し、ソ連からは石炭、パルプ等の必需物資を輸入するものである。又七月には日・佛・佛印三角金融協定が成立したが、バーター制を中心として年に二度、六月と十二月にドルで清算するものである。これは日本から佛本國に生糸九千俵、佛印に三池炭五千トン、機械、雜貨などを送り一方佛印から日本へは無煙炭二萬六千トン、鹽、漆等を輸入するものである。

しかしながら、六月一日の圓、ポンド通貨新協定の成立こそ今後の東亞地域への輸出を促進する上において極めて重要な役割を果すものといえる。新協定は昨年十一月とりきめられた民間貿易適用の暫定通貨協定に代るもので、民間、政府兩貿易に適用され、日本とポンド地域全體の貿易に對し一つの通貨基調を提供する目的をもつと總司令部當局は發表している。この協定に参加する諸國は、英本國、その他植民地（香港を除く）濠州、インド、ビルマ、エアー、フアロー諸島（デンマーク領）アイスランド、イラク、ニュージールランド、パキスタン、南アフリカ、ペルシャ灣沿岸諸王國で、これら地域との間のすべての貿易に適用され、餘剩ポンド貨は半年ごとにドルに交換できる。たゞしこの

協定は、米國から輸入した棉花で製造する綿製品關係の取引を除外しているので、綿製品は引續きドルか、受理できる外國爲替または商品か、あるいは總司令部で適當と認めた支拂手段の組合せのいづれかによつて入手されねばならぬこととなつてゐる。したがつて、さきに發表された半分ドル半分ポンドという支拂方法も一應この清算協定と別箇のものとして取あつかはるべきである。この意味からいつて、去る六月貿易廳が賣出した埠頭積滞貨綿布一億ヤードの全額ポンドの輸出は、この協定とは關係がない。ポンド地域とかゝる清算協定ができたとしても、結局これは全面的な清算協定であり、終局的にはポンド地域全體を一つとみなして取引を決済することになつてゐるが、ポンド領域内にも夫々の事情があり、現實の問題としては矢張り各地域と個々の貿易協定の制定が必要となるに至ると思はれる。

總司令部七月十二日の特別發表によれば、總司令部代表とポンド領域代表とからなる貿易委員會で全面的な通商協定が作成されているという。この東京會談の内容は極秘に附されているので、果してこれが前述の如き個別的な貿易協定となるか、全面的な通商協定になるかは知りたいが、ニュージールランド委員會作成のリストによれば、日本はニュージールランドから羊毛、皮革、カゼイン、種子等を輸入し、ニュージールランドは、日本から生糸、木材合板、絹、人絹、綿製品等を輸入するという。

かゝる情勢からすれば、個々別々の貿易協定が作成されるのではあるまいか。

しかしながら、こゝに「ガリオア・ファンド」の利用範囲の擴大によつてポンド向輸出を促進するという問題が起つてゐる。これでは「ガリオア・ファンド」は米ドル地域からの物資買付にのみ限定されておつたが、それを今後非ドル地域（ポンド地域その他を含む）の物資買付にも適用するといふことだ。すなわち非ドル地域の各國が日本とバーター貿易を望むなれば、ドル評價による相當取引を行い、日本産業の再建に必要な物資を買入れると共に、日本より繊維、機械その他の物資を輸出するといふ。この問題が東京會談で實現するとすれば、これまで社會不安と疾病防止のため、主として食糧肥料、醫藥品等の買付にのみ利用されていた「ガリオア・ファンド」はポンド地域に散布されることになる。米國からの小麥、小麥粉のかわりにビルマからは米が、濠州、ニュージールランド、南阿からは小麥、羊毛が、印度より棉花が、英領ソマリランドから鹽が輸入されよう。反對にこれによつて各地域はドル資金が豊富になるから、日本よりの輸出、たとえば生糸が英本國、濠州、ニュージールランド、印度に二萬俵。紡績機械を中心とした機械類が印度、シンガポールに。時計、カメラ等が香港、中國、マレー、ビルマ等に。寒天、樟腦、茶、椎茸等が英國、シンガポール、印度等に輸出されるものと期待される。東亞貿易も愈々軌道にのつてきたことを感じさせる。

第六節 退潮する農村インフレと物價問題

一、第二國會に成立をみた食糧確保措置法

第二國會に提出された農林關係法案は二十件、うち成立をみたのは次の十七件で、(一)農業協同組合法の一部改正法律案、(二)自作農創設特別措置法の一部改正法律案並に(三)農地調整法の一部改正法律案の三件は審議未了となつた。すなわち成立をみたのは(一)農地開發營團の行方開發事業を政府が引繼いだ場合の措置に關する法律の一部改正法(五月三十一日成立)、(二)農藥取締法(六月十四日)、(三)輸入植物検査法(六月二十五日)、(四)農業災害補償法の一部改正法(六月二十八日)、(五)家畜傳染病豫防法の一部改正法(六月二十八日)、(六)獸醫師會及び裝蹄師會の解散に關する法律(六月二十八日)、(七)指定農林物資検査法(七月一日)、(八)肥料配給公團令の一部改正法(七月一日)、(九)水産廳設置法(七月一日)、(十)漁船保險法の一部改正法(七月一日)、(十一)種苗法(七月四日)、(十二)農業改良助長法(七月五日)、(十三)食糧確保臨時措置法(七月五日)、(十四)農業改良局設置法(七月

五日)、(十五)馬匹組合の解散等に関する法律(七月五日)、(十六)森林資源造成法の一部改正法(七月五日)、(十七)競馬法(七月五日)の十七件であるが、そのうち特に説明を要するのは、第二國會終幕の七月五日、四つの主要修正を経て通過した食糧確保臨時措置法であらう。

本年報復刊第一集で述べた通り臨時農業生産調整法案は第一國會で一蹴されたが、同法案の根本主旨たる作付面積を基礎とする主食糧農産物の事前割當は、前集にふれた通り、農業一割増産の名の下に現實には既に行われている。この既成の事實を制度化しようとしたのが食糧確保臨時措置法案で、同法は「主要食糧農産物の生産及び供出を確保するため、公正且つ計画的にその生産數量と併せてその供出數量の割當等を行い、以て食糧事情の安定を圖ることを目的」とし(第一條)、米、大麥、はたか麥、小麥、甘藷、馬鈴薯及び雜穀が生産並に供出計畫の對象となる。そしてそれ等の「生産數量若しくは供出數量又はこれらのものゝ生産に必要な肥料、農藥若しくは農機具の配給數量について行政廳の定める計畫」を農業計畫と稱し(第二條)、生産と供出計畫を農業計畫と結合して食糧自給をたかめるのが法の具體的狙いである。農業計畫は市町村農業調整委員會の責任において、(一)農業者が農地利用に關して有する計畫、(二)農地面積、地味その他の狀況、(三)作付及び收穫の實績、(四)作物の組合せ、(五)農業勞働力、飼養家畜の種類及び頭數を勘案してきめる(第五條)。そこで農業調整委員

の選出方法だが、これは形の如く市町村農業調整委員は耕作者農民間の公選、同會長は同委員の互選、縣委員は市町村委員の互選、縣委員長は知事の兼任の方式が採用される。同法の統制力であるが、それは例えば法第十條に「都道府縣知事が主要食糧農産物の生産を確保するため、その生産の確保に支障を及ぼすおそれのある農産物の一定の面積以上の作付を制限する必要があると認める場合において、都道府縣農業調整委員會の議決を経て、期間、面積及び農産物の種類を指定したときは、市町村農業調整委員會の承認を受けなければ當該地域においては當該期間内は當該面積を超えて當該農産物の作付をしてはならない」とある。この第十條に違反すると二萬圓以下の罰金に處せられる。

二、R、H、デイヴィス氏の警告

右の食糧確保措置法の成立に關して想起されるのは「農民解放指令」(二十年十二月九日)とその際に發表された米軍總司令部渉外局のメモランダムである。同メモランダムの一節に曰く、「日本の農家は平均三エーカー弱の土地を持つており(一エーカーは四段二十坪)、この貧弱な土地からその家族のため落穂拾いにも等しい生活の糧を得なければならぬのであるが、これをアメリカの農家の平均四十七エーカーにくらべれば驚くべき零細である。全農民の半分近くは耕地二エーカー以下を所有する

もので、完全な自作農は全農家の二〇%弱にすぎない。農民の窮状は、彼等を傳統的に悩まして來た悪機構によつてさらに困難なものとなつてゐる。彼等が借金に對して拂わねばならぬ金利は商工業のそれよりも遙かに高く、農民に對する直接税は企業者に對するよりも不公平に大きなものである。政府は農民に對して何を作るべきかを命令し、現在の農業會は、農民を引續き壓迫せんとする分子によつて統制されている(傍點筆者)。さらに遡つて終戦直後の海外論調の一部を顧るなら、例えば二十年九月二十四日付ニューヨーク・ポスト紙は「日本人を戦争犯罪人として逮捕するだけでなく」日本の社會機構そのものを戦争責任者として糾弾する」の要を強調し、同九月二十六日付マンチエスター・ガーディアン紙は「日本人口の四割を占める農民は米騒動によつて明らかな如く最も過激分子で、飢餓が深刻となれば必ず爆發するだらう。農業改革は日本改革の第一歩であり、農民生活を向上せしめることは、日本の工業に對する低賃金勞働の給源を斷ち、又日本軍の徴兵力を減ずることとなり、一方農民の購買力の増加は國內の需要を増加し延いては對外輸出と侵略とを緩和する効果がある。」と問題を提起した。以上に指摘せられた問題點は、その後農地改革法を基調とする諸政策によつて遂次解決され、また現に解決されようとしてゐる。そして解決は日本政府責任において官僚の手によつて進められた。この間にあつて久しく直接農政の監督指導に當つた總司令部天然資源局の農業課長R・

H・デイヴィス氏は、第二國會開會中の去る六月、米本國に歸任することとなつた。歸任に先立つて六月十四日、同氏は記者會見でおよそ次の如き談話を發表したが、日本農政を親しく指導した經驗者としての同氏の見解は、充分に傾聴するに値いするものと思われる。すなわち、(一)農林省の役人は總司令部が新農業技術を提供するために必要と考へた農業研究制度の設置を拒否し畜産改善の提案を快く受容れることなく、また(二)大藏省は豫算作成に強い権限を持ち農業に關する豫算を獨善的に決定する傾向があるのは最も批判すべきで、農民への課税が過重であれば折角の農地改革も効果がなくなり分配した農地は元の地主の手に還るおそれがある。昨年農民は供出代金の半分を所得税として支拂わされ、さらに現在農民に對する新税が考慮されている。(三)現在農地改革の遂行は成功してゐるので第三次農地改革の必要はないと考へる。總じて日本農業の改革は政府の一部官僚主義によつて阻止されている。

三、農村インフレの退潮

右のデイヴィス氏の見解はほぼ農政の根本缺陷を衝いてゐる。のみならず、その談話發表は時宜を得たものといわねばなるまい。何故なら當局が食糧確保臨時措置法の國會通過に腐心してゐる間に

(一) 農家の租税公課負擔推移(圓)

昭和	農業所得	國稅	租稅公課計	所得に對する割合(%)
一五年	一、八六〇	七	三	三
一六年	一、七五〇	七	三	三
一七年	二、七四八	三〇	七六	三
一八年	三、二四一	三〇	一六一	三
一九年	三、九二七	八八	三三七	六
二〇年	五、四三三	四〇四	六二八	三
二一年	三、一五〇	三、九七五	四、四四八	三〇
二二年	四七、三九一	三、八七六	二、二五二	四三

(備考) 全國農業會調査。

も、同氏の警告した農地の地主への還流どころか、農民の耕地放棄が全国的に發生しつゝあつたからだ。このことは所謂農村インフレに潤つていた農村經濟も、あるいは鉄狀價格差の激化、さらには租税公課の負擔増によつて名目的にも悪化し、その脆弱性を顯現化したことを意味する。

デ氏の特に指摘した税金負擔の點であるが、全國農業會の調査によれば、農家の租税公課負擔は、昭和十五年税制改革によつて所得(税込)の三%にまで低下したが、第一表にみる如く、後二十年より負擔は累増して二十二年には四三%にまでたかめられた。そして所得税課徴の實態については、前集に報じたから略するがその後農林當局は第二表にみる如き興味ある調査報告を行つてゐる。

かような税金過重に耐え切れない農民は遂には耕地を放棄せざるを得ない。がこの種の實態は中央と地方共に當局は發表を差控えている傾向が強い。たまたま入手した地方當局より中央への報告資料に基いて、耕地放棄の一端を示せば第三表の如くだ。例によつてこの表掲數字がそのまま信用出来る

(二) 昭和二十二年度農業所得賦課状況調査結果表

地方別	調査戸數(戸)	經營面積(反)	申告所		更正決定		所得稅		
			額A(圓)	反當(圓)	額B(圓)	反當(圓)	額C(圓)	反當(%)	
關東	六九	一四、一	二六、二四三	一、五八一	三六、六四四	二、一七九	七、〇五七	二六、九	一九、五
東北	二六	二、三	三五、三七三	二、三五九	四六、四九二	二、九四三	一〇、一八一	二九、一	二二、一
陸奥	一四	一、八	二七、七五八	二、〇四一	三七、六四五	二、七三三	八、一〇五	二九、六	二二、一
山形	一五	一、七	二五、八七一	二、五二二	三四、〇七八	三、三〇九	八、三六七	三三、三	二四、六
海峽	三三	九、〇	三〇、〇八九	三、八二二	四一、五七四	三、八八五	一一、五六一	三三、八	二七、三
叢	三三	九、〇	二一、三三八	二、八七〇	二九、三三三	三、五〇九	六、九七〇	三三、九	二二、八
東	二五	七、五	二〇、七四九	二、四一三	三〇、一七五	三、五〇九	七、七三二	三三、九	二二、八
近	九〇	九、六	二一、五三七	二、三八七	三〇、七三三	三、五〇九	七、七三二	三三、九	二二、八
中	九	九、三	二一、一六四	二、六二二	四二、九三三	三、四八九	一〇、四三三	三三、〇	二四、三
四	三	三、〇	二六、九六一	三、〇六〇	三七、六三〇	二、八七二	八、七九	三三、三	二二、二
水田	三三	二、一	二六、八八五	二、八八一	三九、八七〇	四、三三三	八、九二	三〇、五	二〇、八
水田二毛作地帯平均	三三	七、四	二六、八八五	二、八八一	三九、八七〇	四、三三三	八、九二	三〇、五	二〇、八
畑作地帯平均	一九	二、六	三三、八五七	二、三三三	三六、八五七	三、六四九	八、三六〇	三三、三	二二、七
近郊蔬菜地帯平均	二五	四、六	三一、二九一	二、九八〇	六三、八一五	五、九九九	三三、四四五	七一、二	三五、八
總平均	一、〇九六	七、四	二六、五四七	二、五〇四	六九、一九四	三、六九八	八、八三六	三三、三	二二、六

(備考) 農林省農政局經營課調。

とは考えられぬし、地方當局の調査態度は頗る不熱心とのことだから推計も含まれていよう。が、とにかく、表示十五縣の荒廢のみで大約千五百町に達し、放棄された耕地のうち他人(個人)によつてひきつゞき耕作されているものが一千町歩見當に及んでいる。そして注目されるのは、耕作放棄の恐れある耕地が右兩者を上廻つて二千數千町歩と見込まれていることだ。放棄耕地の大半は水田で、水田

(三) 農家の土地放棄状況 (二十三年六月末一町)

青森	山形	埼玉	新潟	富山	石川	福井	長野	愛知	三重	滋賀	兵庫	徳島	愛媛	大分	耕地放棄		
															荒地	耕作放棄	
七三・三	四〇・〇	六八・〇	四九・三	一七二・八	二八・二	一四四・三	二〇・〇	三三・〇	三五・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	七〇	耕地放棄の恐あるもの	耕作放棄の恐あるもの
二五七・二	二八・八	一七・八	四七・六	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
三〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇
三〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇
二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇
二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇
二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇
二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇
二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇

放棄は全的放棄のほかは畑作化と作付轉換の形をとっている。この畑作化と作付轉換は、單にその方が有利であるとの積極的意圖からする轉換は禁じられている。だから表示の作付轉換はむしろ消極的に轉換せねば荒廢に委ねるより他に手のないものとみて、その面積は十五縣で二千町歩程ある。そして耕地放棄傾向のはげしい新潟、愛知、滋賀の三縣では、個人耕作の不能地を團體の共同耕作によつて活用している。

かくて如何に作付と供出を統制してみたところで、耕地放棄が行われるようでは、農業の前途は不安である。また耕地放棄に至らぬまでも、農家經濟が貧困化しては、食糧生産の確保は覺束ない。前記一二・九メモランダムにもあるように元

(四) 農家所得と同家計 餘剰の推移 (圓)

昭和	農家所得	同家計餘剰
一二年	一、〇七・七五	二四・五〇
一四年	一、六四・三三	六二・七三
一六年	一、七五・〇三	三六・七八
一八年	三、九七・三四	一、七五・三三
一九年	三、八二・五六	四、九八・九四
二〇年	三、六九・六五	一、七、二六・五四
二二年	三、六九・六五	一、七、二六・五四

(備考) 十九年以前は全國農業會調。二十年十月計、二十一年十月計、二十二年九月計、二十一年以降は經濟安定本部調共に調査對稱は中農層。

より家計支出を差引いたもの)は十四年を一應の山として十六年にかけて縮少し、米穀生産補獎金の給付によつて反轉し二十一年にかけて再び増加した。かような起伏はあつたが、とも角、農家は久しく名目的には餘剰を残してきた。ところが十九年以降の餘剰増加歩調は所得のそれに追つかず、二十年ついにマイナスに轉じてしまつた。

そこで二十一年對二十二年の農家收支の對比から、右の餘剰の變化を吟味すれば第五表の如くだ。兩年の調査時期、調査對象にずれはあるが、一應の比較はゆるされよう(前表の場合も同じ)・對象農

(五) 昭和二十一年、二十二年の農家收支対比 (現物は現金換算)

項目	廿一年(A)		廿二年(B)		B/A %
	金額	平均	金額	平均	
農業収入	29,055.95	35.5	35,584.44	33.7	122.3
農外収入	3,768.34	4.6	4,677.46	3.5	76.3
収入計	32,824.29	40.1	40,261.90	37.2	122.5
経費	5,920.23	7.3	10,375.36	9.7	143.2
租税公課	1,038.90	1.3	3,133.89	2.9	281.7
支出計	6,959.13	8.6	13,509.25	12.6	154.1
農家所得	25,865.16	32.5	26,752.65	24.6	103.4
家計費	3,018.63	3.7	3,559.35	3.3	114.6
農家餘利	4,928.94	6.1	7,267.54	6.7	147.5
財産的収入	10,389.24	12.8	14,998.88	13.7	137.3
財産的支出	13,063.63	16.2	6,178.46	5.7	47.3

家は平均一町五反内外の中農で申告のための簿記帳に耐え得る優良農家が選ばれていることを附言して検討に入らう。まず、おまかの收支の變化だが、兩年間の収入増は二二%七に止まり、他方支出増は九四%一とこれを遙かに上廻り、差引農家所得は三%四の増に止まつた。農業収入と農外収入はともに二二%臺の増で、これに對して經營費支出増は七五%三と頗る大巾だが、租税公課支出の増加割合は一八一%七とさらに大きく、支出總額増加の主因をなした。

次に家計費だが、所得増が僅かに三%四に止つたのに對して、家計費は六二%増をしめし、結局農家餘利は二十一年のプラス四千九百二十八圓九十四錢からマイナス七千二百六十七圓五十四錢に逆轉するに至つた。そしてこれを埋めたのは財産喰つぶしで、農家々計の好調期は、たち消えている。

さらに財産的收支は、同じ期間にその支出は五二%七を減じ収入は三六%七を増している。この収入とは預金引出し、無盡取金、保險受取金、貸金回収、資産及び有價證券賣却、借入れ等を指すが、現在その大部分は預貯金の引出しだ。財産的支出も預貯金の預入れが大きい。したがつて上述の財産収入の超過は貯金引出し傾向の激化を意味し、その結果、支出が収入を上廻る順調な形は、二十二年に至つて、逆調となつた。さらに餘剰と財産的收支の月別推移をみるなら第六表の如く、昨年九月までの一カ年を通じて、餘剰のプラスの月は二十一年十二月のみで、この月においてのみ財産的支出は同収入に接近して預貯減少のなかつたことをしめした。

(六) 農家餘利・財産的收支推移

年	農家餘利	財産的収入	同	支出
二十一年	6,211.0	6,211.0	4,215.9	4,215.9
二十一年一月	7,344.61	7,344.61	4,366.94	4,366.94
二十一年二月	1,003.55	1,003.55	1,177.65	1,177.65
二十一年三月	1,110.80	1,110.80	659.68	659.68
二十一年四月	5,333.26	5,333.26	3,952.26	3,952.26
二十一年五月	9,044.75	9,044.75	2,966.69	2,966.69
二十一年六月	11,299.21	11,299.21	4,446.67	4,446.67
二十一年七月	7,911.99	7,911.99	3,874.45	3,874.45
二十一年八月	6,044.90	6,044.90	3,464.41	3,464.41
二十一年九月	4,384.23	4,384.23	3,302.55	3,302.55
二十一年十月	5,077.31	5,077.31	7,344.59	7,344.59
二十一年十一月	9,037.70	9,037.70	5,544.28	5,544.28

さらに餘剰と財産的收支の月別推移をみるなら第六表の如く、昨年九月までの一カ年を通じて、餘剰のプラスの月は二十一年十二月のみで、この月においてのみ財産的支出は同収入に接近して預貯減少のなかつたことをしめした。

がこゝで當然問題視されるのは、かような經營費支出と家計費の増嵩が、農業用品や家計用品の消費を増して實質的に農家生活の向上を齎らしたか否かだ。そこでまず農家現金支出の内譯をみるに、

(七) 家計現金支出内訳
(二十二年八月單位圓)

飲食費	七六・三三
内配給	三八・二〇
配給外	五四七・三三
住居費	二六六・八三
光熱費	八九・五〇
被服費	七〇一・六八
内配給	一一七・二二
配給外	五八四・四七
以上小計(A)	一、八二六・三三
其他總計(B)	二、四七二・七七
内配給	四〇九・八六
配給外	三、〇六三・五二
A B	七四%
物交	四六・二三

(備考) 前表に同じ。調査戸數四一八戸、一世帯平均人員六・五四人。

第七表の如く、例えば昨年八月の現金支出總額は二千四百七十二圓で、飲食費、住居費、光熱費、被服費の三者計すなわち必要経費支出は千八百二十六圓と總額の七四%に相當する。このパーセンテージは十八年のそれとほぼ一致し残りの社交教育費等の比重は頗る小さい。また被服費を除いて都市生活に較べてとくに支出が嵩んでゐるとはみられない。さらに被服費にしたところで、配給外被服支出五百八十四圓は、當時の自由價格にして作業衣の一着分

(八) 農家計費現金支出の推移

二一年	家計費支出指數	家計用品價格指數	實質的家計支出指數
第一・四半期	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
第二・四半期	一一七・五	一六五・四	七一・〇
第三・四半期	一九六・五	二二二・五	八八・五
第四・四半期	三三〇・九	二七九・三	七九・一
二二年一月	三二七・三	三四六・一	九一・七
二月	二六三・九	三六六・五	七一・〇
三月	三〇九・八	四一一・三	七五・三
四月	三二五・三	四四四・六	七〇・九
五月	三三三・七	五三七・五	五八・四
六月	二九三・九	五七二・九	五二・三

(備考) 農家計費現金支出指數は安本調査、家計用品價格指數は全農調査農村物價指數より作成。

にも足りず、せいぜい地下足袋一足半といったところだ。そして實質的家計費支出の推移は、農家の家計費の實質的にたかまつていないことをしめしている(第八表参照)。そして農業用品

の實質的消費にしてみたところで、それが頗る好轉してゐるとは第えられない。またこれまでの農業用品の枯渴を補填しさらに營農の發展を求め得る條件はなかつた。

四、物價改訂と農産物價

次に農産物價についてふれねばなるまい。こゝにおいて特に注目を要することは、農家の主要販賣

(九) 農産・農業必需品物價指數對比
(昭十二年=一〇〇)

二〇年	米	三三八	肥料	三三〇	農具	三六一
二一年第一・四半期	九六八	一、七九二		一、五〇〇		一、五〇〇
第二・四半期	九六八	一、五九八		二、六二五		二、六二五
第三・四半期	九六七	二、七二七		三、一七五		三、一七五
第四・四半期	一、五〇四	二、九五三		三、九七四		三、九七四
二二年一月	一、七七五	二、六六七		四、九八五		四、九八五
二月	一、七七四	二、六六七		五、〇五六		五、〇五六
三月	一、七七四	二、九一九		五、五〇六		五、五〇六
四月	一、七七四	三、七四七		五、七八八		五、七八八
五月	一、七七五	三、〇四一		六、六五八		六、六五八
六月	一、七七五	三、三三三		七、五五四		七、五五四

(備考) 全國農業會調査。

物たる供出食糧の生産者價格と農家の主要購入生産品價格の間の所謂缺狀價格差が、第九表にみる如く、二十一年來急速に擴大されつゝあることだ。しかもインフレ昂進下に、前者の改訂は後者のそれにおくれ勝であり、そのために時間的づれを生じ、農家は不利を喫する。さらに農家の主要生産物が丸公供出版賣でありその統制は作付割當を行ふまでに強化されたのに反して、農家の購入品は統制肥料以外は實質的に自由商品である。その肥料でさえ第十表にみる如く配給肥は小部分で、他はヤミ購入だ。かくて農民は第一に購入物資並み

(十) 農家經營費支出 (二十二年七月一圓)

種類	總額	内配給	物交
肥料	六四・〇四	一三・三三	三三・三二
飼料	三〇・六三	四・九一	—
種苗	二七・三四	—	—
農具	一九・二四	〇・〇八	—
光熱藥劑	三三・三七	〇・〇七	—
以上小計	九六・三三	一三・八九	六六・三七
勞賃	一八七・三九	—	〇・七一
その他合計	一、三六一・三七	一三九・三三	八三・三五
(備考) 七表に同じ。戸數三九九戸、一冊帶平均人員六・九人。			

の農産物價水準の實現、第二には特に再生産必要物資の完全配給を要望する。

そして本年の七月の物價改訂に際しては、昨年七月物價體系の設定の場合と同様、鑛工業品物價の決定については原價計算方式を農産物價決定についてはパリテイ方式を採用した。その結果、農業パリテイ指數を一一〇と算定し(昭和九一一年基準)、基準年の米價石當り二十七圓十六錢にこれを乗じて石當り二千九百八十七圓六十錢を二十三年度の想定

米價(裸)とし、この想定米價に對米價比率を乗じて各農産物價格を第十一表の如く算出した。この際の對米價比率だが、米と同一重量について大麥は七〇%、小麥八一%三、裸麥八一%三、馬鈴薯(十貫につき米一石)五%八、そら豆六八%〇、えん豆八七%七として計算している。

かくて、右の對米價比率(裸)を一應正しいものとして、米價したがつて農業パリテイ指數はどのようにして算定されたか、問題となる。がその算定の仔細については、何等説明が行われていない。が當局は、第十一表に掲げた月別パリテイ指數を想定し、その年間平均一〇九・三七によつて一一〇を

(十一) 農業パリテイ指數の異月推移

昭和二十三年	四月十五日	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	二十四年	一月	二月	三月
六七・〇四	七〇・九七	七二・二	一一〇・〇〇	一一五・〇〇	一二〇・〇〇	一二六・三四	一二六・三四	一二六・三四	一二六・三四	一二六・三四	一二六・三四	一二六・三四	一二六・三四

出したと稱している。なお農家支出は二五%が主として收穫前に支拂われる經營費で残り七五%は主として價格決定後に生ずる生計費であるとの理由から十二カ月の平均パリテイ計算も同比率すなわち價格決定前三カ月と後の九カ月に分けることとし、この十二カ月の指數を以て最終的價格の算出に用いる指數とする。そこで計算當時のパリテイ指數によつて第一次價格をきめ、最終價格は九カ月後にそれまでの十二カ月の指數平均によつて決定し、この最終價格が第一次價格より高い時は供出農家にその差額を支拂うが、第一次米價は毎年十月一日に設定し、最終價格は翌年七月一日現在をもつて算出する(麥類は第一次が六月一日、最終は翌年三月一日)。というわけで、二十二年十月二十二日發表の千七百

圓米價は二十二年産米の第一次價格と見做され、最終價格は二十三年七月三十一日現在で(二十二年八月一日より二十三年七月三十日までの十二カ月間の平均パリテイ指數に基く)決める。ところが二十二年産米第一次價格は、その算定に際して十一月以降に豫想される値上りを第慮したものであるから、二十二年産米の最終價格は第一次の價格より僅か上廻る程度でこの差額は八月下旬に農家に支拂う。

以上が農産物價の今回の補正に際しての當局の説明であるが、右の二十二年産米「第一次價格」決定發表に際しての現芦田内閣興黨三派の言を回顧することは興味のないこととわれない。すなわち昨年千七百圓米價の決定について社會黨政調會長は「この價格で農民の供出を望むには、農村必需物質の確保について政府は決意と責任を以て望むべき」を説き、民主黨政調會長は「供米にのみ強權發動があつて農村必需物質の配給が昨年度（二十一年度）のように一割内外という状態にたいする強力な非常措置がないことは手落」と斷じ、國協黨政調會長は「農家必需物資を丸公で正規ルートを通じて完全迅速に配給するようにつとめるとともに、一方物價騰貴を並行して、四半期毎に米價を再検討して、その差額を支拂う方法をとることによつて、供出完遂を期すべき」旨を強調している（二十二年十月二十三日付時事紙）。その後これ等三黨は連立政權をトライ廻ししたが、農家必需物資の丸公による完全配給はいうに易く行ふに難く、鑛工企業の赤字救済のために、昨年七月設定の物價體系に大きな補正を要するに立至つたのが今回の事態である。そしてその一還としての米價改訂については、右の各政調會長の批判をそつくりその儘お返しし度いのが農民の氣持とみて、大過あるまい。

物價改訂の補正率であるが、政府は當初から基礎資材については七割、消費材八割に止める肚で、基礎資材については、基準年度（昭和九一十一年）の一〇〇倍の線を想定し、この線を超える部分は

(十二) 改訂農産物價格

單位	新生産者價格 (石當り)	廿二年生産者價格 (石當り)	倍率
大 麥一俵(正味十四貫)	七九(一、五九二・九三)	三四五(七四・六四)	二・三三
一俵(正味十二貫)	六六四・四	二九五・七	二・三三
裸 麥(一俵正味十六貫)	一、〇〇九(二、三三三・三三)	四四五(一、〇五三・一九)	二・三三
小 麥(一俵正味十六貫)	一、〇〇九(二、三三三・三三)	四五九(一、〇五三・一九)	二・三三
じゃが芋十貫(正味)	一八六	八七	二・一四
そら豆一俵(正味十六貫)	八三〇	四四四	一・八七
えん豆一俵(正味十六貫)	一、〇六五	五二二	二・〇八

(北海道産のものを除く)

◇消費者價格(單位圓)

單位	改訂(全國一本)	現行價格	倍率
精 米 十キログラム	二六六・〇〇	一四八・五〇	一・七九
精 麥 十キログラム	二五二・〇〇	一三七・〇〇	一・九八
小麥粉 十キログラム	二六六・〇〇	一三二・五〇	二・〇三
じゃが芋 十貫	二二二・〇〇	一三〇・〇〇	一・六三
砂糖(精糖) 一斤	一九二・五	一六〇・一〇	一・二〇
砂糖(粗糖) 一斤	一七五・〇	一四六・〇	一・二〇

(備考) 生産者價格は俵込の價格であつて麥類は一俵(二重俵)廿七圓、じゃが芋は十貫十二圓六十錢、そら豆、えん豆は一俵十七圓六十錢の俵代を含んで、なお精米一升の小賣價格は廿八圓卅錢となる。

補給會で補填する方針をとり、四百數十億圓の補給金支出を豫算に見込んでいた。ところが企業採算の建直しはその範圍では困難で、石炭は現行に比し生産者價格は二・五〇倍、同一般消費者價格二・七七倍、電力は三倍、鹽は二・五一倍、ソーダ灰二・〇三倍、鉄鐵二・二〇倍、電気銅二・二八倍(生産者價格、以下同じ)、鉛二・三〇倍、亞鉛二・二四倍、セメント二・〇九倍等何れも七割線を突破した。このような重要基礎資材の大巾

(十三) パリテイ方式
米價格指數

(二十三年五月)

政府方式(七一品目)	指數	米價
A	八〇・三	三、七六・三三
B	一六〇・八八	四、三六九・五〇
農青連方式(八三品目)		
A	一〇六・二二	三、八八四・四六
B	一五〇・三四	四、七二八・四三

(備考) 全國農村青年連盟調。
Aは公定價格Bは實效價格
(物價騰)による。

日農、全農、農青連等十一農業團體の協同主催による全國農民大會が開催されたが、同大會で注目をひいたのは農青連(全國農業青年連盟)がパリテイ方式による現在米價を發表したことで、それによれば米價は石當り四千百八十九圓四十三錢となる。舊政府方式と同連盟方式の二つの米價を對比すれば第十二表の如くである。そして、農家購入品の大半は配給外購入だから、實效價格をとつた方が實際に即したパリテイ指數が得られるとの主張を同連盟は持っているが、同連盟をはじめ農業團體は、理論的な數字計算に熱中しすぎて、米價決定の自主性をまたも取逃した。

値上りが他に反映せぬ理由はなく、とすれば結局は消費者の負擔が重くなる。この負擔を幾分でも輕減し、三千七百圓の賃金ベースを堅持するために設けられたのが米その他主食糧の消費者價格だが、その補正率は第十二表にみる如く一・七九倍で、この倍率を維持するための米生産者價格(補正率一・七五倍)が、石當り二千九百八十七圓六十錢と想定されたとみるのが妥當であらう。

とすればさきの消費者への負擔増はさらに農民の上に配分される仕組と稱し得よう。五月十五日、米價問題を中心にして農業復興會議、

第七節 急旋回をほらむ政局の動向

一、豫算議會と西尾事件をめぐる諸問題

(A) 不當財産取引調査特別委員會

この數カ月の政局の動向は、國民生活焦眉の豫算審議を二の次として、西尾事件をめぐる政治資金問題を中心として、野黨の政治攻勢から與黨間の反目と、黨利黨略に基く醜争を展開した。かくて國會は漸く國民大衆より遊離したかの觀を呈したが、しかしこれはまた、日本政治民主化のため當然經驗しなければならぬ脱皮作用でもあらう。すなわちこれ等の底流には、ボス排撃、政界の明朗化を期待する一連の動きがうかがえるからである。

吉田内閣當時の内務政務次官世耕弘一氏の所謂世耕情報に端を發して、國會に隱退藏物資特別委員會が設けられたが、加藤勘十委員長の性格の如く、その治績は龍頭蛇尾の感なきを得なかつた。委員自ら、國內各地をとび廻つて、物資の摘發に努める等、些かの外れの觀を呈したが、第二回國會では

不當財産取引調査特別委員会と改め、加藤氏の入閣に随い、社會黨の武藤運十郎氏と委員長に推し、専ら人の面に重點をおいて、調査に當つた。即ち、一、復金不當融資問題の件、二、群馬縣のコーヒ―不正放出事件、三、中曾根事件にからむ辻嘉六氏の政治資金使途究明の件等を取り上げた。

前内閣當時より、此の委員会の調査、究明の結果は自由黨——現民主自由黨の幹部に相當の犠牲者を出すものと噂され、これに對して、民自黨委員、明禮輝三郎氏は芦田首相と菅原道濟氏との關係を追求する等早くも泥仕合の前哨戦を展開したが、その主要なる事件を列記すると次の如くである。

辻嘉六氏を廻る政治資金問題 中曾根幾太郎他數名が所謂世耕情報——衆議院議員世耕弘一氏が吉田内閣の内務政務次官當時、終戦時の軍需品で隠匿藏されているものを正規のルートに乗せ經濟再建に活用しようとした際の世耕氏の元に集まつた情報——をめぐつて軍服拂下に關し、各地農業會其他より六百四十五萬圓を詐取したとの疑により起訴された。その内二百五十萬圓を三回に分け、中曾根氏より辻氏に獻金され、辻氏は此の金を廿二年春の選挙に際し、約四十名の立候補者に陣見舞といふ趣旨で分與している。その他辻氏に、綠産業社長吉田彦太郎（三百萬圓）新夕刊社長高源重吉（百萬圓）貿易商青木勇（百五十萬圓）旭工機社長杉山嘉市（百萬圓）等の獻金があり、之が使途の究明に努め、前自由黨總裁鳩山一郎氏の喚問まで行つた。

龜井貫一郎氏事件 軍服拂下事件にからむ詐欺の容疑で、同氏と關係のある厚生同胞協力會の綿引喜一氏等の詐欺被告事件とも關係があり、詐取金千三百萬圓の内五百七十三萬三千餘圓が政治資金として撒布されたといわれるのである。

其他、群馬コーヒ―不當拂下事件、元自由黨幹事長河野一郎氏の偽證罪並追放に關する政令違反事件等、何れも與野側が、民主自由黨に出血せしめんとして取上げたものであるが、之に對し、民自黨も、不當融資、政治獻金、SSKK事件等を以て政府側にせまつたのである。以下野黨による政府攻撃とみなされる問題をひろつてみると次の通りである。

梅林組問題 昨年暮、栗栖藏相は芦田氏と共に九州遊説旅行中、大分合同銀行と福岡銀行の頭取に對し、民主黨梅林時雄代議士の經營する梅林組に六千萬圓の融資をすすめ、兩頭取は回收不確實を懸念したところ、栗栖氏は「大藏省から梅林組に對する工事金證明書を必ず出させる、大藏大臣が保證するからよいではないか」と説得し、この結果、永沼管理局長は大臣の命により、妥當でない査定をなし、これによつて大分合同銀行より三千七百萬圓、福岡銀行より一千五百萬圓を融資せしめ、梅林組より相當額の獻金をなさしめたという疑惑を興えているとなすのである。

小澤專七郎代議士事件 昨年春、栗栖、竹田兩相と福島縣平市に小澤氏の應援演説に行つた際、興

銀支店長を呼んで小澤氏に對する融資を命じた他、復金等から合計四千萬圓の融資をさせたと稱せられており、小澤代議士はその資金を當初の目的であつた製鹽事業には極めて僅かしか投資しておらずその間に獻金行爲があつたかに疑われるという。

昭和電工事件 高橋委員が席上で明かにした疑惑は、昭和電工社長日野原節三氏の義兄菅原通濟氏は芦田首相の有力なる後援者であり、辻嘉六氏と共に、戦後政界の二大黒幕と稱されている人物である。日野原社長は菅原氏、芦田首相、二宮興銀總裁、野田持株整理委員等と共に大財閥會社乗取りを策して、現在の地位を獲得したものであるといわれ、即ち、野田氏はその地位を利用して前昭和電工社長森曉氏に對し、同社が財閥指定となるからその前に持株を肩替りすべしと奨めて、日野原氏をして非常なる安値でその株を獲得せしめた。同社は資金十七億圓を復金から融資せられていたのであるが、昨年末融資を受ける妥當性がないのに拘らず、更に十二億、その後數億の融資を受けた。この不當融資を受けるに當り、芦田、菅原、二宮、栗栖氏らに莫大な政治資金が提供されたと評されており、現に同社の使途不明金は計三億五千萬圓、毎月一千萬圓と稱されているというのである。

東京地檢は廿三日朝、突如日野原社長を留置し、續いて、七月十七日、藤井専務を身柄拘束した。此の問題には、前社長森曉氏等の報復もあると噂され、業界にからまる一大疑獄事件に發展するので

はないかと豫想されるに至つた。

復金不當融資問題 四月二十八日、民自黨高橋英吉委員は、西尾——栗栖——芦田にからまる復金不當融資事件の疑いで、竹中工務店社長其の他を證人として喚問することを提議し、委員會は之をとり上げることになつた。

竹中工務店問題 竹中工務店は廿二年十二月十六日、滞納税金五千萬圓のため差押處分を受けた。當時の來栖藏相はこれをきき、當時の前尾主税局長を呼び付けて叱責し、程なく大阪の造幣局長官に左遷された。之は徵稅成績不良の爲とも云われ、又差押事件の爲とも云われている。又栗栖前藏相は差押處分の數日後大阪へ行つたが、その直後、十二月二十七日同店の差押處分は解除された。此の間に不正事實の有無なきかを問題とした。又栗栖藏相は竹中の請を入れて、永沼大藏省管理局長に命じて妥當でない工事金の査定をなさしめ、工事金の支拂をなさしめた上、相當額の獻金を受けた疑があるとしている。

兵器處理委員會事件其他 終戦後、陸上兵器、航空兵器の解體處分につき、日本製鐵、日本鋼管神戸製鋼、扶桑金屬及古河電氣の五社が兵器處理委員會なる組合を作り、鐵鋼は日鐵、日鋼が、非鐵金屬は神戸、扶桑、古河が、夫々地域を區分して解體處分を代行した。

(一)同委員會が政府より拂下を受けた總トン數と賣却した總トン數との關係、(二)同委員會の經理の正否、(三)拂下先及用途の適否等を委員會は調査を開始した。

またこれと關聯して、佐世保市附近における終戦時の隠匿藏物資不正處理事件として、北村藏相の換問となつた。之が所謂、SSKK事件である。

これは舊海軍工廠に工場、事務所を有する佐世保船舶重工業株式会社(昨年七月二十八日、北村徳太郎氏社長に就任、創立以來取締役)に多數の兵器及び隠匿藏物資があり、之が報告、處分等について不正事實あるものと、民自黨委員は稱するのである。北村藏相は、當社の實務にたずさわつていないと證言している。

以上の問題は何れも第二國會閉會までには、終結をみなかつた。

西尾獻金問題 昨年春の總選舉に際し、有力土建業者を會員とする日本建設工業會は、業者別個に政黨獻金をすることをやめ、工業會として自、民、社三黨に一括して寄附することを申合せ、竹中、清水、大林各四十萬圓、鹿島三十萬圓、熊谷、戸田、鴻池、安藤、松村、島藤、藤田、池田、日産土木、佐藤工業各二十萬圓を夫々持ちよつて、自由、民主兩黨に各百五十萬圓、社會黨に五十萬圓を獻金した。その際、自由黨大野幹事長はそれを黨の會計に計上したが、民主黨幹事長池崎宇三郎氏の處

置にはあいまいな點があり、社會黨書記長西尾末廣氏は記帳せず、之が昨年暮に出た政治資金に關する政令に違反するという疑で、同委員會の取上げるところとなつたのである。

西尾氏は委員會の席上、「黨書記長としての西尾個人」が、業者の「政黨の健全なる發達——西尾氏はこれを反共なりと呼ぶのかす——のため」になされた獻金を受けとつたものであるとし、大林組の希望により政調會に廻した十萬圓はともかくとして、自分の使つた四十萬圓は屈出でる必要を認めない旨を述べた。この四十萬圓は約四十名の社會黨立候補者に分與し、幾分を自分で消費したが、その立候補者の名前はいえないとし、委員會のたつての追求に六月五日明細書を以て答えた。又當時政調會長だつた森戸文相も、十萬圓は「政調會長としての森戸個人」が受けとつたのであると述べた。

民自黨初め野黨は西尾氏を政令違反として取上げ、社會黨左派も亦、右派の候補者にのみ分與した西尾氏を、黨の結束をみだし、自己の勢力を伸ばそうとしたものであるとして非難し、西尾氏が芦田内閣の副總理であり、民主黨との連立の鎔であるだけに、之を倒さんとする者、守らんとする者、共に眞剣に争う結果となつた。一方檢察廳も亦、西尾氏の政令違反を起訴することに決定したが、鈴木法務總裁は再調査を命じ、例え起訴稟請があつても、總理は拒絶することに全閣僚懇談會で決定する等、早くも重大なる政治問題にならうとした。左派の辭任勸告、民自黨の不信任案上提氣構等をお

りこんで、政府内はもとより、與野黨間で盛な攻防が行われたが、六月二十四日、民自黨より提出された不信任案も二〇九票對一七八票で否決され、一應の危機はまぬがれたが、豫算通過を機に七月六日西尾國務相は辭任し、起訴されるに至つた。

(B) 豫算案を中心とする波瀾の政局

政府は昭和二十三年度本豫算の編成に當り、新物價體系の樹立その他のため、最初豫定の五月十五日に議會に提出することが困難となり、五月二十八日、その参考書を議會に提示したが、本豫算提出に先立ち、藏相の財政演説を行うことに決定したが、野黨はこれを不當とし、反對の態度をとつた。政府は與黨三派連絡會議の申合せに従い、三日か四日に財政演説を行うことに決定し、苫米地官房長官は政府を代表し、二日松岡議長と會見して、早急に実施を必要とする豫算關係法案の審議を國會がすみやかに開始するよう配慮方を要請し、さらに三日、荻外莊に吉田民自黨總裁を訪ね、豫算審議の促進と協力を要請した。これに對しこれまで政府、與黨、衆議院事務當局からの協力要請に對し審議拒否の態度を持ち続けてきた民自黨は二日の役員會で、「基礎數字が變動するかもしれないものは議案でないから審議には應じない」との既定方針を再確認し、與黨側が意圖するような財政演説を強行する場合には總員缺席することを申合わせた。野黨連合も之に同調の氣配をみせていたが、四日北村

藏相は衆參兩院本會議で、財政演説を行い、廿三年度本豫算案の大綱を説明すると共に、政府の財政金融政策につき所信を述べたが、特に外資導入を支柱とする中間安定を實現するために、その前提として健全財政確立の必要を強調した。野黨連合は四日午後連絡委員會を開き、豫算の内容に互る質問は行わず、豫算案提出遅延の責任をただす緊急質問のみ行うことを申合わせた。民自黨としては、一、豫算審議権を尊重するということで議院運営委員會の線に沿い、審議の促進に協力する。二、財政演説は單に政府の財政經濟方針の演説としてきき、豫算案提出後、改めて本會議で藏相の説明を求める。

三、従つて四日の財政演説に對しては豫算案の内容にわたる質問は行わないとの方針をきめた。問題の焦點は鐵道運賃、通信料金の倍率で、これは與野黨内の對立というより、むしろ民、社、協の與黨間の意見の對立で、之が西尾問題と共に主とした原因となつて、後に述べる社會黨左派の脱黨をまで導くに至つた。

衆議院豫算委員會は政府提出の豫算案を二十五對二十四票の一票の差で否決したが、七月二日深更よりの本會議で、與黨必死の防戦により三日早曉二二七對一七六を以て通過するを得、四日參議院は一七七對五七で可決、ようやくにして成立した。

二、政局急旋回の兆—總辭職か解散か

(A) 保守合同と中央政黨との構想

民・社連繫が限界點にきたとする見地から、總辭職か解散か、ともかく芦田内閣の退陣は必至とみられるが、各新聞社の世論調査からみても、現内閣の命脈はすでにつきたといわねばならぬ。かくてこの政局の前途を見越して、保守合同論と中央政黨の構想とが、再び活潑に展開されてきた。

まず保守合同論だが、元來終戦直後の昭和二十年、自由黨、進歩黨の二大保守政黨が成立したときより、すでに兩黨の本質にはさしたる差違を見出し難かつた。すなわち、自由黨は舊政友會の流れを吸み、また進歩黨は舊民政黨の後身であり、前者が自由主義的資本主義、後者が修正資本主義を標榜するとはいえ、その背景と地盤と主張に兩黨の間に根本的な對立はない。従つてこれまで兩黨の合同論は度々繰り返されてきた。しかし共に保守陣營とはいえ、芦田氏等の自由黨脱黨につぐ民主黨結成以來の對立は根深く、また政權をめぐる感情のなもつれも加わつて自由黨—民主自由黨と、進歩黨—民主黨が、總ての構成員と地盤とを擧げて合同することは、終戦直後はいざ知らず、今日に於ては到底不可能となつた。尤も芦田氏が進歩黨の檜橋、犬養兩氏と共に民主黨を結成したのも、一大

保守黨をつくる構想であつたのだが、突如として行われた檜橋、犬養兩氏の追放、その後の人事問題をめぐる幣原・齋藤一派と芦田派の對立は、炭鑛國管問題において遂に分裂して今日に至つた。また自由黨と幣原氏等の民主クラブとの合同によつて結成された民主自由黨も、來るべき保守合同をねらつたものであつたが、民主黨よりの脱黨者の數も當初豫想した程にも上らず、かた／＼世耕氏等による日本自由黨の存続もあり、數でこそ衆議院第一黨とはなつたが、大保守黨は勿論、衆議院の過半數を占めることは出来なかつた。たゞ／＼四月の中旬、第二國會の休會中に於て、參議院議長松平恒雄氏が仲介をとり、芦田首相と吉田總裁との間を斡施した。即ち四月二十二日、議長官舎に芦田首相を招待し續いて吉田氏とも懇談を行つたが、兩者の間には種々の障害はあるが、その解決は決して不可能ではないとした。これは國際情勢の變化と共に、民主黨も從來の行き方に對し自己批判を行つていたよらであり、民主自由黨も野黨の光榮のみを追つてはおれない事情もあつたようである。が、それを妨げるものは、社會黨と連携して政權を握つている民主黨と、野に在りながら、衆議院第一黨の地位を占める民主自由黨との勢力關係、従つて合同の際の比重の問題と、芦田氏が自由黨を去つて民主黨を作り、幣原氏を押えて總裁の椅子に坐つた頃よりの深刻な感情問題のもつれであらう。

折しも五月二十三日、追放を解除された檜橋渡氏の政界復活は、同氏が戦後日本政界最大の策士と

稱されるだけに、この動向は各方面から非常な注視を浴びた。檜橋氏は民主黨結成當時の構想を棄てず、あたかも小澤氏等の脱黨意志表明を機に、木村小左衛門氏の幹事長辭任の後をうけて、幹事長に就任するのではないかとみられたが、九日芦田總裁は檜橋氏と會見、黨内の動搖を静めるため、早急に復歸、幹事長に就任を希望したが、檜橋氏も考慮を約した。木村幹事長はこれをきいて翌十日、總裁を訪問、黨内事情の責任をとり辭任したい旨を申出でた。總裁もこれを諒としたが、一松國務相は熱心に木村氏の勸意を促したので、適任者を得るまで留任となつた。かゝる一松氏の態度も、同氏が保守合同必ずしも反對でないと言ふなどから推察して、一松、木村兩氏とも檜橋幹事長説を機に芦田總裁から離れつゝあつたものゝ如くだ。翌十一日の役員會で木村氏は幹事長辭任の挨拶を行つたが、木村氏は「幹事長というものは總裁並に黨員の信頼がなければその職責を完うし得ないものであるが最近の芦田總裁の私に對する態度は全く私を信頼していないことが明かになつた」と、すこぶる強硬の言を以てし、黨内に感情的な波瀾を捲き起した。十二日秘密議員總會の結果、幹事長問題は總裁一任となり一應の小康を得た。

昨年暮の石炭國管に端を發した民主黨内反幹部派の動きは、政務次官の選出に際してもくすぶりをみせ、小澤專七郎氏等の脱黨誓約にまで發展したが、六月に入つて之に参加署名する者の數を加え、

一方、民自黨も此の線による切りくずし工作を續け、その間、民主黨幹部派の慰留、抱込工作も錯綜し、六月初めより、不明朗な動きをみせていたが、これは新進會の專横が黨内の反感を強めたといふ新進會は又、竹田、栗栖兩相が、同會を抑えるため、小澤氏一派や太陽會等と接近して黨内に於ける勢力増大を圖ろうとしているものとし、軍公利拂延期問題、政務次官、常任委員長、幹事長の人選等の問題にからむ黨内の微妙な空氣が表面化した。十五日遂に小澤、鈴木(彌)、久保、長谷川、寺本、宇都宮の六氏は正式に脱黨し、翌十六日、日本國民黨を結成した。

他方、太陽會系も、度々芦田總裁に保守合同の要を力説していたが、十六日、民自黨の山崎、星島兩氏と會見、木村民主黨幹事長は廣川民自黨副幹事長と懇談し、保守合同につき意見の交換をなす等の動きをみせた。

たまたま七月五日、三木國協黨委員長は、同黨議員總會で、「國協黨は保守合同の動きに参加せず民主黨始め小會派のうち、政治理念を同じくするものと同調して中央政黨的な連盟結成を提唱する」と發言した。之に對して翌六日、芦田總裁は民主黨議員總會で、三木氏の中央政黨的連盟結成の構想を紹介して、黨としてもこの構想を検討し、國協黨の呼びかけに備えたいと同調的な發言をなした。又、翌七日記者團との會見の席上、混亂期にあるわが國經濟に處するには政策の繼續性が最も必要であ

るとし、左右何れにも偏せざる中道政治を強調、將來四黨聯立内閣を提唱すると語つた。又引きつゞき、國會明けの地方遊説旅行においても、中央政黨的聯盟結成の必要を説いて、民自黨による保守合同に對立した。

(B) 社會黨の分裂とその前途

第五十八集に於て、日本社會黨の成立経緯を明かにしておいたが、それにも述べた如く、日本社會黨は従來の社會主義的各派の合同である爲、右派あり中間派あり、左派あり、而もその中にも種々な流れが認められ、純正左派、強硬左派、果ては、右往左往派、右顧左辨派と戲稱されるものまでありそれらが事に當り、それ／＼の立場や利害から對立し、黨を動搖せしめた。この點、國民黨と協同黨の合した國協黨、或いは自由黨と民主黨の一部と合流した民自黨に比し常に内部的な動搖が絶えず、これが政局にも大いに作用して混亂の基因をなした。昨年秋の平野氏の新黨構想、これに續く同氏追放。更に片山内閣の末期において、いわゆる左派攻勢があり社會黨主班内閣は遂に倒れ、一時分裂の危機に立つたが、鈴木豫算委員長の自發的辭任で小康を得た。が再び芦田内閣の成立と共に、三黨協定による軍事公債利拂問題、廿三年度豫算編成に際しての鐵道運賃、通信料金の倍率問題、西尾務國相の政治資金問題等で黨内對立を深化するに至つた。

去る五月六日、衆議院の各委員長の顔ぶれを更新したが、右派は豫算委員長に米窪滿亮氏を推し、左派は鈴木茂三郎氏を主張して、結局、鈴木氏におちついた。しかし本年一月の片山内閣の崩壊の轍を再びふまないよう、片山委員長は黨幹部に對して次の前提條件を示した。即ち、一、一切の黨内會派は即時解消するとともに、今後會派的行動をしないこと。二、黨役員は總て黨執行部の一部として活動し、個人的にならないこと。三、黨執行部の機關を擴充し、黨の行動はすべて黨機關を通じて活動すること。四、廿三年度豫算編成については三黨政策協定實現のため舉黨一致努力すること。五、今後黨幹部、委員長、書記長、政調會長、國會對策委員長と、黨出身閣僚との間に連絡會議を設けること（十日に一度の割で開催）の五項であつたが、かゝる委員長の條件提示を以てしても、従來の行きがかり上、左右兩派の對立はくいとめられまいと見られた。

例の西尾問題から左派は「西尾氏の行動は黨の名を借りて個人の勢力擴張を圖つたもの」とし、左派を中心として肅黨派議員團を組織し、六月十二日、大臣辭任勸告をなし、同時に肅黨のため議員の署名運動を行つた。これは一方、左派の豫算問題に對する態度ともからみあい、微妙な動きをみせていたが、野黨は西尾國務相不信認案を用意し、これが上提の時機をうかゞつていた。民自黨も肅黨派の全員が棄權をしても、この通過は賛否すれ／＼のところとみ、野黨攻勢の氣焰を上げて、總選舉にそ

なえるにあつたらしい。肅黨派は二十四日の議員總會で、不信認案上提に直面して次の理由から中央執行委員會の決定に従うこととなつた。すなわち、(一)片山委員長は西尾氏を國務相並に中央執行委員から早急に辭任せしめるもの、(二)民自黨中心の不信認案反対は西尾氏の信任を意味しない、(三)黨内肅正運動は今後も續けるといふ後に含みをもたせて、同日夕刻の本會議に臨んだ。その結果二〇九票對一七八票で不信認案は否決されたが、左派の黒田、荒畑氏らは棄權した。

その後も肅黨派は西尾氏の辭任をせまつて、ゆずらなかつたが、鐵道運賃の倍率で對立し、豫算案の議決を控えて幹部も、左派の除名を眞劍にとり上げるに至つた。そして、豫算案通過後、七日、反對投票をした黒田、中原、岡田、玉井、太田、松谷の六氏を除名處分に付し、館、境、石野、野老、山中の五氏と參議院の五名については役職をやめさせた。同日、除名組と、前記十名は正統派議員團を結成して、除名に對抗したが、黨内鬭争を放棄して、十名も脱黨し、右派の左派切くすし工作は失敗に終り、一舉に十六名の出血をみた。尙お今後、現實左派の動向が注目され、情勢如何では、續いて脱黨者を出すのではないかとみられ、幹部は慰留に努めている。

一方小澤氏等の日本國民黨と、民自黨結成の際に生じた世耕氏等の日本自由黨は、七月十五日合同して新自由黨を結成した。これがため與野黨の差は僅か九名となるに至つた。

第四部 對立激化の世界政治經濟情勢

第一節 冷い戰爭の本質と現段階

一、「冷い戰爭」の本質

世界史は諸々の力の複雑な相互作用のうちに自らの發展法則を貫徹する。第二次世界戰爭後の世界政治經濟は、いわゆる『冷い戰爭』と呼ばれる複雑な情勢下に推移しつゝある。が、これを仔細に觀察するならば、我々は自らそこに一定の脈絡と方向を發見し得るであらう。そのためには先ずいわゆる『冷い戰爭』の本質が明らかにされねばならぬ。

そもそも第一次世界戰爭後の國際情勢は、すでに本年報第五十八、五十九の兩集において指摘したごとく、各種の基本的矛盾の組合せの展開によつて發展してきた。その主なものが社會主義對資本主義の對立であることはいうまでもなく、これは社會主義ソ連對資本主義世界の對立という表現を得

た。そしてこの基本方向は、第二次世界戦争後において更に一層尖鋭化しつつある。

二三八

チャーチル氏の一九四六年フルトンにおける『鐵のカーテン』演説は、社会主義ソ連圏對資本主義世界の對立を指摘したものとして有名であるが、資本主義對社会主義の對立は現在ではソ連對米國の對立として典型的に表現されている。米國の對外政策はトルーマン・ドクトリン——マーシャル・プラン——ERPと發展した。昨年十二月、特別議會教書の中で、トルーマン大統領は次のごとく述べ、米國對外政策の根本を明示している。「世界の永久平和は自由と正義とが確保され、あらゆる人民の經濟的厚生のために平等な機會があたえられているところに見られる。この目的のため米國は國際連合をいつも力の限り支持してきた。米國は工業及び農業の復興並びに世界通商の回復をめざす世界全體の努力を指導してきた。……また米國は自由な人間と自由な制度からなる文明の維持に壓倒的な關係をもつている。これらすべての要因は合して米國民に歐州の復興にこのように大きな關心をもたせるのである。……今後の二、三年間は歐州の自由國家がその自由の遺産を維持しうるか否かを決定するだろう。もし歐州が復興に失敗すれば歐州諸國は絶望の哲學に追いやられるかもしれない。そうすれば米國も自由の固有の經濟的體制をすて、自國自身の安全のために米國の自由と特權とを捨てることを餘儀なくされるかもしれない。」

これに對し、ソ連はコミンフォルム結成をもつて答え、ソ連共産黨政治局員ジダノフ氏は、コミンフォルム結成會議で、戦後の國際情勢は二大陣營に形成されたと左のごとく述べている。

「一方の陣營の基本的支配力は米國であり、米國と同盟する國家は英國とフランスである。……この陣營は植民地國家——オランダ、ベルギー等を支持し、トルコ、ギリシャ、近東、南米、中國等の各國政府を支持している。もう一つの陣營の基礎はソ連と新しい民主主義諸國であり、それにはルーマニア、ハンガリー、フィンランド等が参加しているばかりでなく、インドネシア、越南が接近しており、インド、エジプト、シリア等が關心を寄せている。」

かくて冷い戦争の本質はソ連を先頭とする一連の諸勢力と米國を先頭とする一連の諸勢力の拮抗であることがわかる。換言すれば、社会主義と資本主義との闘争であり、それは第一次世界戦争後においてたたかわれたと同一性質のものである。ソ連としては社会主義諸勢力を擴大強化し、世界的反ソ戦線を分裂脆弱化することを至上命令としており、米國としては社会主義諸勢力を封壓し、世界的自由戦線を擴大強化することが至上命令となろう。この際、兩陣營の平和的共存も可能であるが、基本的モメントは飽くまで對立であり、妥協は相對的一時的なものにすぎないであろう。

二、スミス・モロトフ覺書交換——ソ連の平和攻勢

しからは、その後『冷い戦争』はいかに展開されてきたか。

五月四日駐ソ米國大使スミス氏はモロトフ外相を訪問し、次のごとく、米國の決意を示すとともに、米ソ關係の調整に關する意見を述べた。

一、西歐連盟と米國は歐州の復興と共同防衛に關する措置につき意見一致し、米國はこれら措置におけるその役割を果すため固い決意をしている。

一、米國の政策はソ連が他の隣接諸國と協調し他國の内政に直接間接の影響を與えようとするのを慎しむ限りソ連の權益に不利な影響を興えるようなことはなし得ないのである。

一、米ソ間の現状は米國民及び米國政府にとつて非常な失望の種となつてゐる。現在まで米國は米ソ兩國間の合理的な友好關係の復活及び國際間に好ましからぬ影響を興えている事態の根本的な緩和への道を見出す機會を得る希望を未だ放棄していない。意見の對立を討議し、これを解決するため米ソ間の扉は常に開かれてゐる。

これに對しモロトフ外相は五月九日次のごとく回答してゐる。

「ソ連政府は米ソ關係を改善しようとする米國の希望に同意するものである。そのため討議を開始することに賛成する。しかしソ連としては米ソ關係の現在のような不満足な状態にある原因に關しては必ずしも米國と見解を同じくするものではない。今後とも東歐諸國との關係を強化する政策を續ける意向である。米國はソ連に近接した地域を含む世界各地に海空軍基地を建設する政策をとつており、米國の新聞と政府關係者は公然とこれらの措置を單に自衛上の政策であるといひがれることは出来ないだろう。西歐連盟は自衛のための條約とは認められず、米國の支持がなければ西歐連盟は結成されなかつただろう。」

かくて米國のソ連に對する呼びかけは、モロトフ外相により反對され、根本的な調整への望みは極めて薄くなつてしまつた。否むしろ却つて、米ソの對立の深刻性を暴露したにすぎなかつたのである。すなわちマーシャル國務長官は、五月十二日、記者團との會見で、スミス・モロトフ會談に關し聲明を發表し、米國は全般的問題についてソ連と單獨交渉をする意思はないが、國連その他の機關を通じて對ソ關係を打開する道は開かれてゐると次のごとく述べた。

「スミス大使がモロトフ外相と祕密會談したのは非常に明確な目的を持つたものであつた。米國內ではソ連に對する米國の行動及び態度に關する報道、聲明、演説などに混亂が見られるが、大統領選舉

が近すぎ、政治運動が盛んになるつれてこのような喰違つた声明の数はおそらく増加することである。われわれはただ米國政府及び米國の立場のみを明らかにすることがわれわれの責任と考えたのである。スミス大使は全般的な討議または交渉を提案したものでない。このような努力についてはわれわれは長い間苦々しい経験を重ねてきた。米國政府としては他國政府の利害に關する問題についてソ連政府と單獨交渉を開始する意圖は持つていない。ソ連政府が考えているかも知れないような重要問題についての提案の討議は當然これらの問題に對して責任をもつ團體によつて行わなければならない。われわれが望むことは行動することが可能であり、しかも現在早急に必要にされているような分野で行動に移ることである。」

このマーシャル長官の聲明は、ワシントン外交筋では「ソ連に挑戦したものであり、ソ連政府に從來の非妥協的政策を改めるように反省を求めたものである」とされた。なお今回のマーシャル長官と記者團會見では、マーシャル長官はその席上でソ連のやり方に對し、明らかな憤りを示したといわれる。

果せるかな、その後トルーマン大統領は公式聲明を發して、對ソ政策は從來と變らないことを明らかにし、平和の希望増さすと言明した。續いて國務省は五月十九日次の諸點について公式聲明を發表

し、ソ連の不信を詰問した。

- 一、軍縮問題　すでに二年越しで國連安保理事會の一般軍縮委員會において討議されているが、いまだに決定を見ない。
- 一、原子力管理問題　ソ連の反對のため國連の原子力委員會はその任務遂行が不可能になつたと安保理事會に報告せざるを得なくなつた。
- 一、對獨講和問題　ソ連が米英佛三カ國の提案のほとんどすべてに對して反對しているため會議は停顿したまゝである。
- 一、對日講和問題　米、ソ、華の各國の間に存する非常に大きな意見の相違を解決することも不可能な狀況である。
- 一、米軍の中國駐兵問題　現在一千四百九十六名の米陸兵と四千二百二十五名の米海兵が中國に殘留しているが、これは中國政府の要請にもとづくものである。
- 一、朝鮮からの撤兵問題　ソ連は國連の朝鮮委員會が北鮮に入るのを拒絶しており、朝鮮問題につき米國と協力しないばかりか朝鮮に内亂をひき起す恐れのあるような政策を遂行している。
- 一、主權尊重と内政不干涉問題　この問題につき米ソ兩國がこれまで採つてきた政策は公式記録とし

てはつきり残されており、それを見れば他國の主權尊重と内政不干渉に關する米ソ兩國政府の態度がおのずから明らかとなろう。

一、軍事基地建設問題 國連は國連加盟國の領土内における他國軍隊の駐兵は當然當該國政府の許可がある場合のみ容認されるとの決議を採擇しているが、米國は國連のこの決議を忠實に守つてゐる。米國は國連の安保理事會の管理の下に行動する軍隊に對していかなる國の領土にも進入し、軍事基地を利用する權利を與える案を安保理事會に提出したが、ソ連はこれを拒否した。

一、國際貿易問題 ソ連はジュネーヴ及びハバナで開かれた國際貿易會議に参加するのを拒否した。

一、對戰災國援助問題 米國は國連の機關その他の方法により世界的な規模で戰災國に對する援助を行つてゐる。これは特にソ連が歐州復興計畫に参加するのを拒否していることに對する米國からの適切な回答である。

一、人權問題 國連の人權委員會は米ソ兩國とも積極的に参加している。人權問題を討議する最もいい場所はこの機關であらう。

これに對しソ連政府は五月二十三日タス通信を通じて次のごとき反駁を發表した。

一、對日問題 ソ連は對日平和條約を欲するが、米國政府は日本の侵略的勢力を助けることによつて

早期の平和條約締結を困難ならしめ、日本の軍事的經濟的潛勢力回復を目指し、かくて平和の目的を破壊している。

一、中國撤兵問題 ソ連政府はつと以前に中國から撤兵しているのに米國はいまなお駐屯軍を置き、内戰の擴大を促進させている。

一、朝鮮撤兵問題 ソ連は撤退を提案したが、米國はこれを拒否した。

一、軍備縮小問題 この方向に向つての建設的努力を目指した國連總會の決定をも害した責任は一に米國にある。

一、原子兵器問題 ソ連政府は全原子兵器を禁止し、これを平和目的に使用することを望んだが、米國政府は過去二カ年間にわたり拒否し、いわゆる國際管理を主張した。

一、對獨平和條約 米國は獨逸の軍事力復活を望んでいる。

一、軍事基地問題 若干の國々特に米國が他の國連加盟國の領土内に多くの軍事基地を所有している現狀は國連の基本原則と兩立しないものである。

一、國際通商問題 米國はソ連に差別的取扱いを行つてゐる。

一、被戰災國への經濟援助 米國は援助を政治目的に利用している。

一、民主主義と人權問題 米國政府當局は民主主義と人權の擁護に関心をもち、ギリシャ、スペイン、イラン等における反動的反民主主義的ファシスト政権の維持と扶植に関心を抱いている。

右によつて明らかなく米ソ兩國政府の見解は根本的に喰い違つてゐる。スミス・モロトフ覺書交換は、唯だ兩國の對立を決定的にしたにすぎなかつた。が一方、ソ連はスターリン首相聲明をもつてウォーレス公開狀に答え、平和攻勢の第二段階を展開した。すなわち、元副大統領、商務長官にして現在進歩黨を率いるウォーレス氏は五月十一日、スターリン首相にあてて公開狀を送り、米ソ兩國が眞に『冷い戦争』を停止し、平和の世紀を實現するよう訴え、更にこの公開狀のうちで世界の二大國たる米ソ兩國が率先して全般的軍備縮小を斷行しすべての大量破壊兵器を禁止するよう提案したのであつた。これに對しスターリン首相は五月十七日次のごときステートメントを發表し、ウォーレス公開狀に賛意を表明した。

「現在平和のための團結や國際協調の實現或は民主主義を確保することなどを盛つた種々の政治文書があるが、そのうちウォーレス氏の公開狀こそ最も重要なものであると私は考える。……ウォーレス氏は米ソ間の對立するすべての根本問題につきこれを平和的に解決するため具體的な提案を行つてゐる。ウォーレス氏の計畫に同意するもしないも可能であるが、しかしたつた一つのこと、つまり諸國

民の間における平和と協調に関心を持つ政治家がこの計畫を無視することは出来ないという點こそ疑をさしはさむことは出来ぬ。私は米國政府が米ソ間に結ばれる協定の基礎としてこのウォーレス氏の計畫を認めるかどうかは知らぬ。但しソ連政府としてはウォーレス氏の計畫がかかる協定及び國際協調發展の上において良き正確な基礎として役立つものと見るのである。」

これに對しウォーレス氏は大いに感激し、マイクを通じて「スターリン首相はわたしの公開狀に對する回答で、この公開狀は國際平和のための最も重要な文書であると述べているが、その回答は單に第三黨大統領候補たる私にあてたものではなく實際にはソ連の首相が米國の全人民に向つて平和を提唱した聲明であるといえよう」と述べた。が、こうした一國首相の一國野黨首に對する破天荒の外交ゼスチュアールにかかわらず、米ソ兩國政府の見解の相違は前述のごとく五月十九日の國務省正式聲明となつて國交再調整の希望は全く絶たれたのである。ウォーレス氏は「米國が直接交渉を拒否したことは冷い戦争を続けようという魂膽から出たことだ。」と政府を非難し、更にタス通信も「米國務省が米ソ直接交渉の提案に否定的な態度を示したことは米國務省の方針自體とも矛盾する。」と攻撃した。かくしてスミス・モロトフ覺書交換に端を發し、ウォーレス・スターリン公開狀によつて第二段階を展開し、最後に國務省聲明、タス通信應酬となつてあらわれた米ソ國交再調整問題は、ただ平和へ

の一縷の希望をいだかせたにすぎずして、却つてその對立の深刻化へ拍車をかける結果に終つたのであつた。

二四八

三、西獨問題からベルリン封鎖へ

一方米ソ關係は西獨處理問題から西獨通貨改革を口火としてベルリン封鎖へと發展し、危機は一觸即發的な段階にまでせり上げてきた。すなわち、米、英、佛、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ六カ國は西獨處理方式につき五月中旬からロンドンで會談中であつたが、六月一日、左のごとき最終協定に到達したといわれる。

- 一、本年九月一日西獨に憲法議會を召集し、議員を選出するための選舉方法は各占領地區軍政長官がドイツ各州政府首相の提案する方法につきこれら各首相と協議して決定する。なお選舉方法はフランスの主張している西獨連邦制に合致するものでなければならぬ。
- 一、ドイツの軍事占領はフランクフルトを首都とする西獨臨時政府ができたのちも繼續し、米、英、佛三國の協定によつて初めて終結する。
- 一、ドイツの非武装化及び軍需産業の解體によつて、ドイツの侵略行爲に對する安全保障を圖る。

一、ルール國際管理委員會に單なる諮問機關以上の實權を興へる。

一、ルール國際管理委員會は米、英、佛、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ六カ國とドイツの代表で構成し、同委員會はルール生産品の配給面を管理し生産面には關與しない。管理委員會の決定は多數決制とし、ドイツ代表はルールを占領中の米、英兩國（佛地區が米英占領地區に統合された場合はフランスも参加）によつて選任される。

- 一、ルール國際管理委員會は西獨臨時政府樹立直前に創設し、占領軍撤退後も機能を存續する。
 - 一、國際管理委員會は、西獨がマインシャル計畫に参加したことによつてその機能を束縛されない。
 - 一、外國貿易と通貨改革計畫を統一し、西獨各占領地區間の經濟的、財政的調和を圖る。
- なお六月九日、右六カ國共同コミュニケが發表されたが、それによると次のごとく、西獨の單獨復興が強調されている。
- 一、ルール地方は英、米、佛、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、ドイツ七カ國代表で組織する機關によつて國際管理を行う。
 - 一、西部ドイツに憲法議會を設置する。ドイツの米英佛三國軍政長官は自國占領地區内の各州首相の會議を招集す。

一、ドイツ占領の繼續期間中西獨占領地區に軍事保安委員會を創設する。またドイツ占領の終了後は非武装化、非軍事化を保障する西獨産業の監視及び管理制度を維持する。

これにより西獨の單獨（ソ連を含まない）復興の骨組は出來た譯であるが、第一着手として西獨の經濟復興の前提條件としての通貨改革が實施に移された。西獨の通貨改革は、占領當初から種々對策が練られてきていたが、英米ソ佛四國の意見不一致のため具體化されなかつたものである。六カ國協定に基づき英米佛三國軍政長官は通貨改革の準備をすゝめ、六月十八日布告を發し、二十日正午を期して西獨通貨改革を實施した。その措置の主な内容は次のごとくである。

- 一、流通中の舊通貨と預金を新通貨に交換する準備措置として現在西獨にある舊通貨は二十六日まで提出または登録させる。期日までに提出または登録しない通貨はすべて無價値になる。
- 一、新舊通貨の交換率は追つて發表されるが、切手及び一マルク以下の小額通貨の切下率が十分の一に決定されていることによつて大體見當がつく。
- 一、西獨居住者は各自舊通貨六十マルクまでこれと引換に新通貨（ドイツマルク）六十マルクの支拂を受ける。その手續は身分證明書と配給カードを呈示して二十日第一回分として四十マルクを受取り一カ月後に第二回分の二十マルクを受取る。

一、マルク預金の交換率について十八日夜の發表は何もいつていないが、この發表文は引續き公表豫定の二法規と共に英米佛地域の新通貨に關する三法規の一つをなすもので預金の交換率も今後發表される二法規で明らかにならう。

一、舊通貨すなわちライヒスマルク、レンテンマルク並びに占領軍マルクは六月二十一日をもつて無効となる。但し額面一マルクまでの舊マルク紙幣並びに貨幣だけは除外され、これら小額紙幣並びに貨幣は小額通貨の一次的缺乏を防ぐため今後何分の告示があるまで表記價格の十分の一の價格で通用させる。しかし何人もこれら小額通貨五十個以上の支拂を受取る義務はない。

一、郵便切手はこれを額面價格の十分の一に切下げ、國民の所有する現金並びに銀行、貯蓄銀行及び郵便貯金機關にある貯蓄勘定は後日ドイツマルクに交換される。交換の率は全通貨の流通量を大幅に縮小するものであり、その率並びに流通量に關する明細は後日發表される。

而して第二次措置として六月二十一日、連合軍々票マルク、レンテンマルクと鑄貨の新ドイツマルクとの交換率を十對一と正式發表された。なおこれと共に次のごとき措置が追加された。

- 一、中央銀行の新ドイツマルク及び鑄貨の發行高は百億ドイツマルクを超えてはならない。
- 一、二十日發行した新通貨は一九五二年十二月三十一日に回収する。

一、ドイツマルク以外の通貨を發行乃至使用する者は五年以下の體刑若しくは十萬ドイツマルク以下の罰金に處す。

更に六月二十六日、第三次措置として次のごとく發表された。

- 一、舊ライヒスマルクと新ドイツマルクとの交換率を十對一とする。
- 一、銀行預金は舊ライヒスマルク十對新ドイツマルク一の割合で切替える。預金者は預金先銀行が必要な手續を完了し次第自由マルク勘定を引出すことができる。
- 一、銀行債務以外の民間債務は額面を十分の一に切下げる。
- 一、現公債を三分利附新州債に切替える。新州債は銀行を通じて發行する。
- 一、賃金、給料及び社會保険料は通貨改革前の水準で支拂う。

ソ連側はこうした西獨復興措置に對し當然對抗手段を以て答えた。先ず六月十八日、ドイツのソ連占領地域經濟委員會は、西獨の通貨改革に對し「西獨の單獨通貨改革はドイツの分裂を促進する決定的な措置であるが、ソ連占領地域のドイツ人はすべて平常通り業務に勵むことを希望する。西獨通貨改革による東獨への悪影響を防止するためあらゆる措置を講ずる。物資を退藏したり、通常的價格で賣ることを拒む者は處罰する。」と聲明を發した。引續きソ連占領軍當局は十八日夜半をもつて西獨

からソ連占領地域に至る一切の鐵道並びに道路交通を停止した。これは西獨における通貨改革の結果無効となつた舊マルク貨がソ連地域に流れこむのを阻止するためとつた措置である。そして二十三日、ソ連軍政長官は、ソ連占領地域の通貨改革實施に關する布告を發表した。布告はソ連軍政部が新たに印刷した紙幣を未だ入手していないため現行紙幣に證紙をはつて使用すると述べており、その要旨は次のごとくである。

- 一、六月二十四日以降ドイツソ連占領地と大ベルリン市の全地域に舊ライヒスマルク及びレンテンマルクに證紙をはつた新通貨を發行する。
- 一、小額紙幣は現在通りの額面で引續き流通させる。
- 一、ソ連占領地域と大ベルリン市地區では新通貨及び小額通貨のみを法的支拂手段とする。
- 一、通貨流通上の混亂を防止し、經濟的困難を回避するためソ連占領地域に屬し、經濟的にその一部を構成している大ベルリン市地區ではソ連占領地域の新通貨に限り流通を認める。
- 一、通貨交換は六月二十四日から二十八日まで十對一の割合で行う。
- 一、勤勞人民の當面の所得を保護するため一人當りの交換比率を次のようにする。(イ)現金は七十マルクまでは一對一、(ロ)貯蓄銀行の預金は百マルクまでは一對一、(ハ)百マルク以上一千マルクま

では五對一、(ニ)保險證書は三對一。

- 一、州廳市町村役場その他公共機關の當座預金の評價替えのレートは一對一とする。
- 一、土地改革で農地を新たに取得した農民に與えられた信用の評價替えは五對一の割合とする。
- 一、通貨交換の期間中全工場及び事務労働者の賃金、年金及び奨學資金、全商品の價格サービスに對する支拂額は從來の水準に維持される。
- 一、通貨改革の實施はドイツ經濟委員會の手に委ねられる。

なおワルソーでは西歐六カ國會談に對抗して、東歐八カ國外相會議が開かれていたが、六月二十五日、同會議はコンミュニケを發表し、次のごとき要求を行つた。

- 一、四大國協定により全ドイツ統一臨時政府樹立。
- 一、ポツダム協定に基ずく對獨平和條約の締結及び締結後一カ年間にすべての占領軍の撤兵。
- 一、ルール工業地帯の四カ國共同管理。
- 一、ドイツ非武装化完了。
- 一、ドイツの賠償義務履行。
- 一、現ポーランド占領下のドイツ領土を恒久的にポーランドに割讓すること。

同コンミュニケは、ソ連占領地域における東獨政府樹立については全然言及せず、西歐側の政策、特にロンドンの六カ國協定をはげしく非難している。なお同じ二十四日ソ連軍政長官はベルリン市民あて布告を發表し、ベルリンの連合國管理機關はあらゆる意味で消滅してしまつたと宣言した。かくてベルリンの米英佛占領區は、十八日の通貨改革以來西獨との交通を遮斷され、更に西獨のドイツマルクとソ連マルクとの交換比率が決定されなため物資購入の途を絶たれ、米英佛區ベルリン市民二百五十萬は食糧入手難に陥つた。こうしたソ連の強硬措置にもかかわらず米英佛軍政當局はベルリン固守の意志を明らかにし、輸送機を總動員して必需物資輸送を始めた。米國政府は直に對策を攻究し、ワシントンの權威筋は「情勢は重大、爆發的」と語つたといわれ、チャーチル氏は二十六日、「ソ連が今ベルリンを孤立させている事件は十年前ミュンヘン會議當時と同じような重大事態をもたらし、演説し、情勢の緊迫を警告した。その後米英佛三國の對ソ申入れを行つたが、事態は一觸即發的危機にありながら、なお封鎖解除を條件として交渉の餘地を残したものであつた。かくて通貨改革を口火としてベルリン封鎖問題へと急角度に展開した米ソ關係が今後どう發展するかは、いまのところ(執筆中)明らかでない。が、對立が基本的である以上深化をこそ豫想され、緩和は豫想されない。たとへ緩和が豫想されるとしてもそれは相對的一時的にすぎないであらう。

なおそのほかこの間における米ソの顯著な対立は朝鮮問題にも見られた。周知のごとく遂に南鮮單獨選舉となり、朝鮮の二分化が漸次明瞭となつたが、送電、用水等で未だ問題を残している。その経緯を詳細にしたいが紙幅がなく、次集に譲らざるを得ない。

第二節 冷い戦争と各國の動向

一、米國を先頭とする一方の陣營

(A) 米國の軍事豫算と對外援助

米國第八十議會は六月二十日閉會された。第八十議會はいろいろな意味で注目されるが、殊に國際情勢の緊迫を反映して空軍擴充法、選抜徴兵法等一連の軍擴案を通過させており、更に對外援助削減問題、反共法案審議中止等微妙な推移をも示した。

第八十議會で可決された陸海空軍擴張法案は平時の軍事豫算としては米國史上空前のものであり、陸軍五十六億千八百萬ドル、海軍三十六億八千六百萬ドル、空軍八億九千百萬ドル計百一億九千六百

萬ドルである。このほかに航空機建造費として三十一億九千八百萬ドルが可決されており、これを加えると百三十億ドルを超えることになる。右豫算は一九四八年七月一日から始まる一年間の軍備擴張費にあてられる譯であるが、これにより米國空軍は七十連隊に擴充され、常時五萬二千機の絶對優勢な空軍力を保持することになる。なお右豫算により擴充された後の現有兵力は陸軍七十九萬、海軍五十五萬二千、空軍四十四萬四千となる。兵力配置は米國內のみに止まらず國外の戰略重要點にも及ぼされている、ブラドレー陸軍參謀總長は六月二日下院歳出委員會で次のごとく述べているが、米國の臨戰決意を示すものとして注目される。

「不信と緊張の中で、對立する兵力が國境をへだて、對抗している限り戦争は可能である。いな戦争は相當に起り得る可能性がある。世界は今やわれわれともう一つの鋭く思想的にも對立した陣營に分裂した。他の陣營は米國軍に數倍する龐大な軍事力によつていつでも即時軍事行動に移り得る。四百萬の兵力と一萬四千臺の飛行機は事實モスクワの侵略的政策の推進力となるものである。この三月來米國政府が準備をすることによつて戦争の危険を避けようといよいよ斷固たる決意を固めるに従つて兵力を増大し、いよいよ近代的な兵器を軍に供給しなければならぬことは明らかとなつた。」

米國の對外援助の限度については、米國一般納稅者の擔稅力、豫算の均衡という角度からかねがね

論議されていた。五月二十四日、第三回アジア極東會議に出席した米國代表團長ヘンリー・グラディ氏は「議會の意向では外國援助をこれ以上續けて行けない限度に達している。當分の間、この種の資金支出については何らの反應を示さないであらう。日本と朝鮮に對する經濟援助實施を擔當している當局の報告でも議會筋の反對がかなり強硬になつており、援助法に基ずく支出が削減されないで通過すれば、政府にとつて大成功とみているほどである。」と語つて注目を惹いた。

果せるかな米國下院歳出委員會は日鮮復興費を含めて對外援助費の大幅削減を決定し、下院本會議もこの決定どおり採決した。すなわち、さきに總額六十八億ドルを規定する對外援助法として成立した法案に基ずき政府は六十五億三千三百萬ドル十二月支出を議會に要求したのであるが、下院は六億八千三百ドルを削減して五十九億八千萬ドル（十五カ月支出）に決定したのである。削減の主なるものは對歐援助二億四千五百萬ドル、中國援助六千三百萬ドル、ギリシヤ、トルコ援助七千五百萬ドル、日鮮復興費一億五千萬ドル、占領地援助一億五千萬ドル計六億八千三百萬ドルである。

對外援助費削減の影響は大きく對歐援助諸國は、この日を暗い日として悲觀の情を濃くした。例えばロンドンの市場人氣はかなり動搖し、諸株は一せいに急落した。また上海の諸物價もこの報を入れて急昇した。六月五日、マツグラス上院議員は下院の對外援助削減を攻撃して「下院の行動は歴史上

最大の決定的な時に直接共產主義者に乘せられるような振舞いである。削減の報はソ連にとつて歓迎すべきものであつて彼らに待望久しき彈藥を供給するようなものである。」と述べている。また六日のニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙は「下院の措置はこれを十分強く非難する言葉を見出すのに苦しむほどである。この措置によつて米國の名譽と威信はその國際的影響力と共に危機に陥つた。さらに西歐諸國民の福祉と自由そのものもまた危機にひんすることにならう。」と論じ、ワールド・テレグラム紙もまた「共和黨が多數を占める下院で對外援助費が削減されたことは大統領選舉をひかえて共和黨の名譽に影響し、また現在の冷い戰爭における米國の利益に惡影響を及ぼすばかりでなく、米國に對する同盟國の信頼を大いに傷けるであらう。」と述べている。

上院では援助費復活の審議が行われ、各權威が證言臺に立つて援助費復活の要を説いた。六月九日ヴァンデンバーグ上院議長は「議會は去る四月歐州經濟が健康體に回復するのを援助する仕事を引受けることを可決したが、いま下院はこの政策の裏附けとなるべき資金を拒否した。もしこのようなことがあれば世界に向つて米國は氣まぐれな信頼出來ぬ無能力者という焼印を押されることになる。原案の數字には絶対に手を觸れてはならない。私はいかなる削減に對しても斷固闘争する。」と證言し、またマインヤル國務長官は六月十一日、「下院は對歐援助費を大幅削減したが、議會がこの削減を固執

すればせつかく復興計畫を立案した西歐は危険な心理状態に陥るであろう。議會がこの信頼を維持するに失敗すれば、米國の對外政策に非常な影響を與える恐れがある。歐州に米國への疑惑をもたせればわれわれの指導性への信頼に悪影響を及ぼすのみならず、恐るべき悪宣傳が歐州諸國民の間に入り込むに至るであろう。」と述べた。

かくて上院では海外援助費の大半を復活し、總額六十一億二千五百萬ドル(十二月支出)が決定された。直に兩院協議會にかけられ難航の結果六十億三千萬ドルの妥協案が成立し、支出期間を十五カ月にするか十二月にすれば政府に一任された。大體上院の主張が通つた譯であるが、それでも政府原案よりは五億ドル餘の削減となつてゐる。

(B) 米國共和黨大會とデューイ氏指名

第八十議會の終了と共に米國各政黨は今秋の大統領選舉に備え、各自黨の大統領候補指名の全國大會開催に移つた。共和黨は六月二十日から全國大會を開き、二十二日には共和黨政綱案を採擇公開した。この政綱案は國際主義的な外交政策並びに國內政策の面では減税、公民權の確保、共產主義との闘争などをうたつており、主な骨子は次のとおりである。

外交政策 共和黨外交政策は自由人の居住する自由な世界において米國の自由を確保することを最

高目標とする。そのためには次の諸政策の實現を期する。國際連合の強化。諸外國人民の自由擁護は直接米國の利益となるとの認識の徹底。平和愛好諸國民に對する援助の繼續。國連における大國拒否權の制限。國際警察軍の結成。双務通商主義の支持。イスラエル共和國の完全承認。傳統的對華親善政策の維持促進並びに中國の獨立と自由の保全。強力な反共產主義闘争の展開。

國內政策 政府支出の削減。インフレ防止。國內に強力な國防軍の保持。長期農業計畫の確立。タフトハートレー勞働法の維持並びにこれに對する必要な修正。公民權の確保を期し、このためにはリッチ禁止法、人頭税の撤廢、軍隊における人種隔離制度の廢止などを實現する。

次いで二十三日、大統領候補の指名投票が行われたが、結局デューイ氏が、タフト、スタツセン、ヴァンデンバーグ、ウォーレン、マクアサー等を壓倒して指名され、副大統領にはウォーレン氏が指名された。

デューイ氏は一九〇二年生れ、本年四十六歳の働き盛りである。若くして音楽を志望したが成らず、法律界に轉じ、二十九歳にしてニューヨーク州のギヤング退治で鬼檢事の異名をとる程の敏腕振りを發揮し、次いで政界入りをし、一九三八年ニューヨーク州知事選舉に立候補したが惜敗、一九四二年に當選し、一九四六年には再選の榮譽を得ている。一九四四年には共和黨大統領候補として故

1ズヴェルト大統領を向うに廻してた、かつたが敗れた。彼の行政手腕は既に二期にわたるニューヨーク州知事の實績で證明済みで、多數の人氣を集め、多くの期待がかけられている。デューイ氏の大統領候補としての抱負は全く共和黨政綱の線に沿うもので、彼は六月二十五日、初めての記者團會見で次のごとく述べている。

一、自分は三巨頭會談といつた個人的外交交渉には反対であるが、スターリン首相との會見を拒否するつもりはない。しかし對ソ問題は過去に成功した方法である正規の外交機關を通ずる交渉で處理できると信じている。

一、トルーマン政府の對華經濟援助は貧弱極まるものだ。米國は共產黨に對抗する自由な中國を維持するため軍事顧問、中國政府の必要物資、大きな財政援助を與えるべきである。

一、中南米諸國との相互防衛のための協力には強く賛成である。

一、自分は副大統領の果す役割に歴史的な變化をもたらすつもりで、ウォーレン氏の行政手腕を政府部内で活用しようと思つてゐる。ウォーレン氏には閣僚の地位を與えるつもりである。

これに對し民主黨の方は頽勢蔽うべくもない。七月上旬から民主黨全國大會が開かれてゐるが、極めて精彩に乏しい。大統領候補指名にあつても未曾有の人物難と黨内不統一に苦しんでゐる模様

だ。本稿執筆までに詳細は判明しないが、結局指名はトルーマン現大統領に落着くものと見られる。なおこのほかに嘗つての民主黨ニューデイル派の巨頭ウォーレス氏が、民主黨をはなれて第三黨候補として立つ豫定だ。ウォーレス氏は進歩的市民團體、勞働組合、南部黑人層を基盤としており、大勢を決し得ないとしてもかなり侮り難い勢力を示すものと豫想されてゐる。

が、結局は今秋の大統領選挙は共和黨の勝利に終るものと豫想する向が壓倒的だ。とすれば第三十四代目デューイ大統領が實現する譯で、共和黨は十六年振りに政權をとることになる。何れにせよ、米國の對外政策は現在でも超黨協力の上に立ち、國際主義を基本とし、また國際情勢もこれを必要としてゐる限り大きな變化はないであろう。國內政策の面でも現在議會の多數派は共和黨が握つてゐるのであり、トルーマン政府提出の原案は、悉く修正、握り潰しの憂き目に遭つてゐるのである。とすれば共和黨がたとえ政權を握つたとしても現在の線を遙かに越えて前進するとは考えられない。幾分共和黨的な政策が加味されることは當然ではあるが、國內外の情勢は、今日ほど緊張してゐることはないのであり、何れの黨が政權を握るとしてもその根本方針に大きな變化は豫想されないのである。もつとも選挙は水物と呼ばれ、その豫測は極めて困難なものとされてゐる。今後國內外の情勢變化につれ各黨各派の動きは十分考慮されねばならぬ。

パレスチナ問題は世紀の課題の一つである。それはユダヤ人對アラビヤ人という民族的對立のほか、に近中東に占めるパレスチナの經濟的軍略的地位という觀點からも列強の利害が錯綜しており、解き難い結節點を形成している。

パレスチナにおけるユダヤ人對アラビヤ人の抗争は古い歴史をもつが第二次世界戦争後においては英國の委任統治終了に伴い俄かに表面化すに至つた。戦前からパレスチナにおけるユダヤ人口の増大、經濟的勢力の生長はアラビヤ人を不安がらせていたが、ついに戦後では武力抗争の形で爆發し、全ユダヤ人對全アラビヤ人の鬭争に發展した。五月十四日、英軍撤退に先立ちユダヤ人は獨立を宣言してイスラエル共和國を建國し、世界の全ユダヤ人がこれを支持した。一方トランスヨルダン、エヂプト等の近中東アラビヤ諸國は連合してパレスチナのアラビヤ人支援のため進軍を開始し、激烈な攻防戦が展開されたのである。

パレスチナをめぐる列強の動きは頗る微妙で、始め國連では昨年十一月パレスチナを分割してアラビヤ人國家とユダヤ人國家にわけ案が米ソ一致して支持された。が、米國はその後本年三月この分割案を放棄し、米英一致して、ソ連の分割案と對立した。ところがイスラエル國が獨立を宣言するに

及んで急に米國はこれを承認し、分割案を事實上支持する方向に變つた。ソ連も從來の主張からしてイスラエル國を直に承認した。英國は五月十七日、第一に實際に活動出来る行政部が存在しないこと、第二に國境が明確に決定されていないこと、第三に政府が國際的義務を引受けてこれを履行し得る立場にないことを理由として承認を拒否した。のみならず、五月十九日にはトランスヨルダンその他のアラビヤ諸國のパレスチナにおける行動が違法であると國連當局によつて判定されない限りあくまでこれらの國に對する財政的、軍事的援助を繼續すると聲明した。アラビヤ諸國と英國との條約は英國が武器を供給することを規定しており、トランスヨルダンには年額二百萬磅の軍事補助を與え、またエヂプト、イラクにはその軍隊の訓練裝備に英國が當つてゐるのである。かくてユダヤ人對アラビヤ人の戦闘が激化するにつれ、米國側では英國のアラビヤ人援助が問題にされてきた。五月二十二日米國上院歳出委員長ブリッジス氏は、同委員會が英國が米國からの財政援助をアラビヤ諸國に對する軍事援助に流用してゐないかどうかを調査する豫定であると發表して、英國に對する對歐援助割當削減を暗示した。が、これをも顧みず、五月二十六日、下院でベヴィン外相は「英國はトランスヨルダンとの條約により同國に英軍將校を派遣してその軍隊を援助することになつており、この義務は英國の國連に對して負う義務と矛盾するようになるまでは守つて行く方針である。」と言明した。二十

七日駐英米國大使グラス氏は二回にわたりベヴィン外相と會見しているが、同大使は、特に英國がトランスヨルダン軍に配屬されている英軍將校を即時引揚げるよう要請し、そうしなければ英國のパレスチナ政策は米國世論に悪い影響を與えて國務省としてもマーシャル計畫による對英援助を再考慮しなければならなくなると通牒したといわれる。

その結果かどうかは別として英國は國連の四週間停戰案を無條件で受諾するようアラビヤ諸國に強要したといわれ、その後アラビヤ人、ユダヤ人とも停戰を受諾し、一時小康状態に移つた。その間國連は兩者の妥協案を作製して兩者にこれを示したが、双方ともに妥協點を一蹴し、七月九日四週間停戰の期間満了と共に兩者は戰鬪再開を宣言した。今後どう發展するかは豫想の限りではないが、その根元するところが深いだけに列強の確執を増すことは明らかである。

(D) 六カ國協定・マーシャル計畫と英佛

西獨復興に對するフランスの立場は微妙である。フランスはドイツの左翼化も恐れるが、それにもましてドイツの右翼強大化を恐れる。第一次、第二次兩戰爭における莫大な犠牲が生々しいからである。西獨の單獨復興を許す六カ國協定は、果せるかな、フランスでは左右兩派から攻撃の的となつた。ド・ゴール派は六月六日「西獨六カ國協定はドイツ問題に關するフランスの從來からの主張を放

棄することを意味し、フランスの安全保障に重大な脅威を與えるものである。従つてわれわれはその協定を受諾することは出来ないと思ふ。」と主張した。共産黨もこれに劣らず政府攻撃を開始したことはいうまでもない。ピドー外相は「六カ國協定はフランス年來の主張から見ても不完全ではあるが、これを拒否すれば、フランスは完全な孤立に陥るほかない。國民議會が六國協定の利點に着目してこれを承認することを希望する。」と説明した。國民議會外交委員會は賛成二十一票反對二十票といふきわどい差で同案を保留條件附で採擇し、本會議も二百九十七票對二百八十九といふ八票の差で承認したのであつた。なお六カ國協定は英國の一部でも不評で、五月十九日スカーパーで開かれた英國勞働黨年次大會も「資本家勢力を基礎として米國との軍事同盟による保守的西歐連盟の結成は第三次世界戰爭を誘發するおそれがある。」と決議し、暗に六カ國協定の進捗に警告した位であつた。

二、ソ連と社會主義國

(A) ソ連一九四八年第一四半期計濟實績

周知のごとくソ連は復興、發展の第四五カ年計畫下に戰爭の創痕を回復し、更に國力を充實させようと、全機關をあげて奮闘している。一九四八年はその第三年目にあたるが、第一四半期の實績は如

何であつたらうか。四月十五日、ゴスプランによつて発表された数字によつて見ると以下のごとくである。

一九四八年第一四半期の計畫遂行率は、全平均一〇二%で、超過遂行のうち特に目立つものは、木材工業一一二%、東部漁業一二三%、ゴム工業一一一%、建築用及び道路用機械製作工業一一三%、自動車、トラクター工業一〇九%、建築材料工業一〇九%であり、計畫未遂行のものは肉及びミルク工業九三%、嗜好品工業九七%、地方燃料工業九九%の三部門である。前年同期とくらべた生産増加率は平均三二%であるが、動物油、合成ゴム、農業機械、トラクター、トラクター鋤、トラクター播種機、乗用自動車は前年同期の二倍以上、打穀機四倍以上、砂糖八倍以上となつてゐる。前年同期の生産水準を下廻るものは全然ない。昨年末の配給切符制の廢止、通貨改革の結果、一九四八年第一四半期の賣上高は前年同期にくらべて穀物七二%、砂糖二・七倍、動物油一三%、植物油一一%、罐詰類五七%、織物四四%を増加した。商品価格は、數回に互る公價引下げの結果前年同期にくらべ三一%を下げた。従つてルーブル貨の購買力は前年同期にくらべ四一%を増し、實質賃金は平均五一%を増したと計算されている。この期における労働者の増加は二百萬で、そのうち工業労働者が百萬を占めている。労働の生産性は前年同期にくらべ平均二〇%の増加で、機械製作部門では三四%、黑色冶

金部門では三六%を増加している。戦災地の復興状況は、全工業生産額についてこれを見れば、前年同期比五九%の増加で、そのうち鉄鐵七五%、鋼塊九七%、鋼材一〇三%、電力三三%、セメント六七%の増加といわれる。戦災復舊のための投資額は三十億ルーブルで、この期間中に都市では住宅三十五萬平方メートルが建築され、農村は九千戸が修、新築された。

(B) ユーゴー共産黨コミンフォルムを脱落

六月二十八日、チエコ共産黨はユーゴー共産黨がコミンフォルムの列外に出たと宣言した六月半ばのコミンフォルム決議を發表して世界を一驚させた。ベルリン封鎖問題で英米佛對ソ連の關係が緊迫してゐた際に、鐵のカーテン内部の紛争を暴露したものと見てセンセシヨナルな注意を惹いたのである。先ずコミンフォルムのユーゴー共産黨批判の主要點を見よう。

一、ユーゴー共産黨代表は今次コミンフォルム會議に出席することを拒否した。ユーゴーの黨は内政、外交政策において誤つた方向をとつており、黨中央委員會特に同志チトー、カルデリ、ジラス、ランコヴィチの犯した政治的誤りは明白である。

二、ユーゴーの黨は共産黨のヘゲモニーの必要を強調したマルクス・レーニン主義を修正しようとする、人民戦線の中に共産黨を解消しようとしている。ユーゴーの黨内には獨裁制が布かれ、黨は選

擧や批判や自ら辯護する権利などを避けている。

一、これは党内に潜んでいた國家主義的分子が最近表面に出て来たためで黨指導者らはその國力を過大評價し、他の諸國の共產黨及びソ連の支持なくしてユーゴーだけで社會主義を建設し得ると思ひ込んだのである。しかも彼らは帝國主義者らの脅迫におびえて資本主義への方向をとることによ

り、帝國主義諸國の關心をかり得てユーゴーの獨立について協定し得ると考えているのである。

しかしながら一方、チトー元帥一派の反ソ的決意もかたい。本年一月ブルガリヤ首相デイミトロフ氏が南方スラブ連合を提唱した際、チトー元帥はこれに賛意を表した。プラウダ紙の批判によつて、デイミトロフ氏は直ちにこの提案を撤回したが、チトー元帥は依然バルカン連邦結成を提唱するのみならず、他方スターリン首相にあて書簡を送り、ユーゴー經濟の危機を説き、ソ連はユーゴー五カ年計畫に必要な物資、機械を送つてくれないが、若し今後も送れなければ、ユーゴーとしては西歐の援助を受けざるを得なくなると抗議した。更に進んでは米國大使と會談し、凍結資金の解除を希望するなど、ソ連及びコミンフォルムの反感を強めたのである。そこでソ連及びコミンフォルム各國は、來る七月二十一日のユーゴー共產黨第五回大會への招請狀に對し、代表派遣を拒否した。

(C) ゴトワルト・チェコとフィンランド

チェコでは四月二十八日の議會で食糧、工業、建築業、卸賣業、外國貿易及び鑛泉の國有化を規定した六法案が満場一致可決された。この六法案によつてチェコ産業の六割以上が國有化されることになり、既に國有化された三割と合計すると全國産業の九割一分五厘が國有化されることとなつた。續いて五月三十日、去る二月の共產黨政權奪取以來の總選舉が施行されたが、その結果は、登録有権者數八百萬人のうち投票者七百十九萬人、そのうち共產黨指導下の國民戰線支持六百四十二萬、反對七十七萬で、國民戰線派が壓倒的勝利を収めた。その結果去る五月九日議會で採擇された新憲法に署名を拒否し續けていたベネシユ大統領はいよいよ辭意を固くし、六月七日ゴトワルト首相の下に、「諸君自らが自由を享受すると共に他者に對しても自由を認められたい」と悲壯な決意と共に辭表を提出した。後任としてゴトワルト首相が六月十四日の議會で選ばれた。首相後任としてはチェコ勞働總同盟會長で共產黨幹部のザホトキー氏が任命された。ゴトワルト大統領は就任第一聲として「私は人民の意思と利益に基ずく人民民主主義の精神によつて義務を遂行するであろう。またソ連及び他の東歐諸國との協力を強化することに盡力する。」と述べた。かくして自由チェコは名實共に亡びたのである。が、國內の反共勢力は輕視すべからざるものがあり、前記の總選舉においても七十七萬が反對投票しているのであるが、七月六日にはチェコの首都プラハでは反共的な體育團體ソコルが米國旗を手

ベネシユ前大統領及び故マサリツク外相支持を叫んで反共示威を行つている。

フィンランドは四月二十八日ソ芬友好相互援助條約を締結して自由フィンランド崩壊近しを豫感させたが、續いてソ芬借款協定締結となつていよいよこの感を深くさせた。その後共産黨からレイノ氏が内相として入閣し、内政面から政權掌握が着々進められたことから端を發して、反共派の反撃となり、六月二十四日レイノ内相罷免となり、これを擁護する勞働者のゼネストとなつて國內不穩となつたが、二十六日親共派の文相キルピ氏を内相とし、その代りレイノ氏夫人ヘルタ・クーンネンを無任所相に任命して妥協の形がついた。かくのごとくフィンランドにおいても容共、反共の鬭争が反覆されているが、去る七月初行われた總選舉では共産黨と社會黨左派の人民民主同盟が第一位から第三位に轉落し、農民黨が第一位に社民黨が第二位に上つた。政權は恐らく三黨の連立の形をとるであらうが、人民民主同盟の敗色は蔽うべくもなく、さきのレイノ内相排撃にも見られた勢力が依然として強力であることを示している。

第三節 内戦白熱化と米の對華政策

一、新政府成立後の政治情勢

(A) 新政府と國民黨改革の問題

中華民國憲法下第一回の國民大會によつて選舉された初代總統蔣介石氏と、初代副總統李宗仁氏の就任式は五月二十日南京の國民大會堂で舉行された。總統就任に當り蔣介石氏は憲法第四十八條により次の宣詞を述べて宣誓を行つた。

「余は謹んで至誠をもつて全國民に向い宣誓する。余はかならず憲法を遵守し、職務に盡忠し、人民の福利を増進し、國家を保衛し、國民の付託に背かない。もし誓言に違えば、國家の嚴正な制裁を受けることを願う。謹んで誓う」。

かくて彼は今後六年間の中華民國元首の席に登り、李宗仁氏は總統に事故があつた場合にその任を繼ぐべき地位に就いた。これに先立ち五月十七日立法院は、孫科氏を院長に陳立夫氏を副院長に選舉

した。副院長の選挙に當つては、副總統選挙の時と同様に、國民黨右派とその他の者との間に激しい争いがあった。反右派は自由主義派の中心人物で無所属の傅斯年氏を擁し、「傅斯年氏後援會は反動分子の黨支配に反対し、黨の進歩的改革と民主化を要求している」と言い、又「二十年のC・C團の壓迫に對する反抗である」として、強力な反陳運動を行つた。が、選挙の結果は陳氏が、三百四十三票を獲得したに對し次位の傅氏は二百三十六票、その差百七票で進歩派は敗れ、陳氏が當選した。

立法院の正副院長は立法委員の互選によつてきまるのであるが、行政院長は總統が指名し、立法院の同意を経てこれを任命することゝなつてゐる。蔣總統は張群行政院長の留任或は何應欽將軍の出馬を促した。しかし政學會系の張群氏には陳立夫氏を中心とする右派に反對強く、何應欽氏は行政院各部長人選に關する條件のため、何れも指名に至らず、結局五月二十四日全國資源委員會委員長の翁文灝(Wing Wen-hao) 理學博士が新行政院長に指名された。新立法院の本會議は即日過半数を以てこれを承認した。翁氏は一週間の組閣工作のうち五月三十一日總統に閣員名簿を具申、その承認を得て次の如き顔ぶれ(六月末張厲生氏が行政院副院長となつた爲内政部長は次長の彭昭賢氏が昇格)で憲政下第一次の行政院がこゝに成立した。尤も國民黨と少數黨との間には立法院議席割當問題による紛糾のため、當時はなお聯立内閣を作り得ず、表示の陳啓天、左舜生兩氏の就任も、七月五日に至つて

(A) 翁行政院構成人名 (五月三十一日)

行政院長	前全國資源委員會委員長	翁文灝	國民黨
副院長	國連中國代表團顧問	顧孟余	同
國防部長	遺米軍事使節團長元參謀總長	何應欽	同
財政部長	前行政院副院長	王雲五	無所屬
外交部長	留	王世杰	國民黨
内政部長	留	張厲生	同
糧食部長	前松江省主席	關吉玉	同
教育部長	留	朱家驊	同
交通部長	留	俞大維	無所屬
社會部長	留	谷正綱	國民黨
地政部長	留	李敬齋	同
衛生部長	留	周詒春	無所屬
水利部長	留	薛篤弼	國民黨
司法行政部長	留	謝冠生	同
工商部長	前經濟部長	陳啓天	青年黨
農林部長	留	左舜生	同
主計部長	前國府審計長	徐堪	國民黨
資源委員會	前同委員會	孫越崎	同
蒙藏委員會	留	許世英	同
僑務委員會	留	劉維熾	同
政務委員會	留	董顯光	同
新開局長	留	雷震	同
政務委員	留		
(無任所相)			

青年黨は漸くこれを承認したのであつた。がそれにしても、構成員の壓倒的多數はなお國民黨によつて占められてゐる。一九四六年一月の政治協商會議においても、國民政府委員會を國民黨の獨占から諸派を統合するものに切換えて聯立政府を作らうとした。その時の構成人員の割當ては總數四十名に對し、國民黨はその半數の二十名ということに各派の意見が一致し、問題は残りの二十名をどう

分けるかということにあつた。にも拘らず國民政府の民主化が結局、前述の如く國民黨が壓倒的多數を行政院の構成に占める様に落着かざるを得なかつたことは、その是非は別としても、國民政府民主化の路線が如何に後退してしまつたかを數字の上で實證する。

いづれにしても以上によつて新行政院が成立すると共に、他方、上院の役をする監察院の院長は六月九日の互選により于右任氏が留任と決定し、前述の如く下院の役をする立法院は先に成立を見、司法、考試兩院長も總統により六月二十三日それぞれ王寵惠、張伯苓兩氏と指名され、翌二十四日監察院はこれに同意し、中央における「治權」行使機關たる總統府、五院が完全に出來上つた。しかし依然として國民黨が各機關において殆ど一黨獨裁的な力を保持している以上、國府の民主化は國民黨の民主化の進展如何に係つてゐる。翁新行政院長は六月十一日立法院で施政方針演説を行つたが、これに對する質問演説において國民黨革新派の指導者黃宇人氏は、「中國の政治、經濟、外交の各政策はたつた一人の人に支配されている。われわれはその支配權を人民に返還することを求めねばならない」と述べた。彼は同じく革新派の劉不同氏等と共に「共同協議會」なる新組織を結成して保守陣營に對抗せんとしているのであるが、劉不同氏は三月十四日U・P記者との會見で次の如く語つてゐる。「國民黨内部には少數派の支配を不満とするものが、漸次その勢力を擴充しつゝある。彼らは黨内のあら

ゆる派閥を取り除くためにたゞかつてゐるが、その目的は特に政學系とC・C系をふく滅し、三民主義を實施するにある。派閥政治は國民黨最大の痼である。派閥は黨員の黨を少數派の黨に變えてしまひ、また孫文の三民主義黨を少數派の私利達成の手段に化してしまつた。國民黨は一九二四年一月の改組においては丁維汾を指導者として民主主義政黨となつた。當時蔣介石氏は軍事を管理しているにすぎなかつた。一九二七年四月南京政府樹立後蔣介石氏は黨務をも見るようになり、一九三二年には黨内の民主主義を獨裁主義に改めた。中央執行委員會その他の黨役員は表面上は選舉されているが、實際には蔣介石氏および支配的少數者によつて指名されているに過ぎない」と。

黨内改革の機運は保守陣營においても現れている。孫科氏が四月二十九日の副總統選舉に破れた直後、彼をかこんで黨内實權の回復を目指して結成されたのは「建國協會」であり、その他にも政學系の「自由俱樂部」、陳立夫氏を中心としてC・C系の「革新俱樂部」、三民主義青年團による「ニューデール・クラブ」等があり、夫々黨内ヘゲモニーの獲得を目指し革新の方策を掲げている。しかし、これら保守派の方策は、全國民黨少くとも黨内全保守派の強化策のうちのみ凝集しようとしてゐる。何となれば蔣介石氏は依然これら諸派の上に立つてこれを統御し、國共戰の進展による國內情勢は、かゝる争いを單なる各派閥間の問題に終らせることを許さないからである。それは中共勢力に對

應ずる組織強化の問題を全國民黨の問題として提出している。

(B) 國、共戦激化と内外情勢

今季における國共戦の進展は、六月二十二日の中共軍による開封占領、二十五日國府軍によるその奪回、これに引續く河南の大規模な戦闘を指標とする。この指標は次の事を物語る。(一)中共軍の大都市攻撃が關内深く河南省の省都にまで及び、それを占領し得る實力を示したと、(二)國府軍にはこれを奪回するだけの力があること、或は逆に中共側は一度はこれを陥落させたものの、未だこれを長期間把持する實力のないこと、(三)大規模な部隊による戦闘地域が、一段と南下して來た事等で、全搬的に見て中共戦闘力の増大を拒み得ない。現に何應欽國防部長は開封失陥直後の六月二十四日立

(B) 兩軍勢力比較(一九四六・三〇日國防部長發表)

(終戦時)	總兵力(萬人)	小銃(萬挺)	砲(千門)
國府軍	三七〇	一六三	六
中共軍	三三	六・六	〇・六
(現在)			
國府軍	三二八	九八	三
中共軍	三三六	九七	三三・八
うち民兵	七〇		

法院において軍事報告を行い「政府軍兵力は現
在中共よりも劣勢で、その戦闘士氣も終戦時よ
り低下している」と述べた。A・F・P電によ
ると同部長の發表した兩軍兵力の比較は表示の
通りで、戦後における中共軍の兵力増大は極め
て著しいものがあり、既に人員及砲の數におい

て、國府軍より優位に立つに至っている。

中共側は七月一日第二十七回黨創立紀念日にあたり、かゝる増大せる軍事勢力を背景として、再び民主聯合政府樹立促進の指令を發したが、その中で現黨員の數を三百萬餘名と發表している。終戦數カ月前の一九四五年四月の發表によると百二十萬であつたから、この方面においても亦二倍半にふえているわけである。中共は本年四月二十三日、新に解放した陝西省西南部から甘肅省東南部一帯に陝甘寧邊區西府分區を設けた事を發表した。が、更に五月二十五日の中共放送によると華北の二大解放區たる晋察冀(山西、チャハル、河北)邊區及び晋冀魯豫(山西、河北、山東、河南)邊區の民主政府は合併して華北連合行政委員會を設け、同時に兩解放區の中共黨部も華北中共局を形成した。これに先立ち、兩邊區間においてはこれまで各々獨自に發行していた邊區の通貨たる邊區券を、晋察冀邊區券十に對し冀南券一の割合で、四月十五日から相互に自由に流通せしめることとした。かくて政治經濟兩面の統合の上に、中共が戦後の華北に第二の滿洲、第二の東北解放區を造出する公算愈々大となつて來ている。この事は國府側が各地に相次いで掃共司令部を設置しつつ五月十二日「軍政機構配合法」を公布して、現地軍と地方行政機構の一體化を圖るため、省主席以下地方行政官の掃共治安關係の權限をその地方の掃共總司令の指揮下に入れたことや、五月十七日、各地掃共司令部の權限を更に

大幅に擴大させる法令を設け、一路戦時態勢の強化につとめていふことと對應する。そして廣大な農村を戰場としてのこの兩者間の争いの決は第一に、何れがより多く農民の心を把握するかに係り、廣大な農村に圍繞される都市における兩者の争いの決は、何れがより多く農村を把握するかによつて定まるであらう。

勝敗決定の他の要因の一つとして外國からの援助が考えられる。米國議會は六月二十日の兩院協議會で對外援助法を成立させた。そのうち對華援助に關しては、トルーマン大統領の原案十二月四億六千三百萬弗を十五カ月（大統領が必要と認めた時は十二月）四億弗、うち軍事援助一億二千萬弗と決定した。ト大統領は先にマーシャル元帥を大統領特使として中國に派遣するに當り一九四五年十月十五日、對華政策に關する聲明を發表し、その中で「中國の和平と統一を條件として米國はあらゆる援助をこれに興える」と述べた。越えて翌一九四六年三月には米國政府は對華援助費として五億弗の特別資金を一九四七年六月を期限として輸出入銀行にイヤマークさせ、その使用權限を前記の條件下にマ特使に一任したのであつた。しかし、中國内の情勢は期限までにこの條件を満さないままにイヤマークは解除されてしまつたのである。それが變形して現われたのが今度の對華援助と見ることも出来る。が、その實質的な意味は丸で違ふ。即ち、先の條件と正反對のことが條件となつて興えら

れたのが今回の援助である。和平の代りに内戦が、統一の代りに完全なる分裂が、反共費として米國政府の豫算支出を促したのであつた。従つて米國が反共政策を續ける限り、それが效力を發揮するまで更に追加供給されることを豫想させる。

極東における資本主義と社會主義の決戰場としての中國、そこで展開されている國共兩黨間の戰鬥は、愈々世界情勢の檣舞臺の上に押出されようとしている。

二、米の對華援助と對日援助をめぐる諸問題

(A) 終戦來の米國對華援助

一體中國は米國からどのくらいの援助を受けて來たか。それについて若干の資料を掲げよう。先ず終戦直前の一九四五年七月一日から一九四七年六月三十日までの金額を見ると、第一表の如く十三億二千八百萬弗であつた。

餘鴻鈞財政部長は、去る四月の國民大會において、終戦以來一九四八年三月末までの援助獲得の状況を次の如く報告した。

(一) 戦後米國對華援助額
(自一九四五・七・一—一九四七・六・三〇)
百萬弗

輸出入銀行信用借款	九
物資信用借款	一三二
アンラその他の救済贈與	四三〇
武器 貸 與	六四四
計	一、三三六

(註) 一九四七年十月大統領經濟顧問委員會發表。

一 戦後借款物資 此項の物資はその引受渡關に輸出入銀行と米政府の別がある。輸出入銀行からの貸付項目は三十七筆である。そのうち棉花借款三千三百萬弗は、中國の棉花商が米國棉を購入運搬するために中國銀行を經て對米契約したもので全然政府經由でない。又、永利化學會社の一千六百萬弗借款も民營事業關係で政府はただそれを保證するに過ぎず用途を指定出来ない。更に船舶貸付四百十萬弗は船舶購入困難のため、期限が來ても未だ運轉されるに至つていない。というわけでこれらのものを除くと、實際政府が使用する部分はずか六千餘萬弗に過ぎない。米國政府からの借款は全部で二筆である。一は、米國航務局船舶購入借款一千六百五十萬弗で、現在まで既にリパティ型汽船十艘、N三型汽船八艘を受取り、何れも既に到着して交通部により運用されている。これまでの既支出額は六百九十四萬六千二百八十萬弗である。第二は、物資購入借款五千八百九十萬弗で、本年二月末までに受取つたものは、原價約四千四百三十萬弗である。この項の物資は、國防部に交付される軍用機械類を除き、皆一律に物資供應局の評價委員會が最低價格を決定し、公開して入札販賣するか、或は政府機關が評價價格と照し合せて全部購入している。本年二月末まで物資供應局の手で競賣に付されたものは原價二千六百九十四萬弗に達している。

二 戦後武器貸與法による物資 これは米國々務省の報告によると、總額七億四千七百餘萬弗である。しかし國防部が内容を列べて示した額はわずかに一億五百四十萬弗で、米國側の數字と甚だしい差異がある。それは米國側の目錄が簡略で、未決定のものや非物質的な各種勞務費用等、何のために何時、どの機關が使用するのか明示がなく、その上、太平洋諸島の餘剩物資、華西地域の接收物資及空軍訓練費等が混入されているためである。それを確定させるため、米華兩國は人員をワシントンに派して清算中である。

三 米軍餘剩物資 此の項の物資にも二筆ある。一は華西區餘剩物資で總額五千七百餘萬弗及九十二億餘元で

(二) 戦後米國對華援助額(兼財政部長報告) 二月末 (單位百萬弗)

輸出入銀行借款	二一三・一	一〇元
棉花借款	三三〇・〇	
永利化學會社借款	一六〇・〇	
船舶貸付	六一(〇〇〇)	
其他	六〇〇・〇	
米國政府借款	七五・四	五二・三
船舶購入借款	一六・五(六・九)	
物資購入借款	五八・九(四四・三)	
米軍餘剩物資	六四一・〇(二七八)	二七八
華西區餘剩物資	九三億弗	
太平洋餘剩物資	五八四・〇	
善後救濟物資	五五・二	四七〇・五
委員會基金	四六・八	
未支金	四七・七	
小計	一、三四四・七	九〇八・七
武器貸與法ニヨルモノ	九三億元	
中國側計算	一、〇八・四	一、〇一四・一
米國側計算	九三・〇	
合計(中國側計算)	一、〇八・四	一、〇一四・一
米國側計算	二、〇七四・一	一、六五三・七

ある。二は太平洋餘剩物資總額五億八千四百萬弗である。このうち、本年二月末までに受取つたものは二億七千八百餘萬弗、そのうち運搬を終えたもの一億七千五百餘萬弗、既處理のもの一億五千八百餘萬弗で、その餘の運搬處理を急いでいる現狀である。

四 善後救濟物資(アンラ) 米國方の發表した數字によると、物資が四億六千五百八十萬弗、善後委員會基金が四百七十萬弗、米國の援助計畫四千五百七十萬弗で何れも贈與されるもので用途の指定を受ける。

右の内容をはつきり見られる様に表にしてみると概略第二表の如くなる。武器貸與法によるものが、中國側と米國側と計算が岐れているためこの分を除いて小計を出すと十三億四千四百七十萬弗、二月までに既に實行せられた括弧内に示した數字で計算すると九億八百七十萬弗である。そして武器貸與法の分を中國側の數字で加算すれば、夫々十四億五千餘萬弗、十億一千

四百餘萬弗であり、米國側の數字で加算すれば二十億九千百餘萬弗及十六億五千五百餘萬弗となる。

先述の如く米國の第二次八十議會は對華援助を可決したが、該議會の上院外交委員會が一九四八年

(三)米國對華援助額(國務省報告)

一九三七年以後終戦まで	百萬弗
輸出入銀行借款	一、四六九、〇〇〇
一九四二年國會借款	一、〇〇〇、〇〇〇
武器貸與物資	五、〇〇〇、〇〇〇
終戦後	八、四九〇、〇〇〇
武器貸與物資	一、四三六、〇〇〇
陸空軍用	七九五、〇〇〇
民需	七三〇、〇〇〇
海軍用	四九、〇〇〇
餘利物資借款	一七、〇〇〇
在外資産清算委員會ドック借款	三〇、〇〇〇
華西借款	四〇、〇〇〇
海事委員會借款	二〇、〇〇〇
輸出入銀行借款	一六、〇〇〇
善役救済關係	八、二八〇
米國對外救済計畫	四七〇、〇〇〇
聯合國國際兒童緊急基金	四、七〇〇
合計	二、九〇〇、〇〇〇

三月三十日發表した「援華案に關する報告」によると、「國務省が本委員會に提出した一九三七年以來現在迄の米國の對華軍事及財政援助」は第三表の通りとされている。即ち一九三七年以降二十九億六百三十萬弗、終戦以來十四億三千六百九十萬弗である。この中には若干餘利物資の賣却分が含まれていない、として該委員會は國務省の別の報告(三月十九日付)によつてこれを補つてゐるが、それは第四表の如くである。従つて第三表と第四表とは重複する部分と重複しない部分とがあるわけである。取得原價は恐らく評價々格を意味し、その賣渡しはこれより遙かに安く行われている模様で、その差額だけ第二表の數字が第四表の取得原價より少くなつてゐるのであらう。いづれにしても以上の諸資料から見て、終戦後一九四八年三月までに米

(四)米軍餘利物資對華賣却額(國務省報告)

餘利物資の種類	取得原價	賣渡或は賣渡後の拂濟價格
在中國・印度・太平洋	八二四、〇〇〇、〇〇〇	一、七五、〇〇〇、〇〇〇
十七島嶼民需餘利物資	六、五八六、五八九	六、五八六、五八九
步兵銃彈藥	二七五、〇〇〇	九九、〇〇〇
TNT(最強爆藥)	七〇、五八九、三九八	贈與
海軍船舶	三、四八〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
輸送機	四、四七、一三七	四、四七、一三七
其他彈藥	三、七三三、二二五	三、七三三、二二五
空軍用品	九七五、四二四、四三九	一、八二、九二一、五四六
總計		

字との比較である。第五表によつてこれを見よう。財政支出實額(A)のうち一九四七年までは、本年

五月十日國民黨中央黨部紀念週に徐柏園財政部次長が行つた報告から採つたもので、一九四八年一月三日の分は、六月四日の新行政院會議において財政當局から行われた「本年度上半期支出は既に同期豫算九十六兆元の二倍を越えた」という報告により推定したものである。物價指數倍率(B)は中國經濟研究所の指數をもととして一九三六年を基準とする概數。弗換算率(C)は一九三五年十一月四日以降の公定賣相場百元〓二九弗による。最後に米國物價指數(D)は聯邦準備銀行月報に依つて一九三六年

(五) 國府財政支出實績弗換算表

年度	金額物價倍率		換算率	米國物價上昇		A/B	A/B × C	A/B × C × D
	A	B		C	D			
一九四五年	二、三〇〇	二、三〇〇	一	一、一三〇	三三、八〇〇	三三、八〇〇	三三、八〇〇	三三、八〇〇
四六年	九、三六	五	〇、二九五	一、一三	一、一三〇	三三、八〇〇	三三、八〇〇	三三、八〇〇
四七年	四〇、〇〇	四〇	一	一、一七二	三三、一四〇	三三、一四〇	三三、一四〇	三三、一四〇
四八年	九六、〇〇	三〇	三	一、九	一、〇〇〇	二九五、〇〇〇	二九五、〇〇〇	二九五、〇〇〇
合計	一四七、六六	一〇〇	一、四七六六	一、一三〇	九四、四〇〇	一八八、八〇〇	一八八、八〇〇	一八八、八〇〇

(註)一九四八年は一—三月推計。その他本文参照。

六五に相當する援助を米國から得ている、というのが顯著なる國府財政現象としてわれわれの目に映るのである。ここに更に前述の四億弗の援助が加算されれば、來年度には兩者の比重は相對し、更にその地位が逆轉することも考えられる。今回の援助供與に當つては一般的條件に關する協定が七月三日調印されたが、米政府はこれに先立ち對華援助使節團及び技術使節團を六月初旬中國に派遣し、援助費の支出を監督させる手はずを整えた。かかる傾向は今後期待される援助の増額と共に強化され米國の國府に對する指導は益々積極的になるものと豫想される。全財政支出額にも比敵すべき前述の如き諸援助の尨大さは、これに對し有力な基盤を提供している。

基準に換算した概數である。かくしてこれらの與件によつて算出された一九四五年—一九四八年三月の國府財政支出實績額は二十億一千七百餘萬弗である。つまり、財政支出一〇〇に對し

(B) 米國對日政策への反抗

かくて極東における反共の第一線たる中國において、國府と米政府との一體化が進捗しつつある時、反米運動が勃發したのである。周知のごとく中共側はすでにあからさまに反米宣傳を行つており、これを機會にそれを強化するということは一應考えられる。しかし今回の運動は先ず學生運動として起りしかも教授團、商工團體等の一般人士から政府當局者にまで大々的に共鳴者と呼んだのであつた。新反米運動の主題は米國の對日政策、就中、軍事力復興に對する危惧と工業水準引上策に對する反對という戦後の國際問題において劃期的なものである。その發端は學生の五・三〇紀念デモ準備の過程にあつたが、その素地は既にポーレー報告がストライク報告に、ストライク報告がジョンストン・ドレーパー報告へと緩和されるに従つて培われていたのである。前述の如く今回の反米學生運動は五月下旬から大規模に行われ始めたのであるが、その經過について詳記する餘裕がない。ここではこれに關するスチュアート駐華米大使の聲明、孫科立法院長の談話を掲げるに止める。

スチュアート駐華米大使聲明要旨(一九四八年六月三日)

中國學生團體から起つている日本問題に對する反米運動は、米華兩國間の親善關係を著しく傷けつゝある。これが續くならば、きわめて不幸な結果をもたらすかもしれない。この運動がたゞ、現下の悲劇的狀態にある

中國を援助すべく米國が大規模に重要な計畫を着々進めている時に起つたことは遺憾である。對日戰が勝利に終つた直後に、米國は日本の戦力を打倒した諸聯合國の代表として、日本陸海空軍および參謀本部の解體を進めた。日本の軍事力の一部が復活されつゝあるとか、米國に日本の軍事力が二度と興起せぬよう保障する以外の、ほんのちよつとの證據でもあれば見せて欲しい。日本の經濟力についても米國は諸聯合國を代表して、一切の日本の軍需工業の破壊と撤去を実施した。現在われ／＼が當面しているのは、日本國民が自立できるようになるまで、日本の經濟活動を復興しなければならぬという事態である。日本は、自立の機會を認められなければならない。さもなければ、米國にとつてばかりでなく中國にとつても、日本はいつまでも負擔となるだろう。工業が軍事用に轉換されるかもしれないというならば、近代戰の性質上その價なるを認める。それが確實に平和目的に使用されるようにすることこそ、われ／＼の責任であろう。日本の經濟復興が中國經濟に對する脅威となるというならば私はこれを否定する。世界の人々の物資とサーピスに對する需要は、世界のあらゆる國が近い將來に滿すことを期待し得るいかなるものよりもつと大きい。日本がいつまでも困窮を續けるならば、世界の生活水準が低下を續けるのみではない。日本人は飢えを落着かない國民として、いつまでも平和に對する脅威となる。かゝる事態は、共產主義にとりお跳え向きである。もしわれ／＼が、全般的利益のため共產主義を阻止しなければならぬ、との宣言に眞劍であるならば、共產主義を助長する原因を除去しなければならぬ。

反米運動はこの聲明によりむしろ益々活潑化した。當初國府はこの運動に對し、好意を持たず六月五日翁行政院長も「まじめな學生が、米華關係を悪化させようとする中共の工作の道具に使われぬことを希望する」云々の談話を發表した程であつた。しかし、盛り上る民衆の意識は、この運動を學

生運動の枠内に止めず、上記の如く全民衆の世論となつて展開された。去る四月の第一回國民大會は既に「米國の日本復興計畫に反對し」云々の建議を採擇し、又「日本工業の保留水準は一九二八年ないし三〇年とする」などの講和方針（本年報第59集參照）を決議して八年の抗戰に耐えて來た中國國民衆の決意を表明している。従つて、これを如何に貫徹するかは、國府が國民の支持を獲得し得るかどうかの最も大きな試金石となつてゐるわけである。かくして、盛り上る民衆の意識に應えざるを得ない立場に立つた國府は、遂に孫科立法院長をして六月十六日UP記者と會見、次の如く述べさせた。

米國對日政策に関する孫科立法院長談話（一九四八年六月十六日）

中國の學生、教授、知識層その他の一般人は米國の對日政策について疑問を抱いており、これにたいする回答を求めるとする。マツカーサー司令官または米國務省がこれらの疑問點を逐條的に明らかにしてくれらるならば結構なことと思ふ。もしこの疑問に答が與えられなければ中國學生はこの疑問が事實であると見なす権利がある。中國と日本との關係は微妙である。中國は一度日本の侵略を受けた經驗があり、日本再建のためのいかなる行動も中國人にとつては疑惑の種となる。これはフランスがドイツにたいして持つてゐると同様な國民感情である。米國は原子爆彈を持つており日本軍國主義を恐れる必要はないが、中國は原子爆彈を持つておらず、日本再建のいかなる試みも中國にとつては脅威となるわけである。要するに中國學生は反米的であるわけではなく、強力な日本を作ろうとする米國の政策を恐れているが、これは中國にたいする重大脅威となるからである。私は他の中國人と同様に學生や教授が日本に關し指摘している各點が事實かどうかを知つていない。私は、米

國が次の各點について疑問を晴らすことは、米國の義務であると思ふ。(一)財閥は解體されたかどうか。(二)吳軍港は破壊される代りに再建されているかどうか。(三)多數の戦争犯罪人が釋放されているかどうか。(四)賠償用に豫定されていた船舶が日本に返還されているかどうか。以上の各點を明らかにするためマッカーサー司令官または米國務省が答えるべきであると信ずる。裕仁を天皇としてとどめている事もまた中國人を立腹させている日本において天皇の稱號と存在が續くかぎり日本を徹底的に民主化することはできない。天皇の命令は今なお日本人にたいし死をもつて奉公さす力を持つてゐる。こうした感情は中國人一般が持つており、日本がミカドによつて支配されているかぎりわれわれは安心することができない。ドイツは政治的に多く破壊されたが日本の場合はこれと異つてゐる。米國に宣戰した同種の政府が今日なお存続してゐる。もちろん日本を包む條件は違つたがしかもこれが存続してゐる。中國人は誰よりも日本についてその背後にあるものと日本人の心理状態をよく理解し得るものである。中國人は日本が立直りつつあると疑うだけの理由を持つてゐる。日本の變化は單に表面だけでありこれは重大な問題だ。對日講和會議開催が遅れてゐることも混亂をまねく原因となつてゐる。

孫科立法院長の談話と、先述の翁行政院長の談話に見られるものとは、國府の態度に著しい差異が現われている。これは勿論その間における民衆運動の擴大にも因るが、本質的には國府が否でも應でも代辯せざるを得ない中國内の二ツの勢力の動きを内外に表明するものに他ならない。財政支出にも比敵する援助の導入を計りつつ、他方において援助提供國の政策に反對せねばならぬことの中には國府基盤、従つて國府それ自身にとつて大きな矛盾が包藏されている。

内外政治經濟重要日誌

◇國内 (自昭和二十三年四月一日至同年六月三十日)
◇海外 (至同)

國内

- ◇一日(木) 全遞中調委員會、地域スト打切りを決定。
- ◇二日(金) 組合二、九二〇圓給與案のみ全官公廳爭議解決。
- ◇三日(土) 總司令部民政局長ホイットニー代將、芦田首相に書簡を以て、國會における審議の停滞並に議員の國會缺席に警告。
- ◇五日(日) 東京軍政部長ヤコブ・リユール、ニンガー氏、爭議稅務員は逮捕し軍事裁判に附す旨の覺書を全財中調幹部に手交。
- ◇六日(火) 證券取引法改正案成立。芦田内閣初の全國知事會議開催。
- ◇八日(木) 炭坑夫平均基準賃金をめぐり炭勞と石炭鑛連一月以來の交渉妥決。坑外夫四千圓、坑内夫六千三百八十圓(共に税込)。
- ◇十一日(日) 東京急行、第一次二四時間スト遂行。
- ◇十二日(月) 米陸軍省民事局長ダニエル・ノース少將一行來日。
- ◇經營者團體連合會、日本經營者團體連盟(日經連)と改稱。
- ◇十四日(水) 總司令部、年間一〇萬トンのボーキサイトの輸入を許可。
- ◇十五日(木) 總司令部經濟科學局キレン勞働課長、全遞代表者を召集一切の爭議即時中止を命令。政府と全官廳代表との假調印執行、全官公爭議漸く全面的解決。
- ◇廿五日(日) 朝鮮人學校閉鎖反對から各地に朝鮮人集團暴動を惹起、占領軍神戸地區司令官管内非常事態宣言を發令、鎮壓に武力行使を開始。
- ◇廿六日(月) 日銀、昭和廿一年十月の引上げ以來据置の公定利率を改定。商業手形の割引日歩一錢二厘、國債、スタンブ手形を擔保とする貸付日歩一錢三厘以上。其の他のものを擔保とする貸付日歩一錢四厘以上。當座貸越利率日歩一錢七厘。
- ◇廿七日(火) 政府、農村に對する還元配給米の價格を決定發表。即ち配給價格は玄米一石當り、

一、八六四圓七五錢で現行消費者價格全國平均より約二七〇圓安。

◇廿八日(水) 參議院本會議、夏時刻法(内閣提出、衆院送付)を可決。

◇三十日(金) 政府、料飲禁令を六月末まで更に二ヶ月延長と決定。

海外

◇一日(木) ドイツ占領ソヴェト軍政當局、ベルリン、西ドイツ間の交通統制を開始。

◇三日(土) マツシユ・マツクガイア連邦判事、米炭労組ジョン・ルイス會長に對し五日以降罷業中の軟炭労働者四十萬の職場復歸を命令。◇トルーマン米大統領、總額六〇億九千八百萬ドルに上る對外援助法案に署名。◇六日(火) ドレーパー米陸軍次

官、極東訪問を終え歸米後、日本再建四ヶ年計畫を發表。◇トルーマン大統領「經濟協力長官」にポール・ホフマン氏を任命。◇ソ連・フィンランド同盟條約、モスクワにおいて正式調印。

◇七日(水) 國府軍當局、洛陽陥落を發表。

◇八日(木) トルーマン米大統領全炭労組の罷業に對しハートレー労働法發動を言明。◇トリエステ自由地域の連合國軍政府、四月十二日から米英地區の民政をイタリヤ地方當局に移管すると發表。

◇九日(金) 米州全體會議開催中のコロンビア首都ボゴダに暴動自由黨革命政府を樹立。

◇十日(土) マーシャル案計畫參加の西歐十六ヶ國代表、計畫實施に關する西歐側常置機關の憲章及條約の起草終了發表。◇ソ連、國連安全保障理事會に於て

イタリヤの國連加入問題に拒否權を發動(三回目)。

◇十九日(月) 中國國民大會總選舉、初代總統に蔣介石氏當選。

◇廿二日(木) 伊キリスト教民主黨々首デ・ガスベリ首相、總選舉後歐州連盟絕對支持を言明。◇國府當局、中共舊首都陝西省延安から撤兵。

◇廿三日(金) チェコ、ブルガリア兩國期限二十ヶ年の軍事同盟條約を締結。

◇廿四日(土) 英、佛、ベルネツクス五ヶ國の西歐連合締結國常設諮問委員會の初會議を開催。

國內

五月
◇一日(土) 第十九回メーデー舉行。海上保安廳發足、輕犯罪法公布、警察犯處罰令廢止。◇持株會社整理委員會、日本鑛業及

び配給部門(一九四社)の經濟力集中排除指定解除。

◇三日(月) 森戸文相、朝鮮人教育對策委員會代表と在日朝鮮人學校問題に付き會見。同件は私立學校の認可申請で一應解決。

◇五日(水) 政府、炭鐵特別調査團を九州、北海道に派遣。

◇六日(木) 政府、第一、四半期の復金資金計畫總額を二百二十一億九千萬圓と決定發表。

◇七日(金) 「生産管理工場に資材の配給を行わず」と商工省正式決定。◇證券取引法(第二章及び第六十五條を除き)施行。

◇十日(月) 閣議、二十三年度賃金基準を物價改訂、勤勞所得税の大巾輕減等と勘案の上三千七百三十一圓(税込)と内定。◇石炭廳設置法公布、石炭廳官制廢止。◇公職審査委員會閉鎖。

◇十二日(水) GHQピツケル外國貿易課長、バイヤー及び認可

を得た代理店は十五日以降纖維製品の商談に日本業者と直接交渉が許可されたと發表。◇パイター制で、對日羊毛五萬俵輸出の日濠通商協定成立。

◇十三日(木) 小額紙幣整理法公布。

◇十四日(金) GHQ、五月分輸入食糧三七、六二〇噸放出許可。

◇十五日(土) 日鐵釜石製鐵所火入式、年産二十四萬噸。◇行政代執行法公布。行政執行法廢止。

◇十六日(日) 商工省、輸出絹人絹力織機一萬臺燃絲設備二十萬鐸の復元を決定。◇郵便貯金第二封鎖預金(約四億圓)、金融機關の最終處理決定と同時に全額打切と決定。

◇十七日(月) 政府、総合的日本經濟長期復興五ヶ年計畫第一次試案を發表。

◇十八日(火) 昭和二十三年度鐵道輸送計畫、一億三千萬トンと

閣議決定。◇GHQ、E.S.S.の販賣業務を六月十二日以後中止と聲明。◇本年度輸出標準茶の圓ドル價格交換率一ドル二百八十圓と決定。

◇二十日(木) 日銀、購置資金の逼迫を豫想しスタンプ手形取扱金額の割合を、入割より入割五分に引上。

◇廿二日(土) 政府、炭鐵勞務者數を四月末の四六九、四三三人で停止、増加制限を行うと共に勞働者の坑内、外の比率を六對四以上にする配置轉換の方針を決定、即時實施。◇物價廳、高級魚の丸公を撤廢。◇政府、公職資格訴願審査委員會の最終決定を發表。この結果楠橋渡氏ら一二九名追放解除、石橋湛山氏外九一七名追放確定。

◇廿三日(日) 經濟安定本部第二次經濟情勢報告書を發表。◇美

濃部達吉氏逝去。

◇廿四日(月) 昨年末以來争議の石炭鑛業連盟と全石炭との新賃金協定次の如く成立、坑内夫一日平均二百九十圓、坑外夫一日平均百六十圓。◇國鐵勞組本省支部一日一齊スト。

◇廿八日(金) 政府、二十三年度一般會計歳出入豫算案大綱三千九百九十三億圓を内定。◇マ元帥、米上院歳出委員會の歸國要請を拒否。

◇三十日(日) 國鐵勞組第四回全國大會、奈良市に開催。

◇三十一日(月) 通貨安定対策本部、二十三年度貯蓄目標額を三千億圓と發表。

海外

◇一日(土) 近東アラブ正規軍、パレスチナの南、北部より同國へ越境進撃。

◇三日(月) インド連邦政府、マウントバットン初代總督の後任にラジャゴバラチャリアル氏任命。◇コロンビヤ對ソ斷交。

◇七日(金) 西歐代表ヘীগに於て歐州議會開催、司會元英首相チャーチル氏世界平和に歐州連邦結成を提唱。◇米陸軍省民事局長ダニエルノース少將一行、極東諸國視察後歸米。

◇十日(月) ドレーパー米陸軍次官、下院に於て、一億五千萬ドル回轉基金法案の支持を證言。

◇南鮮初の總選舉を施行。◇十一日(火) ソ連政府、米ソ交換書内容を發表。

◇十三日(木) ベウイン英外相、米國務省に對し對日講和會議早期開催を要求。◇米農務省、一九四七—四八穀物年度の米國穀物輸出割當高を、五億七千五百萬ブツシエルと發表。

◇十四日(金) ドレーパー米陸軍

次官、對日六千萬ドル棉花民間借款協定の成立を發表。◇ホフマン米經濟協力局長官、自四月至六月間の對歐援助暫定割當總額を十一億八千六百萬ドルと發表。◇パレスチナの英國委任統治制終結。◇パレスチナのユダヤ臨時政府、イスラエル共和國の獨立を宣言。米國大統領トルーマン、新ユダヤ國の承認發表。

◇十七日(月) 米陸軍省、對日賠償を六億六千萬圓(昭和十四年圓價)とするドレーパー使節團の報告發表。

◇十八日(火) 英アラブ諸國に武器供給聲明。

◇廿二日(土) 國連安全保障理事會、パレスチナ紛争處理に、米提出停戰命令案を可決。

◇廿三日(日) 佛印政廳、臨時越南政府を正式承認。◇中共軍長春に迫る。

◇廿七日(木) 米上院歳出委員

會、極東事情證言のためマ元帥の歸國を要請。

◇廿八日(金) 南鮮自治政府、李承晩氏を新國民會臨時議長に指名。

◇廿九日(土) 米農務省、七月分米國穀物輸出割當を總額百八萬三千英トンと發表。このうち日鮮向け割當二十二萬トン。

國內

六月

◇一日(火) GHQ、日本對スタリリング閣の民間及び政府間貿易を現金英貨の基礎に置く全面的新通貨協定の成立を發表。

◇四日(金) 二十三年産麥類、馬鈴薯、そら豆、えんどうの政府買入價格(暫定)決定。

◇七日(月) 政府、二十三年度豫算案を國會に提出、一般會計歳出入共三千九百九十三億八千萬

圓、特別會計歳出一兆二百二十七億一千萬圓、同歳入一兆一千一百八十三億四千萬圓。◇GHQビツケル外國貿易課長、貿易應はスタリリング閣に對し一億ヤードの滞貨綿布の輸出を許可せる旨發表。

◇八日(火) 政府、取引高税、所得稅改正の兩法案を國會へ提出

◇農林省、輸入食糧及び凍結米二十四萬三千トンの放出許可を發表。◇生産管理は正當の爭議行為を逸脱すると、東京地裁變光堂事件に有罪判決。

◇九日(水) 日本輸出入回轉基金六千萬ドル棉花借款成立。◇政府新給與三千七百圓に對し、全官公廳勞組手取五千二百圓ベイス案提出。

◇十一日(金) 北村藏相、第一封鎖預金近く撤廢すると言明。◇政府、復興金融庫資本金を一千三百五十億圓とする「復金法

一部改正法案」を國會へ提出。

◇最高檢察廳、西尾國務相政治獻金五十萬圓事件を政令違反と認定、鈴木法務總裁を通じ芦田首相に起訴を稟請。

◇十二日(土) 農林省二十三年度産麥の豫想(五月一日現在)收穫高を平年作一千七百七十八萬三千石と發表。

◇十六日(水) GHQ當局、鮮魚野菜の價格配給統制の繼續を政府に指令。

◇十八日(金) 福岡縣三菱勝田炭鑛爆發死者五十四名。◇私鐵關東地連二十四時間スト突入。

◇十九日(土) 政府、全官公廳勞組の五千二百圓要求を拒絶。

◇廿一日(月) 缺配防止にエジプト米四萬トンの輸出契約成立。

◇廿二日(火) 政府、基礎資材につき安本、物價廳より第一次物價改訂を發表。

◇廿六日(土) 郵便爲替法、郵便

振替貯金法公布

◇廿八日(月) 北陸地方に強震福井の被害者三十萬、死傷約二萬
◇廿九日(火) 政府「三千七百九十一圓支給に關する法律案」を國會に提出。

◇三十日(水) 與黨三派の豫算修正案、旅客運賃の倍率を二・五
五倍で妥結、臨時閣議正式決定

海外

◇二日(水) 米國下院陸空軍來年度豫算六十五億九百萬ドル可決

◇三日(木) 米下院歳出委員會、日鮮の經濟復興費一億五千萬ドルを可決。◇同委員會別に、日本及び琉球救濟費四億二千餘萬ドル並に朝鮮救濟費一億七百萬ドル可決。◇英商務省中東への武器禁輸を發表。

◇七日(月) ベネシユ、チエコ大統領辭職。◇西獨處理問題に關

し米、英、佛、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ六ヶ國會談協定の共同コミュニケ、各國首都で一齊發表。

◇九日(水) 全アラブ諸國及びイスラエル國、パレスチナ紛争四週間休戦案を無條件受諾。

◇十五日(火) 共產黨幹部フントニン・ザボツキー氏を首班とするチエコ新内閣成立。

◇十六日(水) 米上院本會議、對外援助費六十一億二千五百餘萬ドルを可決

◇十八日(金) 米下院、上院回付の、主として日本向け綿花羊毛輸出促進一億五千萬ドル回轉基金法案を可決。

◇二十日(月) 總額六十億三千餘萬ドルの對外援助法案米上下兩院本會議を通過成立。

◇廿三日(水) ◇西獨新通貨の爲替レートは「ドイツ・マルク米三〇セント、佛六四・四〇フラ

ンと決定。◇中國河南省々都開封、中共軍の手に陥つ。◇東歐八ヶ國外相會議ワルソーに開催、東獨問題を協議。◇ドイツ占領ソ連軍政長官ソコロフスキ元帥、ソ連占領地區の通貨改革實施を布告。

◇廿四日(木) ドイツ占領ソ連軍政府、米、英、佛、ベルリン占領地域への送電並に、西部ドイツから同地域への食料品、石炭の鐵道輸送を停止。◇共和黨全國大會、次期大統領候補に現ニユーヨーク州知事トーマス・デユーイ氏を指名。

◇廿五日(金) 米國選拔徴兵法及び國防豫算案に大統領署名。

◇廿六日(土) ドイツ占領英軍司令官、ソ連側に食糧封鎖の即時解除を要請。

◇廿八日(月) コミンフォルムル「マニア會議でチーゴスラビイア共產黨を除名したと聲明。

重要經濟統計表目次

(1) 國庫收支	二九八
(2) 國債發行償還及現在高調	二九九
(3) 短期證券發行償還及現在高調	二九九
(4) 國債發行諸要項	三〇〇
(5) 日本銀行營業旬報	三〇〇
(6) 全國銀行諸勘定	三〇一
(7) 普通銀行諸勘定	三〇一
(8) 東京社員銀行貸出金利	三〇二
(9) 日本銀行公定利子歩合	三〇二
(10) 郵便貯金利率	三〇三
(11) 六大都市手形交換高	三〇三
(12) 東京手形交換所加盟銀行月末日收納高	三〇三
(13) 郵便貯金及振替貯金現在高	三〇三
(14) 東京消費財團物價表	三〇三
(15) 東京卸賣物價指數	三〇四
(16) 東京小賣物價指數	三〇四

(17) 東京都消費者價格指數	三〇五
(18) 一世帯一ヶ月間平均支出金額表	三〇五
(19) 東京非配給物價指數	三〇六
(20) 東京實際物價指數	三〇六
(21) 東京經濟スライド指數(東京)	三〇七
(22) 東京經濟スライド指數(大阪)	三〇七
(23) 一人一日當攝取熱量表	三〇八
(24) 勞働爭議統計	三〇八
(25) 東洋經濟調生產指數	三〇九
(26) 主要鐵工品生產高調	三〇九
(27) 重要國別輸出入貿易	三一三
(28) 海外統計	三一四
(29) 紐育株式相場	三一五
(30) 紐育棉花相場	三一五
(31) ニューオルリンズ棉花相場	三一五
(32) シカゴ小麥相場	三一五

(1) 國債收支 (日本銀行調) (單位百萬圓)

歲	1947-48					1948-49					歲	1947-48					1948-49				
	1947.5	1947.4-48.5	1948.4	1948.5	1948.4	1947.5	1947.4-48.5	1948.4	1948.5	1948.4		1947.5	1947.4-48.5	1948.4	1948.5	1948.4	1948.5				
	入計	8,544	145,244	3,599	9,511	13,110	8,509	18,556	18,073	18,556		8,283	12,956	30,239	18,556	3,400	3,400	18,556	3,400		
稅他	—	—	648	1,750	2,398	67	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
入計	2,182	—	—	—	—	8,576	203,924	8,283	12,956	30,239	8,576	203,924	8,283	12,956	30,239	8,576	203,924				
入計	10,726	166,234	4,247	11,509	15,756	8,509	18,556	18,073	18,556	8,283	12,956	30,239	18,556	3,400	3,400	18,556	3,400				
入計	—	—	—	—	—	51	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
入計	—	—	—	—	—	1,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
入計	520	—	14,865	18,783	33,648	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
入計	621	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
入計	1,077	—	—	—	—	1,071	298,174	37,391	32,273	69,664	1,071	298,174	37,391	32,273	69,664	1,071	298,174				
入計	25	—	—	—	—	9,647	502,098	45,674	54,229	99,903	9,647	502,098	45,674	54,229	99,903	9,647	502,098				
入計	67	—	—	—	—	2,134	—	—	—	—	2,134	—	—	—	—	—	—				
入計	2,310	362,724	43,614	39,893	83,507	11,781	—	—	—	—	154,922	154,922	154,922	154,922	154,922	154,922	154,922				
入計	13,036	528,956	47,861	51,402	99,263	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
入計	239	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
入計	13,275	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				

(2) 國債發行償還及現在高 (日本銀行調) (單位千圓)

年	月	發行				償還高	現在高			
		預金部引受	日本銀行引受	其他	合計		內國債	外國債	合計	
1947.	10	91,158	—	1,271,249	1,362,407	16,598	203,905,434	886,639	204,792,123	
	11	39,398	0	689,272	728,670	149,541	204,484,563	881,402	205,365,965	
	12	146,970	0	860,156	1,007,126	93,876	205,397,812	881,402	206,279,214	
	1948.	1	18,740	0	2,586,504	2,605,244	47	208,003,008	881,407	208,884,410
		2	49,770	0	1,151,842	1,201,612	378,332	208,826,289	881,375	209,707,664
		3	166,960	0	565,185	732,145	102,241	209,437,815	881,318	210,319,133
		4	0	0	809,496	809,496	75,578	210,151,733	881,279	211,033,012
		5	8,620	0	800,620	808,628	70,978	210,889,682	881,279	211,770,961
	1947.	* 5	0	0	* 94,463	94,463	18	199,210,884	886,639	200,097,574

(3) 短期證券發行償還及現在高 (日本銀行調) (單位千圓)

年	月	發行				償還高	現在高			
		預金部引受	日本銀行引受	其他	合計		內國債	外國債	合計	
1947.	11	0	0	11,135,000	11,135,000	7,500,000	3,500,000	10,200,000	27,500,000	
	12	0	0	25,180,000	25,180,000	30,500,000	6,700,000	34,000,000	69,200,000	
	1948.	1	0	0	500,000	500,000	12,900,000	9,200,000	37,000,000	—
		2	0	0	14,820,000	14,820,000	2,000,000	3,080,000	8,200,000	—
		3	0	0	500,000	500,000	7,200,000	9,700,000	5,700,000	—
		4	0	0	25,180,000	25,180,000	0	5,900,000	0	41,100,000
		5	0	0	11,899,000	11,899,000	3,000,000	0	3,000,000	41,080,000
	1947.	5	0	0	1,000,000	700,000	14,500,000	11,500,000	14,000,000	21,100,000

(備考) △印刷費證券

(4) 國債發行諸要項 (東洋經濟調)

發行日	名稱及記號	發行高	利率	發行價格	償還期日	引受先	利率		發行目的
							複	單	
1947.11.25	復興四分利國庫證券第一回	700,000	4.0	98	昭和年 月 日	金融機關	分	分	鐵道事業公債
1947.11.20	復興四分利國庫證券第二回	1,000,000	4.0	98	27(1952)	金融機關	4.471	4.509	鐵道事業公債
1948.1.25	復興四分利國庫證券第二回	2,600,000	4.0	98	27(1952)	金融機關	4.471	4.509	鐵道事業公債
3.25	復興四分利國庫證券第二回	1,200,000	4.0	98	28(1953)	金融機關	4.442	4.480	鐵道事業公債
3.31	四分半利國庫證券第一回	700,000	4.0	98	28(1953)	金融機關	4.449	4.487	鐵道事業公債
4.24	復興四分利國庫證券第二回	30,000	4.5	100	38(1945)	建設院	4.455	4.492	通信事業費
5.25	復興四分利國庫證券第二回	660,000	4.0	98	28(1953)	金融機關	4.500	4.492	通信事業費
		800,000	4.0	98	28(1953)	金融機關	4.462	4.501	國債整理基金特別會計法第五條

(5) 日本銀行營業旬報 (單位百萬圓)

年月末	發行銀行	政府預金	其他預金	雜勘定	資本金及資產負債	政府債	貸出金	現金及他種證券	代理店	補助定	未地込
1947.11.11	178,158	4,759	19,903	6,125	252	51,755	40,004	2,876	1,495	7,793	55
12	219,142	6,703	20,953	7,677	252	53,202	32,302	2,856	2,715	17,730	55
1948.1	218,049	10,008	25,269	11,562	252	54,122	38,749	3,264	996	9,048	55
2	215,319	11,075	17,923	10,834	252	57,722	50,686	3,265	990	11,191	55
3	218,775	12,421	18,240	13,217	252	58,427	58,058	574	1,227	10,733	99
4	220,440	8,972	17,584	10,591	253	60,280	56,436	584	1,394	11,138	55
5	223,499	10,902	16,603	11,914	253	66,314	52,768	590	2,142	10,048	55
6	230,588	9,317	15,735	8,364	253	70,414	52,296	615	2,062	9,609	55
1947.6	136,320	4,857	11,496	4,270	251	157,194	47,010	1,424	1,486	5,297	55
1946.6	42,759	4,537	8,635	3,736	247	59,913	32,075	716	2,962	10,662	55

(6) 全國銀行諸勘定 (日本銀行調) (單位百萬圓)

年月	預金		借入金	諸勘定		貸出金	現金及他種證券		所有價證券
	新勘定	內自由		新勘定	舊勘定		新勘定	舊勘定	
1947.5	147,841	87,022	19,616	167,458	80,671	61,657	142,334	65,098	20,443
6	154,999	95,629	17,071	172,071	90,539	56,703	147,243	65,268	20,398
7	160,071	104,192	17,180	177,027	95,558	56,177	151,736	65,783	25,868
8	168,737	115,188	16,874	185,613	106,552	55,938	162,490	64,738	20,749
9	188,265	135,516	16,843	205,084	119,715	55,585	175,300	67,590	20,605
10	196,021	145,932	16,810	212,832	133,100	55,340	188,442	72,359	18,482
11	205,499	157,657	16,780	222,279	144,923	55,244	200,167	79,517	12,715
12	253,378	203,085	14,619	267,998	169,345	54,951	224,298	92,500	10,051
1948.1	253,445	212,726	14,404	267,851	182,686	54,742	237,428	95,332	9,955
2	250,262	215,195	14,404	264,667	200,932	54,597	255,534	93,810	10,185
1947.2	148,829	69,981	20,114	168,945	65,470	88,026	153,498	65,829	10,106

(7) 普通銀行諸勘定 (日本銀行調) (單位百萬圓)

年月	預金		借入金	諸勘定		貸出金	現金及他種證券		所有價證券
	新勘定	內自由		新勘定	舊勘定		新勘定	舊勘定	
1947.5	115,929	63,120	15,368	131,298	49,168	39,310	88,478	45,494	15,088
6	122,290	70,994	15,212	137,502	55,530	38,079	93,609	45,210	15,531
7	126,893	78,457	15,106	141,999	56,549	38,004	94,554	44,958	15,951
8	134,291	88,183	15,039	149,330	60,972	37,882	98,854	45,283	15,886
9	149,261	103,984	15,008	164,269	68,223	37,599	105,823	46,563	15,741
10	152,037	109,344	14,980	167,018	75,718	37,456	113,174	51,837	13,621
11	160,783	119,466	14,952	175,736	83,535	37,395	130,930	57,515	8,191
12	195,957	152,396	12,928	208,886	98,480	37,231	135,711	66,766	5,177
1948.1	199,285	164,657	12,719	212,005	106,143	37,090	143,233	66,393	5,068
2	200,139	170,407	12,718	212,857	113,321	37,009	150,330	66,763	5,131
1947.2	111,218	42,942	15,708	126,926	41,976	63,018	104,995	43,857	5,297

(8) 東京社員銀行貸出金利 (單位錢)						(9) 日本銀行公定利子歩合 (單位錢)				(10) 郵便貯金利率						
年 月	證券貸付		手形貸付		當座貸越		割引手形	改正 年月日	商業 手形	國債 擔保	國債 擔保	當座 貸越	ス 及 手 形	實 施 年 月	普通 貯金	據 置 貯金
	最高	最低	最高	最低	最高	最低										
1947. 8	9.49	4.20	2.60	1.10	2.66	1.30	2.50	1.30	1.2	1.3	1.4	1.6	1.3	1910. 4	4.20	5.440
9	9.60	3.65	2.60	1.00	2.66	1.30	2.50	1.30	1.0	1.1	1.4	1.4	1.3	1915. 4	4.80	5.040
10	9.00	4.20	2.70	1.30	2.69	1.30	2.60	1.30	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1930.10	4.20	4.440
11	9.60	4.20	2.90	1.30	2.60	1.30	2.70	1.30	0.9	0.9	1.0	1.1	1.2	1932.10	3.00	3.240
12	10.00	4.20	2.50	1.30	2.80	1.30	3.00	1.30	0.9	0.9	1.0	1.1	1.2	1937. 4	2.76	3.036
1948. 1	10.00	4.20	3.00	1.30	2.90	1.30	2.70	1.40	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1944. 4	2.64	2.940
2	10.00	4.50	3.00	1.30	3.10	1.30	2.90	9.21	0.9	0.9	1.0	1.1	1.2	1947. 8	2.76	3.036
3	10.00	4.50	3.00	1.30	3.10	1.30	2.90	1946.4. 9	1.0	1.1	1.1	1.2	1.3			
4	10.60	4.50	3.00	1.30	3.10	1.30	3.00	10.14	1.0	1.1	1.2	1.4	1.3			
5	10.60	4.30	3.00	1.30	3.50	1.30	3.00	1948.4.26	1.2	1.3	1.4	1.7	1.3			
1947. 5	9.00	4.20	2.50	1.10	2.50	1.30	2.50	7. 5	1.4	1.5	1.6	1.9	1.5			

(11) 六大都市手形交換高 (東京銀行協會調)										(12) 東京手形交換所加盟銀行月末日收納高 (百萬圓)				(13) 郵便貯金及振替貯金現在高 (百萬圓)			
年 月	東京		大阪		神戶		京都		横濱		合計	月 末	現 金	手 形 小 切 手	月 末	郵 便 貯 金	振 替 貯 金
	金額	手形	金額	手形	金額	手形	金額	手形	金額	手形							
1947. 7	26,319	—	2,571	2,533	2,355	3,445	1,502	—	3,383	3,455	51,759	974	8,255	1947. 7	50,719	1,005	
8	28,941	12,881	2,533	3,445	3,445	3,445	1,502	—	3,455	55,694	1,173	6,433	1947. 8	50,554	1,037		
9	30,169	14,814	2,807	2,565	2,565	2,565	1,599	1,599	3,707	63,180	993	5,703	1947. 9	51,280	1,056		
10	34,852	15,979	2,014	2,856	2,856	2,856	2,116	2,116	4,359	60,064	1,924	7,307	1947. 10	51,071	1,010		
11	34,547	16,433	2,689	2,689	2,689	2,689	2,299	2,299	4,035	105,461	1,137	10,686	1947. 11	51,413	1,074		
12	56,408	27,545	5,226	5,378	5,378	5,378	4,055	4,055	6,848	77,467	2,823	14,926	1948. 1	51,437	1,105		
1948. 1	39,514	19,898	4,423	4,651	4,651	4,651	2,572	2,572	6,408	96,287	2,097	19,060	1948. 2	52,672	1,248		
2	50,664	25,008	5,153	5,115	5,115	5,115	2,751	2,751	7,595	121,234	2,412	14,978		53,107	1,413		
3	65,894	30,612	6,522	5,195	5,195	5,195	3,798	3,798	9,212								
1947. 3	18,611	11,159	1,645	2,143	2,143	2,143	979	979	2,799	37,335	587	3,355	1947. 2	52,589	1,077		

(14) 東京消費財開物價表 (東洋經濟調) (單位圓)															
品 目	單 位	23年 3月		23年 4月		23年 5月		品 目	單 位	23年 3月		23年 4月		23年 5月	
		最高	最低	最高	最低	最高	最低			最高	最低	最高	最低	最高	最低
米(白米)	升	200.00	110.00	220.00	140.00	250.00	140.00	麥光	本	114.72	137.69	172.65			
麥(丸麥)	升	110.00	200.00	120.00	200.00	140.00	230.00	麥光	本	56.38	55.00	55.00			
豆	升	400.00	120.00	450.00	130.00	500.00	130.00	麥光	反	2,090.00	2,019.23	1,862.50			
蕎麥	升	120.00	182.00	130.00	178.08	130.00	180.00	麥光	ル	360.25	392.31	396.25			
薯蕷	升	120.00	182.00	130.00	178.08	130.00	180.00	麥光	ル	173.50	201.15	187.50			
肉(並品)	斤	200.50	186.50	194.62	194.37	180.00	194.37	麥光	ル	60.65	62.69	65.31			
肉(並品)	斤	200.50	186.50	194.62	194.37	180.00	194.37	麥光	ル	144.25	148.08	150.63			
肉(並品)	斤	200.50	186.50	194.62	194.37	180.00	194.37	麥光	ル	118.44	106.67	100.67			
節	個	186.50	163.75	163.75	180.00	180.00	180.00	麥光	ル	408.42	363.84	360.86			
卵	個	213.50	15.08	227.00	16.42	227.00	16.42	麥光	ル	33.50	32.62	30.21			
茶(中等品)	斤	33.15	155.00	35.15	118.75	35.20	118.75	麥光	ル	20.60	18.33	21.69			
根菜	斤	35.00	60.40	35.00	28.78	35.00	28.78	麥光	ル	16.05	14.96	15.00			
蔬菜	斤	30.81	35.23	28.83	27.25	23.64	23.64	麥光	ル	66.41	66.00	65.00			
油(釀造品)	升	80.00	200.00	80.00	80.00	80.00	80.00	麥光	ル	45.00	45.00	45.00			
油(混合)	升	500.00	500.00	550.00	550.00	550.00	550.00	麥光	ル	106.65	117.54	113.31			
茶(並品)	斤	78.50	33.74	88.00	55.00	88.00	55.00	麥光	ル	431.50	477.69	483.13			
酒(一級)	升	699.00	815.88	870.62	870.62	870.62	870.62	麥光	ル	2,550.00	2,784.61	2,881.25			

(15) 東京卸賣物價指數 (日本銀行調) (昭和8年=100)

年	月	指數											總平均
		食用農物	其他食料及嗜好品	糧原料	雜品	布帛類	建築材料	金屬類	燃料	肥料	工業藥材	其他	
1946	11	1,290.1	1,716.9	1,299.3	1,848.2	1,853.0	2,134.3	1,399.3	2,256.1	2,106.9	1,415.7	8,599.1	
	12	4,696.1	6,504.1	4,434.7	5,042.0	5,598.1	4,064.3	7,233.9	4,854.5	3,034.1	4,381.1	5,104.3	
1947	1	8,950.1	8,101.4	7,606.9	10,787.2	8,967.2	6,136.0	11,045.8	7,968.3	6,966.0	9,079.9	8,599.1	
	2	8,950.1	9,763.5	7,606.9	10,787.2	8,967.2	6,136.0	11,054.8	7,968.3	6,966.0	9,142.8	8,882.8	
	3	8,950.1	10,842.3	7,606.9	10,904.2	8,972.0	6,136.0	11,054.8	10,298.5	6,966.0	9,142.8	9,288.3	
	4	9,387.3	10,514.2	7,606.9	11,691.6	8,964.5	6,136.0	11,054.8	10,720.2	6,966.0	9,142.8	9,288.3	
1948	1	9,501.4	11,570.1	7,606.9	11,691.6	8,964.0	6,136.0	11,054.8	10,720.2	6,966.0	9,142.8	9,485.4	
	2	9,501.4	11,874.0	7,606.9	11,691.6	8,964.0	6,136.0	11,054.8	10,720.2	6,966.0	9,142.8	9,485.4	
	3	9,501.4	11,874.0	7,606.9	11,691.6	8,964.0	6,136.0	11,054.8	10,720.2	6,966.0	9,142.8	9,485.4	
	4	9,501.4	11,874.0	7,606.9	11,691.6	8,964.0	6,136.0	11,054.8	10,720.2	6,966.0	9,142.8	9,485.4	
1947	4	2,403.8	5,962.6	2,141.2	2,538.7	2,789.0	2,303.6	3,600.5	3,802.8	2,297.2	2,231.7	3,121.2	

(16) 東京小賣物價指數 (東京商工會議所調)(昭和5年=100)

年	月	指數											總平均
		穀類	蔬菜類	肉類	魚海產類	飲料及調味料	平均	衣料及用品	燃料	建築材料	雜品		
1946	1	719.4	2,949.4	3,086.9	3,297.4	1,065.0	1,959.8	1,367.1	1,252.5	2,323.6	2,363.0	1,848.1	
	2	3,251.3	6,288.4	5,582.7	6,840.5	3,859.2	5,095.1	4,000.1	4,793.5	6,058.4	7,112.4	5,208.8	
1947	1	6,711.6	9,126.1	8,302.2	11,462.9	7,467.9	8,453.7	9,923.8	7,941.2	8,688.8	16,528.3	9,482.0	
	2	6,711.6	10,775.9	8,302.2	11,073.4	7,467.9	8,783.5	10,922.1	7,942.1	9,221.0	16,528.3	9,827.8	
	3	6,690.9	11,106.7	8,302.2	12,792.9	6,986.5	9,003.1	10,922.1	7,941.2	9,221.0	16,528.3	9,965.0	
	4	6,690.9	10,632.2	8,302.2	12,792.9	6,986.5	8,889.2	10,984.3	7,941.2	9,221.0	16,528.3	9,900.1	
	5	6,690.9	11,308.7	8,302.2	12,792.9	9,079.9	9,637.8	10,984.3	7,941.2	9,366.5	16,528.3	10,378.8	
1947	5	1,807.2	4,663.9	5,040.6	4,982.7	3,485.3	3,944.3	2,639.3	2,422.5	4,516.6	-3,176.6	3,654.6	

(17) 東京都消費者價格指數 (總理統計局調)(21年8月—22年3月平均指數=100)

年	月	總指數	指數										
			主	副	食	食料計	衣	料	光	熱	住	居	其
1947	9	254.0	245.4	230.9	236.0	284.3	329.9	328.8	197.2	340.4			
	10	263.8	244.3	236.8	240.0	329.9	345.2	192.5	363.1				
	11	268.1	282.2	222.4	241.9	320.5	360.6	204.1	392.0				
	12	290.3	341.5	236.1	267.2	330.9	353.4	218.3	412.2				
1948	1	294.3	290.2	249.6	263.1	372.4	375.4	212.8	437.2				
	2	300.1	340.5	247.6	276.2	387.7	353.8	205.5	412.5				
	3	311.5	407.9	245.2	290.8	347.3	326.8	223.3	452.6				
	4	334.9	382.4	282.5	314.9	391.6	315.4	239.7	491.2				
1947	4	140.6	111.8	147.1	134.9	162.0	115.9	136.2	163.0				

(18) 一世帯一ヶ月間平均支出金額表 (總理統計局調)

都市名	月別	一世帯平均人員	合計		食料費		被服費	光熱費	住居費	雜費
			主	副	主	非主				
東京	3	4.64	8,421.52	2,282.22	3,533.23	745.67	368.94	258.84	1,232.62	
	4	4.69	8,783.67	2,341.91	3,493.60	906.27	309.82	272.68	1,459.39	
	3	4.48	7,632.22	2,195.10	3,025.34	750.29	423.55	187.58	1,050.36	
	4	4.53	7,595.23	2,035.11	3,057.32	690.22	345.91	187.14	1,259.53	
大阪	3	4.67	8,111.94	2,117.93	3,059.13	822.07	508.66	304.95	1,299.20	
	4	4.59	7,394.41	1,854.21	3,001.37	706.42	324.83	174.78	1,332.80	
	3	4.85	7,114.80	2,298.76	2,600.59	664.83	324.62	196.93	1,029.07	
	4	4.76	7,279.13	1,875.46	2,635.37	952.13	298.34	316.48	1,201.36	
京都	3	4.83	8,154.78	2,531.12	3,206.89	879.41	323.78	192.78	1,020.80	
	4	4.83	8,154.78	2,531.12	3,206.89	879.41	323.78	192.78	1,020.80	
	3	4.74	8,437.47	2,312.54	3,142.93	979.67	261.59	322.44	1,307.75	
	4	4.58	8,985.96	2,289.09	3,500.85	979.67	357.20	434.32	1,424.83	
名古屋	3	4.46	8,486.11	1,957.38	3,459.58	845.13	301.16	237.88	1,684.98	
	4	4.46	8,486.11	1,957.38	3,459.58	845.13	301.16	237.88	1,684.98	
	3	4.46	8,486.11	1,957.38	3,459.58	845.13	301.16	237.88	1,684.98	
	4	4.46	8,486.11	1,957.38	3,459.58	845.13	301.16	237.88	1,684.98	

(19) 東京非配給物價指數 (物價總調) (昭和21年2月8日=100)

年月日	食料										日用品			其他		總平均	雜貨類	總平均
	主食品	蔬菜類	魚介類	肉卵	及調味料	加工食品	工業品	藥品	平均	衣料及身用品	家具	電器器具	平均	其他				
1947.11.19	278.9	280.3	352.9	347.8	318.7	347.8	380.0	341.8	456.1	277.6	315.8	291.3	379.3	345.5				
12.17	303.3	277.2	380.7	358.8	312.1	368.5	339.9	336.8	496.4	295.2	314.9	302.3	391.8	358.6				
1948.1.14	326.0	301.0	407.5	385.9	309.6	420.1	344.6	357.4	505.8	314.8	308.1	312.4	407.5	375.6				
2.17	355.5	340.9	438.7	397.8	308.9	453.9	378.8	385.2	516.7	353.1	298.8	333.6	438.0	400.6				
3.16	378.0	358.3	432.5	404.7	323.0	419.2	418.7	392.3	547.5	364.2	296.1	339.7	450.8	411.4				
4.20	381.2	336.1	418.1	392.4	323.5	434.8	452.7	391.1	570.8	365.8	253.1	325.2	467.6	414.3				
5.18	413.8	338.5	428.1	415.4	323.9	445.5	452.3	400.5	582.9	367.3	255.6	320.7	471.0	420.4				
1947.5.14	183.0	141.1	242.4	281.2	218.3	240.7	257.7	226.0	275.1	192.6	149.7	177.1	229.6	222.9				

(20) 東京實際物價指數 (日本銀行調) (昭和20年9月=100)

年月	主食品		副食品		調味料		嗜好品		纖維品		燃料		其他		總平均	公定價格に對する倍率
	5	15	6	15	6	15	6	15	5	10	2	11	50			
1947.11	406	471	480	471	490	522	937	1,036	924	370	519	370	519	5.4		
12	445	480	507	538	507	538	1,036	1,028	1,028	402	558	402	558	5.6		
1948.1	497	531	510	583	510	583	1,074	1,082	1,082	420	596	420	596	5.8		
2	523	556	524	600	524	600	1,098	1,109	1,109	441	617	441	617	5.9		
3	561	576	535	620	535	620	1,165	1,165	1,107	479	646	479	646	6.1		
4	608	582	548	634	548	634	1,218	1,092	1,092	500	674	500	674	6.1		
5	678	606	562	644	562	644	1,267	1,076	1,076	535	712	535	712	6.5		
6	784	599	571	738	571	738	1,303	1,055	1,055	580	763	580	763	6.9		
1947.6	339	399	428	413	428	413	752	616	616	288	419	288	419	13.1		

(21) 東洋經濟又ライフ指數 (東京) (東洋經濟調) (21年11月=100)

年月	飲食物		料		雜品		綜合指數		税金修正		對前月比
	(70)	(%)	(15)	(%)	(15)	(%)	(100)	(%)	(100)	(%)	
1947.8	231.2	14.7	285.5	1.8	361.0	0	258.8	9.5	283.9	12.9	
9	243.5	5.3	359.9	26.1	376.6	4.3	280.9	8.5	317.6	11.9	
10	225.9	7.2	375.9	4.4	415.6	10.4	277.6	1.1	312.8	1.5	
11	309.6	37.1	375.9	0	415.6	0	335.4	20.7	360.5	15.3	
12	292.4	5.6	378.9	0.8	415.6	0	323.9	3.4	344.2	4.5	
1948.1	324.3	10.9	378.9	0	448.8	8.0	351.2	8.4	386.9	12.4	
2	349.4	7.7	378.9	0	468.3	4.3	371.7	5.8	420.7	8.7	
3	375.4	7.4	392.8	3.7	502.4	7.3	397.1	6.8	464.4	10.4	
4	372.1	0.9	392.8	0	512.2	2.0	366.2	0.2	462.9	0.3	
5	391.3	5.2	396.5	0.9	526.8	2.9	412.4	4.1	490.7	6.0	
1947.5	191.9	43.6	149.5	1.9	291.7	4.9	201.1	26.6	204.4	33.0	

(22) 東洋經濟又ライフ指數 (大阪) (東洋經濟調) (22年1月=100)

年月	飲食物		料		雜品		綜合指數		税金修正		對前月比
	(70)	(%)	(10)	(%)	(20)	(%)	(100)	(%)	(100)	(%)	
1947.8	182.4	20.0	267.7	0.2	233.1	6.2	201.1	12.7	186.1	9.5	
9	205.7	12.8	355.6	32.8	216.8	7.5	222.9	10.8	201.9	8.5	
10	173.7	18.4	371.4	4.4	224.4	3.5	203.6	9.4	199.8	1.0	
11	188.4	8.5	371.4	0	215.7	4.0	212.2	4.2	241.1	20.7	
12	143.2	24.0	371.8	0.1	251.3	16.5	187.7	11.5	232.9	3.4	
1948.1	237.1	65.6	371.8	0	263.2	4.7	255.8	36.3	252.5	8.4	
2	243.3	2.6	371.8	0	269.6	2.4	261.4	2.2	267.2	5.8	
3	230.2	5.4	385.5	3.7	273.4	1.4	254.4	2.7	285.5	10.7	
4	251.5	9.3	385.5	0	273.4	0	269.3	5.9	284.8	0.2	
5	228.1	9.3	389.1	0.4	277.9	1.6	254.2	5.6	296.5	4.1	
1947.5	147.1	14.3	149.2	1.6	173.7	0.9	168.9	9.5	144.6	26.6	

(23) 一人一日營養攝取熱量表 (經濟安定本部物價局調)

年 月	1947年9月			同 10月			同 11月		
	平均 消費	人員 單位	熱量	平均 消費	人員 單位	熱量	平均 消費	人員 單位	熱量
總額	1,555.4	53.4	1,946.5	1,875.0	50.6	1,091.2	1,555.4	53.4	1,946.5
計給人食他計給人他	1,163.8	39.3	1,506.2	1,048.8	26.0	648.8	1,163.8	39.3	1,506.2
由購	336.7	12.3	339.3	21.7	10.5	20.5	336.7	12.3	339.3
自配自其合配自其	16.2	0.6	18.0	21.7	1.0	2.0	16.2	0.6	18.0
計給人食他計給人他	1,197.1	37.3	1,267.3	986.3	3.1	710.9	1,197.1	37.3	1,267.3
由購	1,040.0	33.7	1,125.5	212.2	5.1	15.6	1,040.0	33.7	1,125.5
自配自其合配自其	137.6	3.1	141.0	63.2	1.4	4.7	137.6	3.1	141.0
計給人食他計給人他	116.9	0.5	2.8	609.0	4.7	2.6	116.9	0.5	2.8
由購	28.2	1.3	346.7	296.1	1.9	1.9	28.2	1.3	346.7
自配自其合配自其	82.7	1.0	92.7	285.0	0.2	0.2	82.7	1.0	92.7
計給人食他計給人他	4.28	3.31	4.15	4.40	3.42	4.40	4.28	3.31	4.15
平均消費	3.31	3.31	3.17	3.42	3.42	3.42	4.28	3.31	4.15

(24) 勞働統計 (勞働省調)

年 月	總計			同盟罷業			同盟怠業			爭議行為を伴つたもの		
	件數	參加人員	件數	件數	參加人員	件數	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
1947.10	150	1,847,582	40	84,247	17	3,714	12	1,219	23	2,391	92	91,571
11	125	1,811,573	34	62,087	8	1,078	6	646	21	1,404	67	65,215
12	138	1,935,633	29	16,025	6	120,101	3	108	20	1,905	58	138,139
1948.1	102	1,958,414	32	29,711	9	943	8	469	13	1,417	62	32,540
2	168	2,098,079	33	77,263	13	111,651	4	54	16	590	66	189,558
3	194	2,376,425	49	818,419	17	116,543	11	619	21	1,594	98	937,171
4	163	2,284,283	40	203,663	13	13,575	9	479	17	3,679	79	221,396

(25) 東洋濟濟國生產指數 (昭和6--8年=100)

年 月	工業						鐵業	電力及瓦斯	總合計
	鐵鋼業	化學工業	窯業	製紙業	纖維業	計			
1947.1	18.6	104.1	36.9	33.3	17.3	28.6	77.7	39.1	145.5
2	19.7	109.5	35.3	24.2	19.5	27.5	70.0	36.6	168.2
3	22.5	133.5	38.0	32.3	20.4	31.2	54.5	40.4	178.6
4	24.6	125.5	37.7	35.6	21.2	31.7	73.4	40.6	174.6
5	25.1	138.4	37.7	36.5	21.3	32.8	74.6	41.7	183.5
6	27.5	112.6	42.5	37.7	16.9	29.3	74.8	39.0	153.3
7	27.7	113.9	38.0	36.8	16.8	28.8	81.5	40.1	147.2
8	24.2	118.4	35.9	37.2	16.9	28.6	83.1	40.2	154.8
9	26.1	105.9	36.1	37.4	15.5	27.2	84.8	39.5	133.4
10	27.4	110.6	49.2	33.5	15.4	28.4	97.6	43.2	139.5
11	29.4	107.3	38.2	28.6	17.4	28.3	96.3	42.8	142.1
12	34.7	101.3	31.7	34.7	20.4	30.6	95.0	44.3	142.7
1948.1	41.0	129.4	45.2	40.8	23.6	37.1	98.9	50.3	166.2
2	42.5	168.6	55.2	44.1	26.5	42.9	89.5	52.9	181.4

(26) 主要礦工品生產高調 (商工省調查統計局調)

年	月	金鐵	金	銀鐵	銀	銅鐵	錫鐵	鐵鐵	鐵鐵	硫鐵	化鐵	石炭	亞炭	國產油	原處理量	硫黃	鐵
1947.	12	155,581	286,192	5,291	8,276	1,691	7,101	35,882	64,609	2,953	2,856	251	14,197	15,739	2,718	25,954	
1948.	1	162,772	252,915	6,377	8,553	1,807	7,288	32,299	69,735	2,856	2,856	236	15,086	13,592	2,667	32,168	
	2	213,839	302,996	5,517	9,921	2,127	8,578	36,107	82,658	2,755	2,755	219	14,457	16,651	2,718	32,652	
	3	153,966	190,802	5,600	6,819	2,112	8,929	44,047	90,687	2,859	2,859	254	16,036	12,842	2,620	38,293	
	4	155,227	209,703	6,187	7,209	2,022	8,963	40,000	87,526	2,572	2,572	228	16,423	17,312	3,205	48,701	
1947.	4	126,900	66,357	4,030	3,191	1,600	8,229	40,000	49,032	2,080	226	17,694	19,030	1,980	18,994		
年	月	普通鋼	特殊鋼	電氣鋼	亞鉛	鉛	アルミ地金	アルミ壓延品	水銀	錫	鑄鐵管	亞鉛板	釘	針	金	鐵線	
1947.	12	46,829	5,529	3,108	1,493	813	285	1,458	4,056	7,230	2,138	2,312	1,490	309	513		
1948.	1	46,923	4,769	3,614	1,365	787	228	1,581	2,488	12,788	2,157	1,007	2,864	661	914		
	2	59,629	6,490	3,994	1,367	823	182	1,708	2,952	1,500	2,338	1,986	2,476	650	963		
	3	70,884	6,043	4,578	1,780	912	195	1,909	3,798	570	2,602	3,132	3,901	795	1,954		
	4	65,852	6,769	4,022	1,442	736	220	1,939	5,015	8,000	2,878	3,840	3,109	666	1,500		
1947.	4	33,640	6,032	2,548	1,281	644	277	1,945	6,736	0	1,175	550	264	207	399		
年	月	內燃機	汎用電動機	汎用變壓機	ラジオ受信機	真空管	電話機	電線	電機攪拌機	紡織機	縫紉機	工具	トックラ	自動車	ポンプ		
1947.	12	2,623	16,179	6,158	57,011	610,509	28,410	3,217	663	0	2,332	97,899	1,312	17,565	5,600		
1948.	1	2,227	16,202	7,653	51,451	620,944	22,816	3,607	619	0	2,750	108,130	852	14,375	5,276		
	2	2,683	20,096	6,285	57,900	816,325	21,660	4,192	565	0	2,999	104,803	980	14,981	6,010		
	3	3,008	21,402	9,543	63,369	838,296	28,132	4,629	612	0	3,054	124,781	942	19,075	5,339		
	4	3,353	18,905	5,298	62,000	830,912	24,738	4,905	735	1	3,300	143,033	1,208	17,120	4,969		
1947.	4	1,497	17,595	7,267	70,190	419,101	25,161	3,090	352	0	1,093	61,140	612	15,594	2,812		

(26) 主要礦工品生產高調 (續)

年	月	農機具	製材木工機械	鑿岩機	時計	寫真機	電球	軸受	シヤ	苛性	硫酸	カーボ	無酒精	水酒精	含酒精	水酒精	染料
1947.	12	186,690	55,435	1,797	153,760	5,867	9,503	71,470	4,317	3,251	130,544	18,417	354	4,821	4,821	233	
1948.	1	199,080	55,657	1,806	142,714	6,729	10,683	60,707	5,097	4,137	136,353	15,674	—	3,006	3,006	190	
	2	230,070	57,057	2,034	186,870	7,449	11,800	77,736	4,503	4,453	130,484	12,364	24	1,837	1,837	263	
	3	313,538	44,578	1,908	181,729	8,531	10,705	69,964	4,861	6,413	153,456	24,022	0	1,843	1,843	285	
	4	526,182	56,426	1,738	188,964	8,424	14,195	78,603	5,877	7,913	162,114	41,687	141	1,612	1,612	393	
1947.	4	53,619	30,960	1,420	124,745	3,070	4,569	22,365	2,916	3,706	119,192	21,922	87	265	265	200	
年	月	塗料	石鹼	コニール	精揮發油	精製油	精製油	機械油	精製油	精製油	精製油	アスルト	グー	脂肪酸	自動車	染料	
1947.	12	1,421	815	10,394	1,474	1,416	2,153	3,256	2,347	17	27	1,869	435	252	35,041		
1948.	1	1,487	578	9,831	1,636	884	1,733	3,701	1,904	13	24	1,080	440	505	27,020		
	2	1,114	815	10,368	1,427	1,018	1,808	3,146	2,046	705	34	1,946	521	507	35,857		
	3	1,499	786	12,538	2,420	590	1,506	3,929	2,712	31	31	1,105	778	576	41,251		
	4	—	418	13,076	1,168	1,183	2,228	3,252	1,990	2,449	30	1,550	323	216	44,791		
1947.	4	842	241	7,986	2,473	829	2,101	3,436	5,049	0	8	621	267	300	12,902		
年	月	自動車	自動車	自動車	自動車	下袋	ベルト	絹	SP製紙	GP製紙	KP製紙	AP製紙	ク	新開	千封度	千封度	
1947.	12	241	35,735	276	302	939	184	1,951	6,759	13,542	941	122	1,269	19,209	15,908		
1948.	1	260	31,555	291	272	1,332	112	629	7,133	11,725	964	122	1,239	15,657	14,169		
	2	284	43,150	221	370	1,038	172	1,513	8,625	14,340	1,290	146	1,452	16,095	20,134		
	3	224	39,108	269	315	683	132	2,965	7,590	16,501	1,160	122	1,740	19,300	23,245		
	4	263	48,544	245	305	1,065	135	1,398	10,126	18,779	1,491	118	2,090	20,093	25,690		
1947.	4	202	14,682	177	182	1,130	115	2,796	4,598	10,175	1,135	116	1,412	8,199	16,569		

(26) 主要礦工品生產高開 (續)

年 月	セロ 下	人絹絲	ス・フ	過渡 炭灰 石	硫 安	石 蜜	灰 炭	牛 皮	牛 革	工業用 皮革製品	瓦 斯	コ ク	一 ス	陶磁器	機
1947. 12	222	1,644	1,945	78,533	57,774	13,616	371	251	156	53,051	184	184	356,727	2,127	
1948. 1	204	1,673	1,685	75,996	56,874	9,104	367	186	111	53,594	187	187	298,902	2,139	
1948. 2	219	1,926	1,962	79,708	51,249	9,508	382	153	155	55,664	193	193	388,125	1,759	
1948. 3	239	2,275	2,355	81,988	66,106	17,548	300	210	147	63,046	222	222	319,655	1,969	
1948. 4	244	2,689	2,655	83,531	90,710	25,015	526	230	105	64,363	234	234	358,200	2,681	
1947. 4	178	1,084	1,140	47,208	61,069	18,923	44	266	29	38,189	146	146	64,119	1,168	
1947. 12	119,444	0	3,062	141,424	18,620	1,242	1,503	1,314	1,461	49,504	60,962	2,325	3,504	1,325	
1948. 1	113,576	0	2,285	103,381	19,983	619	1,055	1,367	1,409	55,905	65,714	6,021	4,218	1,505	
1948. 2	94,672	0	2,899	85,358	22,106	846	1,367	1,793	1,712	65,714	72,053	8,380	6,021	1,569	
1948. 3	104,643	0	3,374	131,749	23,181	722	1,473	1,473	2,036	1,913	76,978	10,773	8,380	1,621	
1948. 4	102,062	0	4,000	168,950	25,749	801	1,679	1,679	1,895	1,774	76,978	10,773	10,773	1,702	
1947. 4	53,976	344	2,038	111,502	27,394	1,242	1,503	1,503	2,748	1,060	60,962	2,325	3,504	1,727	
1947. 12	1,634	1,462	2,029	1,398	17,099	167,341	368	368	127	172	53	193,430	1,993,781	723,700	
1948. 1	1,634	1,721	1,748	1,636	14,742	157,219	355	355	146	189	76	263,549	1,968,506	335,200	
1948. 2	1,866	2,246	2,118	1,631	17,494	215,491	385	385	134	280	37	293,451	1,935,106	3,400	
1948. 3	1,976	2,847	3,203	1,745	19,597	229,616	369	369	162	463	79	228,474	2,375,393	151,700	
1948. 4	2,120	2,984	3,623	2,062	22,088	209,553	391	391	207	413	75	165,713	2,712,139	41,700	
1947. 4	2,102	5,623	3,267	2,153	12,358	278,829	141	141	64	56	65	93,660	2,635,413	287,400	

(27) 重要國別輸出入貿易 (東洋經濟週) * 印不詳

國 別	1947年中			1947年1月			1948年2月			1948年3月		
	金額	百分率	%	金額	百分率	%	金額	百分率	%	金額	百分率	%
朝鮮國	1,472,023	16.10	10.85	156,131	30.55	507,400	33.11	723,700	33.11	723,700	33.11	723,700
香港	1,308,363	14.31	9.80	141,022	13.30	220,900	14.88	335,200	14.88	335,200	14.88	335,200
馬來亞	718,639	7.86	2.35	33,816	5.13	85,200	0.16	3,400	0.16	3,400	0.16	3,400
印度	688,467	7.53	14.35	206,496	12.67	210,400	6.94	151,700	6.94	151,700	6.94	151,700
錫蘭	181,945	1.99	0.15	21,158	6.54	108,600	1.91	41,700	1.91	41,700	1.91	41,700
爪哇	177,084	1.93	4.29	61,733	1.44	23,900	4.19	91,500	4.19	91,500	4.19	91,500
暹羅	620,809	6.79	39.55	509,124	24.42	405,600	13.15	287,400	13.15	287,400	13.15	287,400
菲律賓	21,550,332	88.35	3.74	53,818	1.15	19,100	8.45	184,700	8.45	184,700	8.45	184,700
其他	136,595	0.56	5.57	80,152	0.76	3,700	0.34	14,100	0.34	14,100	0.34	14,100
總計	21,550,332	1.79	2.15	81,486	0.34	10,600	0.10	4,200	0.10	4,200	0.10	4,200
輸出	1,472,023	16.10	10.85	156,131	30.55	507,400	33.11	723,700	33.11	723,700	33.11	723,700
輸入	1,308,363	14.31	9.80	141,022	13.30	220,900	14.88	335,200	14.88	335,200	14.88	335,200
淨輸出	163,660	1.79	1.05	15,109	3.02	286,500	18.23	388,500	18.23	388,500	18.23	388,500

(28) 海外統計

(東洋經濟調)

1948年	工業生産指數 1935~39 =100	鐵鋼操業 率對能 力	電力 生産高	瀝青炭 生産高	原油 生産高	ガソリン 生産高	鐵道貨物 輸送高	小賣商 前年同 期	1948年	經濟活動 指數 1935~39 =100	卸賣物 價指數 1926 =100	取引生 産指數 1935~39 =100	1948年	全米手 形交換 高
4.3	179.7	84.4	5,037	2,130	5,389	15,850	661,807	3-7	4.3	181.0	160.1	112.5	4.7	13,724
10	179.2	71.3	5,032	2,320	5,377	16,569	683,852	8-12	10	177.4	160.6	110.7	14	12,650
17	172.0	80.0	5,086	7,710	5,390	16,588	785,668	6-10	17	177.6	162.9	110.7	21	14,225
24	180.7	86.6	5,027	11,350	5,515	16,515	852,309	7-11	24	185.7	163.6	112.7	28	13,865
5.1	185.7	90.0	5,042	13,790	5,413	16,681	891,638	7-11	5.1	185.7	162.6	114.6	5.5	13,505
8	186.3	94.3	5,087	12,680	5,413	17,141	880,617	6-10	8	193.9	161.9	116.5	12	12,900
15	187.5	95.4	5,108	13,230	5,640	17,141	847,403	5-9	15	192.7	163.5	114.8	19	14,744
22	188.7	96.8	5,085	13,670	5,430	17,248	879,158	7-11	22	193.4	163.5	115.7	26	14,109
29	190.9	96.0	5,076	13,810	5,452	17,827	804,848	8-12	29	197.4	164.4	115.7	26	14,109
6.5	192.2	96.1	4,845	12,980	5,476	17,787	821,213	5-9	6.5	196.6	164.2	115.6	9	13,088

(29) 証券株式相場 (佛) (東洋經濟調)

1948年	通 貨 流通高	金 融 金保有高	統 計 加盟銀 行 準備高	政府 證券 保有高	株 式 相 場 鐵道株 二十種	工業株 三十種	公共株 十五種	1948年	自動車 生産高	食料品 卸賣 價格	新建築 契約高	1948年	破 産 件 數
4.7	27,833	23,147	710	20,477	54.75	178.33	33.57	4.8	103,520	6.72	93,800	4.8	79
14	27,774	23,152	870	20,593	57.03	179.13	33.60	15	104,740	6.76	15	15	101
21	27,718	23,159	720	20,394	57.21	181.37	33.80	22	105,242	6.87	22	22	100
28	27,682	23,167	880	20,440	58.21	181.01	34.15	29	102,039	6.76	29	29	106
5.5	27,762	23,176	860	20,251	57.97	180.94	34.11	5.6	85,345	6.88	5.6	5.6	108
12	27,762	23,176	930	20,348	59.45	183.95	35.00	13	85,175	6.93	13	13	100
19	27,690	23,245	330	20,098	61.31	188.26	35.26	21	88,641	6.91	21	21	100
26	27,700	23,295	710	20,592	61.48	191.06	35.68	28	92,105	6.94	27	27	92
6.2	27,895	23,343	920	20,683	60.92	191.32	35.60	6.3	75,059	6.97	6.3	6.3	112
9	27,864	23,362	920	20,349	61.25	192.56	35.79	10	110,688	7.11	10	10	91

(30) 棉花 (仙)

(31) ニューオールの棉花 (仙)

(32) シカゴ小麦 (仙)

1947.11	U ニ ス チ ー ル	S タ ン ド 石 油	ア コ ン 山	ゼ ネ タ ー ス	ス タ ン ド 石 油	ア コ ン 山	モ ト リ ー	鐵 道 株 20種	工 業 株 30種	公 共 株 15種	租 育 株 式 出 來 高 (千株)
11	74.8	75	35.5	57.1	75	184	53	47.12	179.40	32.94	390
12	79.8	79	34.8	58	79	186	55	52.45	180.84	33.37	1,180
1	75.8	72	33	55.8	72	180	52	51.66	175.05	32.69	290
2	69.8	71.4	32	52.8	71.4	166	49	49.27	167.30	31.70	350
3	74.8	75	36	54.8	75	175	55	53.73	177.20	33.27	1,780
4	78.8	78	40	55.8	78	174	57	58.15	180.51	34.08	1,440
5	80	81	38	63.8	81	183	64	60.81	190.74	35.83	1,240
6	80	86	38	63	86	186	60	62.72	189.46	35.70	990
1947.6	66.1	76.8	34.8	59	76.8	192	58	45.88	177.48	34.73	670

週刊
東洋經濟新報

毎週土曜日發行 創刊明治二十八年

- ◆日本經濟は一大變革期に遭遇した。我々は何よりもまず確固たる見透しを持つことが大切である。
- ◆物價改訂によつてインフレの波はどのような様相を呈するか安定經濟はいつどのようにして齎されるか。通貨整理はいつ行われるか。單一爲替レートはいつ行われ、どのような影響を與えるか等々。
- ◆本誌は毎週の内外政治經濟及一般情勢と密接な關連を保ちつゝこれ等諸問題を刻々論評し見透しを與えている。

豫約購讀料 半年 900 圓 3 月 450 圓
(値上の場合も期間繰上げをしません)

**THE ORIENTAL
ECONOMIST**

THE WEEKLY ECONOMIC MAGAZINE
毎週土曜日發行・創刊昭和九年

日本並に極東の經濟政治社會産業事情を全世界に向つて正しく報道する我國唯一の週刊英文經濟雜誌。

- ◆GHQ初代經濟科學局長クレーマー大佐は本誌を「倫敦のエコノミストにつぐ世界第二位の經濟雜誌である」と激賞した。
- ◆本誌の記事は海外著名新聞雜誌に屢々引用され名聲を博してゐる。

豫約購讀料 1部 30圓千50錢
(送料共) 1年 60圓
半年 80圓

編集後記

戦時中には世界の優秀民族と誇つたものが、一たび敗戦となると何から何までつまらないと自己侮蔑する。そして他民族に對しても、恐ろしく卑屈になつてしまつた。例えばアジア諸國のうちには、日本の經濟復興は帝國主義的侵略の再現に外ならぬと批評するものがあると、この中に含まれてゐる少からぬ偏見を是正しようという努力など思いもよらず、たゞ徒らに盲従し、甚だしきは戦々競々としてこれに迎合するていたらくだ。

打ちつゞく中國の内戦について、マライ、ビルマの共產勢力の興隆、印度、フィリッピン、印度支那、インドネシア等の反共派の反撃と、民族戦線の分裂、抗爭が激化してゐる。二つの陣營の對立から生じた『ヨーロッパの悲劇』は、實にそのまゝ『アジアの悲劇』であり、また更に大きくは

『二十世紀の悲劇』でもある。人類の幸福のため、對立と抗爭から理解と平和への道が果してなれるものであろうか。

昭和二十三年九月五日印刷
昭和二十三年九月十日發行

日本經濟年報 第60集 (復刊第三集)

定價 金一四〇圓

東京都中央区日本橋本石町三ノ二
編集印刷 宮川三郎
發行所 東洋經濟新報社印刷工場
印刷所 東京都千代田區神田淡路町二ノ九
配給元 日本出版配給株式會社

發行所 東京都中央区日本橋本石町三ノ二
東洋經濟新報社

振替東京 六一八番
電話日本橋 (24) 八二・八三
二七・八五

會員番號 A110025

日本經濟年報 バック・ナンバー

第五十九集 價 一二〇圓 附錄 昭和廿年八月以降重要日誌

縮小再生産の實證的研究
米國景氣の分析と見透し
外資導入と日本政治經濟
危機をはらむ世界政治の分析
附錄 重要統計、内外重要日誌

第五十七集 價六〇圓

第一部 關頭に立つ日本經濟
第二部 提携強化の東亞情勢
第三部 決戦期迫る英・米
特殊研究 日本經濟法の研究

第五十八集 價 一〇〇圓

日本インフレーションの分析
戦後危機と日本政治經濟の動向
「二つの世界」下の世界政治經濟

第五十六集 價六〇圓

第一部 決戦非常措置と日本經濟
第二部 綜合戦力化に進む東亞
第三部 第二戦線緊迫下の歐米
特殊研究 英國の對外政策

各集附録=日誌 重要經濟統計 各一〇圓

ブック・レビュー

=世界的名著の内容紹介批評=

第七卷 價 六〇圓 十圓(七月上旬出來)

シュン ジョン・M・ケインズ 飯田 藤次
ベーター 自由社會に於ける完全雇傭 小泉 明
ピバリツチ ー スベルト 近藤 晋一

第八卷 價 八〇圓 十圓

オストロヴィ 社會主義經濟發展の基本法則 丸毛 忍
チャノフ 豊富のための動員 小掠 廣勝
ネーザン アジアの解決 平野義太郎
ラテイモア 究極世界への闘争 最所 フミ

東洋經濟新報社

現代經濟學叢書

1. 越村信三郎 ケネー經濟表研究 85圓
2. 山城 章 企業體制の發展理論 100圓
3. 高橋泰藏 國民所得の基本問題 65圓
4. 久武雅夫 數理經濟學序說 75圓
5. 杉村廣藏 經濟哲學原理 55圓
6. 越村信三郎 マルクス經濟學說 70圓
7. 馬場啓之助 ジョン・S・ミル 70圓
8. 野村兼太郎 日本經濟史(徳川時代) 65圓
9. 美濃口時次郎 工業人口論 75圓
10. 千種義人 計畫經濟論 75圓
11. 鬼頭仁三郎 物價の理論 95圓
12. 山口 茂郎 日本インフレーションの分析 120圓
13. 樋口 午郎 人口理論の展開 160圓
14. 寺尾 琢磨 貨幣本質の分析 110圓
15. 傍島省三 リストの生産力論 未定

一以下續刊一 (送料各10圓、豫約概算 500圓)

東洋經濟講座叢書

22. 平館利雄 ソ聯經濟の分析 30圓
23. 杉村廣藏 經濟哲學概說 35圓
24. 向坂逸郎 マルクス經濟學の基礎理論 30圓
25. 野村兼太郎 福澤諭吉の根本理念 20圓
26. 早瀬利雄 米國の經濟的民主主義 20圓
27. 杉本榮一 } 貨銀の研究 60圓
神野璋一郎 }
森田優三 }
山城 章 }
28. 美濃口時次郎 中小工業の經濟的基礎 40圓
29. 高橋泰藏 インフレーション進行の法則と現段階 40圓
30. 大平善梧他 世界貿易憲章の諸問題 70圓
31. 高橋長太郎他 國民所得の研究 70圓

一以下續刊一 (送料各5圓、豫約概算 500圓)

東洋經濟新報社

東京商大教授 高橋泰藏編集

體系經濟學辭典

B6判八二〇頁
堅牢特上製箱入
價未定

經濟理論の新たなる
理解と激變せる經濟
機構の解明を體系的
に叙述編集した劃期
的經濟學辭典！

再版十一月出來！

本辭典の特徴

- 1、經濟學說、概念、法則の體系的叙述
 - 2、戰時、戰後の世界並に日本の經濟機構事象の體系的解説
 - 3、項目の體系的配列による讀みうる辭典
 - 4、人名項目の年代順配列による經濟學の歴史辭典
 - 5、新進經濟學者の組織的協力による體系的執筆
- 附錄 事項、人名索引、參考文獻、重要英語略語表、重要外國雜誌解説等

東洋經濟新報社

212

211

本年報の特長

この年報は経済現象の分析に五十餘年間の経験を有する東洋経済新報社の編集で資料の正確豊富且つその取扱方の周到適切なることは自他共に認めるところです

A330 R330.59
N771 N.6856
T

